

FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (AISBL)

13, Place Albert 1er, B - 6530 Thuin (Belgique), tel: ++32.71.59.12.38, fax: ++32.71.59.22.29, internet: <http://www.fci.be>

国際作業犬試験規程集

FCI IGP-2025

(下記各種設定試験規程を含む)

FCI 国際作業犬試験規程

FCI 国際足跡追及試験規程

FCI 国際同伴犬試験規程

FCI 国際同伴犬訓練試験規程

FCI 国際物品搜索探知試験規程

FCI 国際持久力試験規程



FCI ユーティリティードッグ委員会依頼により推敲に携わった委員一覧

ローベルト・マルクシュレーガー (オーストリア)

クラウス・ユルゲン・グリュー (独)

イゴール・レングヴァルスキー (スロヴァキア)

マイク・グロイブ (スイス)

レーネ・カルソン (デンマーク)

シャロン・ローネン (イスラエル)

ハリー・アルコン (スロベニア)

ジェラルド・ベッセリンク (オランダ)

クレメンテ・グロッソ (伊)

フランス・ヤンセン (オランダ)

ロアー・キョンスタード (ノルウェー)

当試験規程集は 2024 年 9 月 3 日 FCI 執行委員会によって採用が容認され、
2025 年 1 月 1 日より有効とする。

序文

三万五千年以上前より犬は人類の仲間であった。家畜化過程を通して、人間との密な社会的共同関係が築かれ、ある意味においては人間に頼っている。そのため、人間には、犬の健康と幸福に対して特別な責任が生じる。身体的要求を満たすことや精神的健全さを最優先する必要がある。よって、犬を動物として且つその種別に相応しい取り扱いをすることが最も重要な原則であり、稟性や唯一無二の特性を考慮すべきである。犬は進化過程において肉食動物（ラテン語 **Carnivora**）に分類される犬科の動物（ラテン語 **Canidae**）として社会順応性を有する動物へと進化してきた。犬は社会的な動物であり、集団で生活し、明確な秩序と境界、協力と規律的なチームワークを維持することが必要である。よって、我々は犬の身体的欲求（正しい栄養及び水分提供や健康維持）のみならず、犬に十分な運動の機会を提供する義務が生じる。社会順応性を有する動物としての欲求を満たすためにも、我々は犬とチームとして協力し合うことが必須である。

歴史の中で、犬は人類のために様々な役割を果たしてきた。これらの役割は、犬の精神的な欲求とやる気を満たした。近代社会においてそれら役割の大半は科学技術によって引き継がれた。よって犬の所有者には、損なわれた役割の代わりに適切な運動と人間と密接に触れあう機会を提供する義務があり、またその本能や意欲を発揮させる責任がある。この様な観点から「国際同伴犬試験」、多種目から構成される「作業犬試験」、「足跡追及単試験」や「物品探知試験」の受験を検討する余地が十分生じる。個体の先天的素質や作業性能に応じ、犬に十分な課題を与え作業させる事が必要となる。十分な運動以外に犬の習得能力、運動欲求やその他犬種特有の素質を考慮した十分な課題提供が必要不可欠である。よって、多種多様なドッグスポーツの実践は、これら犬の要求を満たすために非常に適していると言える。十分な課題提供を受けていない犬の行動は、いずれ目立つようになりかねず、公共の場において非難の対象となりうる。

犬とドッグスポーツを実践する者は、自らと犬との最大限可能な調和を得るため、入念に検討した上で適切なトレーニング方法を選定する必要がある。全ての訓練の最終目標は、我々人間が犬に対し要求している事柄を、犬が理解可能な方法で伝える事にある。実践されるドッグスポーツの種別を問わず、人間と犬の調和が取れた関係構築は、全ての活動の基本となる。調和を得るためには自らの犬を客観的に観察し、個体の能力を正しく推測・把握することが重要である。人間には倫理上個体の能力に合わせた犬の教育と適切な訓練を行う義務が生じる。実施する教育、訓練またはトレーニングで効果を得るためには、犬が指導手と共に実践する共同作業に対しモチベーションと喜びを示すことが重要となる。犬にドッグスポーツを行わせるに当たり、個体の素質、性能及び作業意欲に配慮が必要となる。犬の訓練性能に対し、薬物または動物虐待的行為によって影響を及ぼすことは、いかなる況においても回避しなくてはならない。

一般的省略記号

FCI	世界畜犬連盟（仏語 Fédération Cynologique International ）
IGP	国際作業犬試験規程（独語 Internationale Gebrauchshunde Prüfungsordnung ）
NPO	国内試験規程（独語 Nationale Prüfungsordnung ）
FCI-NCO	FCI 加盟国内統括傘団体（独語 Nationale kynologische Organisation der FCI ）
PL	試験監督、大会実行委員長（独語 Prüfungsleiter ）
LR	訓練審査員（独語 Leistungsrichter ）
PO	試験規程（独語 Prüfungsordnung ）
RA	審査員指示（独語 Richteranweisung ）
HZ	声符（独語 Hörzeichen ）
HL	防衛ヘルパー（独語 Helfer ）
HF	指導手（独語 Hundeführer ）
FL	印跡者（独語 Fährtenleger ）

当試験規程集に掲載される各種試験規程の効力

当訓練規程集に含まれる各種試験規程は 2025 年 1 月 1 日より有効とする。これら規程は FCI ユーティリティ委員会によって推敲され、2024 年 9 月 3 日 FCI 執行委員会により承認・可決された。

当規程有効に伴い、全旧試験規程は無効とする。

「FCI 国際作業犬試験規程（IGP）」は全 FCI 加盟国を対象とし有効とする。各国際試験階梯規程に基づき開催される全行事（試験及び競技行事）は当規程に則り実施される必要がある。

目次

序文	2
一般的省略記号	3
当試験規程集に掲載される各種試験規程の効力	3
目次	4
共通一般規程	8
試験開催時期	8
試験開催規則	8
祝日開催規則	9
試験計画実行、試験監督（実行委員長）	9
試験監察員	9
訓練審査員	9
一試験階梯・一日当たりの「審査単位計算」	10
装備品及び受験者の服装	11
受験者	11
印跡者	11
受験条件	12
ドーピング及びその他不適切な措置	13
予防接種	14
犬の社会適正	14
試験開始及び終了	15
肢体不自由な参加者の取り扱い	15
首輪装着義務及びリード携帯義務	15
口輪装着義務	15
損害賠償責任	15
表彰・名誉賞付	15
訓練タイトル	16
訓練資格証明	16
声符	17
国際規程及び特別規則	17
FCI 世界選手権大会、ヨーロッパ選手権大会	17
懲戒権	17
「失格」の定義	18
「中止」の定義	18
稟性テスト	19
個体識別確認実施方法	20
発砲に対し臆病な犬の定義（ガン・シャイ）	21
評価	21
全試験種別を対象とする共通基本条件	22
FCI 国際同伴犬試験（FCI-BH/VT）（交通安全適正試験種目を含む）	23
「セクション A」施設内訓練場にて実施される服従試験	23
一般規程	23

基本条件	23
犬の声符に対する反応	24
追加声符	24
基本姿勢	24
試験課目作業展開	24
指導手による犬元への進み方及び招呼方法	24
犬を褒める行為	25
試験課目作業開始申告	25
試験課目作業開始及び終了	25
各試験課目実施要領	26
FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT) 用各服従試験課目実施要領図	26
作業開始	26
紐付き脚側行進 (30 点)	26
常歩行進中の停座 (10 点)	27
常歩行進中の伏臥 (10 点)	27
状況下における休止 (10 点)	28
「セクション B」交通環境下にて実施される試験種目	28
一般規程	28
当セクションは、「セクション A」に合格した犬のみ受験可能とする。	28
交通環境下にて実施される各試験種目実施要領	29
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一から第三試験階梯 (FCI-IBGH 1～3)」	30
各試験階梯設定試験課目名及び配点表	30
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一から第三試験階梯 (FCI-IBGH 1～3)」共通特則	31
一般解説	31
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一試験階梯 (FCI-IBGH 1)」 服従試験課目実施要領図	34
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第二試験階梯 (FCI-IBGH 2)」 服従試験課目実施要領図	35
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第三試験階梯 (FCI-IBGH 3)」 服従試験課目実施要領図	35
各試験課目実施要領	36
「FCI 国際作業犬試験 第一から第三試験階梯 (FCI-IGP 1～3)」	45
「セクション A」足跡追及作業	45
一般規程及び設定試験階梯	45
足跡追及作業に適した地表特性	45
足跡コースの印跡方法	45
物品	46
物品指示作業	47
搜索リード	48
「フリー搜索」実施時の指導法	48
作業開始申告	49
足跡開始地点	49

足跡追及作業実施要領	49
足跡追及作業終了方法	50
作業終了申告	50
屈折部	50
犬を褒める行為	50
足跡追及作業における「中止」及び各種「失格」言い渡し	50
足跡追及作業評価方法	51
評価基準	52
評価ガイドライン	52
FCI 国際作業犬試験 第一及び第二試験階梯 (FCI-IGP 1、2) 用足跡追及コース例	53
FCI 国際作業犬試験 第三試験階梯 (FCI-IGP 3) 用足跡追及コース例	53
屈折部印跡実施要領図	54
物品配置実施要領図	54
「セクション B」服従作業	54
各試験階梯の試験課目一覧	54
一般解説	54
声符	54
試験課目作業開始申告	55
試験課目作業開始及び終了	55
基本姿勢	55
試験課目作業展開	56
指導手による犬元への進み方及び招呼方法	56
犬を褒める行為	56
厳守されるべき動作間の「間」	56
指示姿勢の誤実行	56
持来作業	57
障害	57
斜壁	57
その他注意事項	57
評価上の「優先」及び「二次的評価要素」	57
FCI 国際作業犬試験 (FCI-IGP) 設定服従課目実施要領図	58
各試験課目実施要領	58
「セクション C」防衛作業	68
一般規程及び解説	68
FCI 国際作業犬試験 第一及び第三試験階梯 (FCI-IGP 1～3) 試験課目及び配点)	71
「セクション C」各試験課目実施要領	71
防衛ヘルパー規程	83
その他設定試験	87
「FCI 足跡追及単種目試験、第一から第三試験階梯 (FCI-FPr 1～3)」	87
「FCI 服従単種目試験、第一から第三試験階梯 (FCI-UPr 1～3)」	87
「FCI 防衛単種目試験、第一から第三試験階梯 (FCI-SPr 1～3)」	87

「FCI 作業犬二種目試験、第一から第三試験階梯（FCI-GPr 1～3）」	88
「FCI 国際足跡追及単課目試験 第一から第三試験階梯（FCI-IFH 1～3）」	88
一般規程及び試験階梯	88
「FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験（FCI-IGP FH）」	89
足跡追及作業に適した地表	89
足跡コースの印跡方法	89
誘惑足跡設定方法（FCI-IFH 2、FCI-IFH 3 各試験階梯にのみ設定）	90
特別規則	90
物品	90
物品指示方法	91
搜索リード	92
「フリー搜索」実施時の指導法	93
足跡追及作業開始申告	93
足跡開始地点	93
足跡追及作業実施要領	93
足跡追及作業終了方法	94
作業終了申告	94
屈折部	94
犬を褒める行為	94
足跡追及作業における「中止」及び各種失格言い渡し	95
足跡追及作業の評価方法	96
評価ガイドライン	97
FCI 国際足跡追及単課目試験 第一試験階梯（FCI-IFH 1）用各種足跡コース例	98
FCI 国際足跡追及単課目試験 第二試験階梯（FCI-IFH 2）用各種足跡コース例	98
FCI 国際足跡追及単課目試験 第三試験階梯（FCI-IFH 3）用各種足跡コース例	99
屈折部印跡実施要領図	99
鋭角屈折印跡実施要領図	99
印跡時の物品配置印跡実施要領図	100
「FCI 物品搜索探知試験 第一から第三試験階梯（FCI-STöPr 1～3）」	100
一般前提条件	101
物品搜索探知会場の特性	101
使用物品の特性	101
作業開始申告	101
物品搜索探知作業の開始方法	102
物品指示作業（物品における犬の態度）	102
全階梯共通評価基準項目	103
「FCI 国際持久力試験（FCI-IAD）」	104

共通一般規程

一般事項

当規程における多くの表現は、読みやすさを考慮し男性形で表記しているが、全ての性別を対象とする。

全訓練競技会及び訓練試験は主に下記の目的を達成する役割を果たすべきである：

1. 犬の精神的及び身体的な健全性、持久力と作業態度の実証
2. 個々の犬に対し試験合格に伴う該当訓練資格の付与

各国 FCI 加盟国内統括傘団体に対し「FCI 国際作業犬試験規程集 (FCI-IGP)」掲載の各種試験実施促進が要求される。特に国際規模開催訓練行事は「IPG 規程」に則り実施されるべきである。全ての訓練試験や競技会、全試験または競技会参加者の態度はスポーツマン・シップ精神に則つとることが重視される。当試験規程集設定の各種規程や規則は厳守されるべきであり、全受験者に求められる作業内容要求設定は平等とする。試験開催地及び開始時刻は公示されなければならない。

訓練試験や訓練競技会開催に当たり、各試験階梯または試験階梯に設定される各々の完全な訓練種目実施が必要となる。開催行事枠内において、完全に実施された一試験階梯作業内容が合格に値する場合にのみ訓練資格授与対象となり、全 FCI 加盟団体によって認知されなければならない。

各試験階梯の再受験回数に制限は無い。なお、各試験階梯は設定順に受験されなければならない（第一階梯 ⇒ 第二階梯 ⇒ 第三階梯順）。この場合、各階梯試験合格に必要な最低評価「B-評価（70%）」獲得によって初めて次設定階梯の受験が認められる。犬は常に最も高い合格階梯を受験する必要があるが、席順決定されない行事の場合は、その限りではない。

試験開催時期

試験行事は通年開催を可能とするが、天候不順により関係者や犬の健康と安全が脅かされる恐れが生じた場合、即時実施を中止すべきである。開催の是非に関する決断権は訓練審査員にのみ与えられている。試験開催期間を各 FCI 国内統括傘団体が独自に限定すること可能とする。

試験開催規則

試験開催可能日は原則的に週末及び法律によって設定された祝日とする。なお、試験開催容認権限を有する FCI 国内統括傘団体または試験開催団体は、前記推奨に反し、全試験階梯または特定試験階梯試験を対象に独自に試験開催日を設定する権限を有する。「FCI 国際作業犬第一階梯試験 (FCI-IGP 1)」または「FCI 国際足跡追及単課目第一階梯試験 (FCI-IFH 1)」受験予定の試験参加者は、試験初日に「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT) または国内 BH/VT」、翌日に FCI-IGP 1 または FCI-IFH 1 を受験することが可能である。

「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)」または「国内 BH/VT」と FCI-IGP 1、FCI-FPr、FCI-UPr、FCI-SPr、FCI-GPr、FCI-IAD、FCI-IFH 1、FCI-IBGH 1、FCI-STöPr 1 受験までの待機期間は設定されていない。なお、犬は一日に一試験のみ受験可能とする。しかし、待機期

間が設定されていないことを理由に受付可能頭数許容上限を超えてはならない。開催団体は FCI 国内統括傘団体が定める行事開催容認規則及び行事開催保護設定用に定められている開催申請期限を厳守すべきである

祝日開催規則

各国祝日関連法が許容する限り、前記開催設定条件に則った祝日試験開催は可能である。

試験計画実行、試験監督（実行委員長）

訓練行事实行に当たり全責任は試験監督（実行委員長）にある。試験監督は、行事進行に関わる事前準備責任を担うと同時に行事進行及び総括監督役を務める。訓練試験実行時、規程に基づく進行を保障し、常に担当訓練審査員補佐を務められるよう、全行事開催期間中、会場に常在しなければならない。

よって、訓練行事实行委員長が自ら行事参加することや与えられた役割以外の役割を兼任することは禁止されている。試験監督は下記責任を担う

- － 必要となる各種行事開催関連許可の取得及び行事開催関連資料の入手
 - － 試験規程に基づく各階梯試験に適した足跡追及作業会場の確保
 - － 使用予定される各足跡追及会場所有者や猟権保有者による使用許可の入手
 - － 安全管理用要員、印跡者、群集要員等の経験豊かな要員の確保
 - － 行事開催許可の取得
 - － 試験規程に基づき必要となる各種器具及び防衛ヘルパー用安全装備品の調達及び提供
 - － 審査手簿、採点表等、各種書類の準備
 - － 全犬訓練手帳、血統書、予防接種証明書、必要に応じ損害賠償保険契約書の提出確認
- 受験中以外審査員が把握しない、失格を引き起こす可能性がある行事参加者によるスポーツマン・シップや動物愛護法違反行為を試験実行委員長が確認した場合、訓練審査員に報告する義務が生じる。失格言い渡しの判断が下される前に試験監督は訓練審査員に状況説明を行った後に共に最終決断を下すべきである。

試験監督は訓練行事開催最低三日前までに担当訓練審査員に開催地、開始時刻、会場アクセス方法、実施試験種別と受験犬総数を告げる必要がある。期限内に情報伝達が行われなかった場合、担当訓練審査員は審査実行拒否権を行使する権限がある。行事開催許可書は訓練試験開始前に担当訓練審査員に提示されなければならない。

試験監察員

試験開催容認権を有する担当団体上級役員は、試験行事監察員を任命可能である。当試験規程に則った訓練行事進行を確認するため、専門知識を有する観察員を任命、派遣することを可能とする。

訓練審査員

行事主催者は、各実施 FCI-IGP 試験階梯の審査権限が与えられた試験審査資格保持者を選定、招聘、または FCI 加盟国内統括傘団体によって起用されることを可能とする。FCI 世界選手権担当訓練審査員は、主催国 FCI 国内統括傘団体同意の元、FCI ユーティリティードッ

グ委員会によって選出・任命される。訓練審査員招聘に当たり、採用総人数決定権は主催者側にあるが、訓練審査員 1 名一日当たりの審査可能審査単位の上限は「合計 36 単位」とする。なお、FCI 世界選手権や国内一決定競技会開催に当たっては、FCI 国内統括傘団体同意の上、前記設定審査単位上限を上回る事が認められる。担当訓練審査員は自ら所有する犬及び管理下に置く犬、担当審査員共同生活者の所有犬や管理犬、審査員と生活を共にする者が指導するこれら全犬の審査が禁止されている。地区単位規模以上の大規模行事の場合、FCI 国内統括傘団体または行事開催実行権限が与えられた担当委員会同意の上で審査員を起用する場合には、例外が認められる。国内または地域団体が海外審査員の起用を予定する場合、当該二か国の FCI 国内統括傘団体 2 団体間を介し招聘手続きが行われる必要がある。

審査担当する行事において、訓練審査員が自ら犬を指導することは、禁止されている。担当訓練審査員は、自らの行動により作業中の犬の行動を妨害または影響を及ぼしてはならない。各試験課目作業の実施要領に関する条件設定は、FCI 試験規程にて明記されている。これらは厳守される必要があり、変更は認められない。全試験階梯に該当する。

訓練審査員は現行有効な規程の厳守、正確な実行の責任を担う。審査員には、規程や審査員指示違反が確認された場合、試験を中止する権限が与えられている。例外的な処置は国内団体の許可を必要とする。

一試験階梯・一日当たりの「試験種目審査単位計算」

FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT) または国内 BH/VT (学科試験なし)	各 2 単位
FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT) または国内 BH/VT (学科試験あり)	各 3 単位
FCI-FPr 1~3、FCI-UPr 1~3、FCI-SPr 1~3 (FCI 国際足跡追及、服従、防衛作業各単課目試験)	各 1 単位
FCI 作業犬二種目試験 (FCI-GPr 1~3 各階梯試験)	各 2 単位
FCI 国際同伴犬訓練試験 (FCI-IBGH 1~3 各階梯試験)	各 1 単位
FCI 国際足跡追及単種目第一階梯試験 (FCI-IFH 1)	1 単位
FCI 国際足跡追及単種目第二階梯試験 (FCI-IFH 2)	2 単位
FCI 国際足跡追及単種目第三階梯試験 (FCI-IFH 3) 及び FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験 (FCI-IGP FH) 足跡指示要員が起用された場合	各 3 単位 2 単位
FCI 国際作業犬試験 (FCI-IGP 1~3 各階梯試験)	各 3 単位
FCI 物品探知試験 (FCI-STöPr 1~3 各階梯試験)	各 1 単位
FCI 国際持久力試験 (FCI-IAD)	1 単位

FCI 国内総括傘団体は独自開催大規模行事に適用される特則を設定することを可能とする。

FCI 国内総括傘団体によって提案が提出された場合、FCI 作業犬員会が最終決断を下す。

装備品及び受験者の服装

受験中に体に密着するまたは体形に似合ったベスト（ベストから突き出るポケット、あるいは後付け各種物品のない物に限る）の着用は認められる。ウェストバックやトレーニング用エプロンの使用は禁止されている。地区規模行事の上位行事については、FCI 国内統括傘団体または単犬種団体が更なる規制を設ける権限が与えられている。

受験者

受験者は試験行事が開催される自治体が定める条例、特に動物愛護条例に違反してはならない。受験者は受験する訓練行事の申込締切日厳守すべきであり、受験申込と同時に受験料を収める義務が発生することを承諾しなければならない。受験を見合わせた場合、いかなる理由が生じようとも延滞なく実行委員長に報告しなければならない。

全受験者は受験犬の予防接種証明の提出を義務とし、訓練審査員や実行委員長指示に従わなければならない。受験者はスポーツマン・シップ精神に則った方法にて犬と作業を実施し、特定セクション成績に関係なく、受験試験階梯の全セクションを受験しなければならない。試験行事は表彰式及び訓練手帳返還をもって正式に終了する。

試験開催日毎に必要な最少受験者数は 4 名（重複しない指導手 4 名）とする。同試験行事枠内にて続けて FCI-IGP 1, FCI-IFH 1 または他最低階梯試験を受験する予定がある「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)」または「国内 BH/VT」受験者と同一受験犬である場合に限って、前記一日当たりの試験最低受験者数を下回ることが許容される。指導手は同一犬を伴って一試験にのみ受験可能とする（2 日間開催試験行事は「一試験行事」と解釈される）。さらに受験者は一試験行事にて最大 2 頭まで指導することが認められ、受験犬は一試験行事において一訓練資格取得のみ可能とする。特例 「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT) または国内 BH/VT」と「他第一階梯試験」受験合格による 2 訓練資格取得に限って資格取得は可能とし前記規則は適用外とする。

試験受験条件として指導手及び受験犬所有者は FCI 加盟国内統括傘団体の傘下団体会員資格を有する必要がある。FCI 加盟国内統括傘団体は「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)」または「国内 BH/VT」試験受験条件に限り特例規則を設定する権限を有する。

印跡者

印跡者は FCI-IGP 規程を厳守すべきである。FCI-IGP 2、FCI-IGP 3、FCI-IFH 2、FCI-IFH 3 及び FCI-IGP FH 各試験において印跡者の起用が必要となる。

資格を有する印跡者の起用が推奨される。担当訓練審査員または足跡追及会場責任者は既存追及会場の地表特性に応じて各足跡コースを決定する。印跡に当たり、FCI-IGP 1 及び FCI-IFH 1 においては指導手に、FCI-IFH 2、FCI IFH 3、FCI IGP 2 及び FCI IGP 3 各試験においては印跡者に対し、当審査員または追及会場責任者より指示が言い渡される。訓練審査員用に各足跡コースの図が作成される必要がある。この図には会場特長（木、電信柱、小屋等）、各直線部の歩数及び各物品配置地点が明記されている。訓練審査員または追及会場責任者は印跡作業を監督し、印跡に当たり考慮すべき注意事項を印跡者に通知する。各足跡コ

ースは互いに異なる形状にて印跡されるべきであり、屈折部設定及び物品配置位置は他足跡コースと等しい間隔に設定されてはならない。可能な限り様々な形状を備える足跡コースが設定されるべきである。足跡コース出発地点は、出発地点左側面に設定される明確に目視可能な印によって識別されなければならない。印跡者は出発地点において短時間立ち止まった後、自然体且つ常歩にて指示された方向へ印跡を開始する。印跡時、自然な歩き方にて印跡を心掛ける必要がある。各屈折部も「常歩」にて印跡され、続く直線部への継続的足跡追及作業が可能となるよう配慮する必要がある（足跡追及作業解説文後の図を参照）。印跡者による不自然な歩行、地面への強い踏込みや擦る行為、一時停止等の補助行為は全足跡コース上で禁止されている。

物品を各屈折部前後 20 歩以内に配置することは、認められない。最終物品配置後、印跡者はそのまま直線上を前方に向かって最低 10 歩印跡作業を継続しなければならない。

受験条件

訓練試験受験当日、受験犬は例外無く下記表記年齢に達していなければならない。例外は一切認められない。

下記表記各試験への受験には「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)」または FCI 国内統括傘団体が定める「国内同伴犬試験 (BH/VT)」の合格を必須とする。「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)」または「国内同伴犬試験 (BH/VT)」受験年齢設定は個々の FCI 加盟国内統括傘団体の任意とするが、生後満 12 ヶ月以下の設定は認められない。

試験及び階梯名	必須保有資格	生後以上
FCI-IBGH 1	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	15 ヶ月
FCI-IBGH-2	FCI-IBGH 1	15 ヶ月
FCI-IBGH-3	FCI-IBGH-2、FCI-オビディエンス 1、 または「FCI-IGP-1」	15 ヶ月
FCI-IGP 1	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	18 ヶ月
FCI-IGP 2	FCI-IGP 1	19 ヶ月
FCI-IGP 3	FCI-IGP 2	20 ヶ月
FCI-IFH 1	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	18 ヶ月
FCI-IFH 2	FCI-IFH 1	19 ヶ月
FCI-IFH 3	FCI-IFH 2	20 ヶ月
FCI-IGP FH	FCI-IFH 3	20 ヶ月
FCI-FPr 1～3	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	15 ヶ月
FCI-UPr 1～3	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	15 ヶ月
FCI-GPr 1～3	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	18 ヶ月
FCI-SPr 1～3	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	18 ヶ月

FCI-STöPr 1	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	15 カ月
FCI-STöPr 2	FCI-STöPr 1	15 カ月
FCI-STöPr 3	FCI-STöPr 2	15 カ月
FCI-IAD	FCI-BH/VT または「国内 BH/VT」	16 カ月

犬が FCI-IGP 1 またはドッグスポーツ部門オビディエンス資格を有し、FCI-IBGH に出場予定である場合、FCI-IBGH 3 にのみ出場可能とする。

「FCI 足跡追及単種目試験 第一から第三試験階梯 (FCI-FPr 1～3)」は「FCI 国際作業犬試験 第一から第三試験階梯 (FCI-IGP 1～3)」各階梯「セクション A」試験内容から、「FCI 服従単種目試験 第一から第三試験階梯 (FCI-UPr 1～3)」は「国際作業犬試験 第一から第三試験階梯 (FCI-IGP 1～3)」各階梯「セクション B」試験内容から、「FCI 防衛単種目試験 第一から第三試験階梯 (FCI-SPr 1～3)」は「国際作業犬試験 第一から第三試験階梯 (FCI-IGP 1～3)」各階梯「セクション C」試験内容から構成される。「FCI 国際作業犬二種目試験 (FCI-GPr 1～3)」は FCI-IGP1 から FCI-IGP 3 各試験階梯の「セクション B」及び「セクション C」各試験課目から構成される。これら各試験課目は「単種目単位」として実施することは認められるが、いずれも公式な訓練資格付与対象外とする。

「セクション C」(防衛作業)単体行事の開催は禁止とする。

試験行事には体高、犬種、血統書の有無を問わず全犬受験が認められる。受験犬が規程に則り必要となる身体能力条件を満たすか否かの判断は、訓練審査員に委ねられる。

これら単課目試験の場合、前階梯受験合格を問わず、いずれの階梯試験を受験するかは指導手の任意判断とする。なお、同伴犬試験 (BH/VT)」の受験合格は前提条件とする。

発情犬による全ての試験への受験は認められるが、他受験犬や受験者と接触の無いよう取り扱われなければならない。足跡追及作業においては他受験申込犬と共に受験する。その他種目受験に当たっては、全犬の受験作業終了後に受験する必要がある。「FCI 国際持久力試験 (IAD)」受験に当たり発情犬は最後に受験し、他受験犬の誘惑とならないよう明確な間隔をあける配慮が必要となる。

受胎犬は交配日より 27 日以内である限り「FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)」、全「FCI 国際足跡追及階梯試験 (IFH 1～3)」、「FCI 国際物品搜索探知試験 (FCI-StöPr)」や「FCI 国際持久力試験 (IAD)」受験が認められる。

28 日目以降の受験は、獣医師による犬が受胎していない証明書提出が条件となる。

受胎犬や母乳供給期にある犬の受験禁止期間に付いて FCI または FCI 加盟国内統括傘団体が別途情報公開する。

発病または伝染病の発病の疑いのある犬による全試験行事への参加は禁止とする。疑わしい場合は獣医師が最終判断を下す。

ドーピング及びその他不適切な処置

発病または負傷犬の受験は禁止されている。また、禁止されている方法にて犬に影響を及ぼ

してはならない。即ち一般外貌変更、性能や反応向上を目的とする、または犬の稟性を不適切に変更する試み、または負傷や疾患を隠蔽する全ての行為は禁止されている。

特定治療（例えば、治療後の必要経過期間等について）や、その他処置の実施により犬の受験資格への影響（FCI アンチ・ドーピング規則も参照）についての確認は、犬の責任を担う者の責任とする。

主催者は競技会開始前適時に不適切と定義される治療や処置について該当規則に関する情報提供すべきである。

ドーピング検査の実施は可能とする。FCI 加盟国内統括傘団体または競技会主催団体がドーピングや他不適切処置実施確認のため検査用サンプル採取実施を決断した場合、対象犬の責任を担う者は、当該検査とその結果によってはさらなる検査を受ける義務が生じる。

予防接種

受験犬は FCI 国内統括傘団体が設定する国内規則に則り予防接種されている必要があり、犬の健康手帳または予防接種証明書によって証明される必要がある。

犬の社会適正

受験犬による威嚇行動は即時失格とする。

受験犬が試験行事中（作業実施前、作業中、作業実施後）に第三者や、自ら攻撃を受けること無く他犬に対し咬み付く、咬み付こうとする、攻撃を加える、または攻撃を試みようとした場合「失格」とする。仮に全種目作業を終了していたとしても、それまでに獲得された全得点が剥奪される。他犬による攻撃に対し犬が反応し、自己防衛をした場合は、懲罰対象外とする。

複数日間開催される行事における失格言い渡しは、他試験開催日についても有効と見なされるため、当該犬は該当試験行事全期間に渡って受験を継続することが認められない。

失格が言い渡されたチーム（指導手と犬）は、次の受験または競技会参加前に新たに行動テストを含む同伴犬試験（FCI-BH/VT または国内 BH/VT）に合格した証明を提出する必要がある。失格言い渡しは担当訓練審査員によって対象犬が保有する訓練手帳や血統書に記入、署名される必要がある。

記載内容 「威嚇行動による失格。当犬は新たに行動テストが実施される同伴犬試験（「FCI-BH/VT」または「国内 BH/VT」）を受験する必要がある。」

このような事態が生じた場合、担当訓練審査員には状況説明を含む報告書を作成し、国内団体に提出する義務が発生する。

状況に応じて、特に新たな同伴犬試験受験が第三者や他動物にとってリスクとなり得る場合、国内団体は更なる稟性確認処置を命じる権限を有する。社会適正が不足することに起因する再受験が生じた場合、国内団体は担当訓練審査員に事前情報を提供する必要がある、担当訓練審査員判断に基づきリスクが生じぬよう、安全確保のために試験課目内容を変更する権限を有する。内容変更が行われた場合、サンプル犬を用いて事前に試験的に実施されなければならない。サンプル犬が攻撃を受け、自己防衛に転じた場合、攻撃を受けた犬は懲罰

対象外とする。

試験開始及び終了

試験行事の開始は試験監督によって設定され、訓練手帳の返却をもって終了する。

訓練手帳返却は表彰式終了後に実施される必要がある。表彰式は試験行事の一環と見なされる。表彰式において受験犬はいかなるモチベーション向上物品を口に保持すること無く指導手によって指導されなければならない。

肢体不自由な参加者の取り扱い

身体的な障害が原因で受験者が試験課目の一部を正確に実行できない場合、受験開始前に担当訓練審査員に申告する必要がある。障害により受験犬を左側面にて指導できない場合、実施要領に従い右側面で指導することが認められる。必要に応じ **FCI** 加盟国内統括傘団体は更なる特例規則を設定する権限が与えられている。

首輪装着及びリード携帯義務

受験犬には単列式、引き締まらないように設定されている大きめなチェーン部品からなるチェーンカラーが用いられる必要がある。法律の定めがある国においては犬の首を絞めないようチェーンカラーに固定用追加リングが施されている必要がある。前記チェーンカラーは、全試験開催期間中犬に装着する必要がある。なお、「**FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)**」または「国内 **BH/VT**」) 試験受験時には、革や布製等他種首輪または胸部ハーネスの使用が認められる。全「**FCI 国際同伴犬訓練階梯試験 (FCI-IBGH 1～3)**」及び各足跡追及試験受験時は「**FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)**」または「国内 **BH/VT**」と同条件とするが、胸部ハーネス装着は認められない。足跡追及作業時、引き締め状態にない指定チェーンカラーか革または布製カラー以外に緩く装着された搜索ハーネス、ボグガー・ハーネスまたは識別用ハーネスのいずれかの装着が認められる。全試験期間中リードは常時携帯しなければならない。リードは、「たすき掛け」で装着金具が犬と対面する指導手側面に向いた状態、または目視不可能な状態で携帯されなければならない。

口輪装着義務

法律上装着義務がある国においては、「**FCI 国際同伴犬試験 (FCI-BH/VT)**」または「国内 **BH/VT**」受験時に犬は口輪を装着した状態で指導される必要がある。口輪装着義務がない国においては無装着状態で犬が指導される。

損害賠償責任

受験犬所有者または指導手は受験犬が引き起こす全ての人身、物損損害に対し賠償責任を負う。その為、十分な補償額が担保される損害保険加入が義務付けられる。試験開催期間中の事故について、指導手は自らと犬の責任を担う。指導手は、自己の判断と責任で訓練審査員及び主催者指示に従う必要がある。

表彰・名誉賞付与

表彰は試験階梯毎に分けて行う必要がある。

総合得点が同点の場合、「**FCI 国際作業犬試験、第一から第三階梯試験 (FCI-IGP 1～3)**」

では「セクション C」における得点が高い犬が上位に、当セクション獲得点数が等しい場合、「セクション B」における得点が高い犬が上位入賞とする。三セクション同点の場合、試験階梯と関係無く「同順位」とする。

FCI-IGP FH における同点時、最も高い足跡追及作業得点が席次決時に用いられ、実施された 2 つの足跡追及作業得点が同点であった場合「同順位」とする。

その他全ての試験、同伴犬試験や物品搜索探知試験における同点の場合、同順位扱いとする。表彰式において合格犬は不合格犬より先に表彰される。

原則、全参加者は犬を伴って表彰式に参加する義務がある。訓練資格証明書類返却をもって試験は正式に終了する。

訓練タイトル

FCI-CACIT (Certificat d'Aptitude au Championnat International de Travail de la FCI)

「FCI-CACIT」及び「リザーブ FCI-CACIT」は FCI 公認競技会における最高階梯（FCI-IGP 3、FCI-IFH 3、FCI-IGP FH 並びに FCI-IGP と FCI-IGP FH 各世界選手権大会）に付与される。「FCI-CACIT」または「リザーブ FCI-CACIT」推薦については、FCI 事務局が競技会成績結果報告を受け取った後に、FCI 事務局によって承認される。FCI インターナショナル・チャンピオンシップ規程が適用される。FCI-CACIT 付与対象行事開催に当たり、全 FCI 加盟国内統括傘団体宛に開催案内が配信される必要がある。該当行事招聘 FCI 国際 IGP 訓練審査員の人数は最低 2 名とし、その内 1 名は主催国以外他 FCI 加盟国内統括傘団体より招聘される必要がある。タイトル付与に当たり訓練審査員推薦が必要となる。下記条件を満たす犬のみ「FCI-CACIT」と「リザーブ FCI-CACIT」タイトル付与対象とする。

－ 展覧会評価「SG-評価」を獲得した犬

－ 当該試験にて最低「SG-評価」を獲得した犬。FCI-CACIT タイトルは、付与された評価に対し自動的に付与されるとは限らない。

－ 「FCI 犬種分類、第 1～3 グループ」に属する作業犬試験対象犬種（作業や足跡追及犬種）

－ タイトル付与対象競技会毎に、1 犬種につき 1「FCI-CACIT」及び 1「リザーブ FCI-CACIT」タイトルのみ付与される。「国内タイトル (CACT)」は FCI 国内統括傘団体が設定・付与する。

訓練資格証明

全ての受験犬について、FCI 公認訓練資格証明あるいは訓練手帳に成績が記載されなければならない。訓練資格証明は指導手が所属する FCI 国内統括傘団体該当規則に則って発行される。訓練手帳または訓練資格証明は犬が犬籍登録されている FCI 国内統括傘団体によって発行されなければならない。犬は所有者の居住国の犬籍簿に登録される必要がある。名義変更後も既に発行済み訓練資格証明が継続使用される。新しい所有者情報が追記され、必要に応じ移籍先国の犬籍簿登録番号が追記される必要がある。重要「FCI 承認訓練証明書は、一頭当たり一冊のみ発行」され、発行団体責任とする。FCI 国内統括傘団体並びに単犬種団体または作業犬団体がそれぞれ訓練資格証明書を発行する場合、犬は両証明を保持するこ

とが認められる。

試験成績は訓練資格証明に記載される必要があり、試験実行委員長と、国内団体規則に基づき必要性が生じる場合は担当訓練審査員によって署名されなければならない。

次の記載事項が必須となる：会員番号、試験開催地及び試験開催日、血統書名及び犬種、個体識別番号（入墨番号またはマイクロチップ番号）、所有者と指導手の名前及び住所、合計獲得点数及び各種目獲得点数（セクション A、B、C 各獲得点数等、FCI-IGP FH においては個々の追及作業獲得点数）、取得訓練資格、担当審査員名及び署名。国内畜犬団体による訓練手帳の代わりとなるライセンス発行も可能とするが、この場合団体管理下にあるデータベースにて成績が管理されることが担保されなければならない。

声符

当試験規程集で使用される声符は「提案声符」と捉えるべきである。原則的に「声符」とは短く発音される、短い一単語によって成る言葉と見なされ、同一所作を促がす「声符」は統一されなければならない。招呼実行時、「招呼を促す声符」の代わりに「犬名」を発声することが認められる。パトロール作業中は、「犬の呼び寄せを促す声符」と併せ「犬名」を発声することを可能とする。その他、いかなる状況下においても声符と併せた犬名発声は「重複声符使用」と見なされる。

FCI 国内統括傘団体が使用されるべき声符を独自設定し、ホームページ上にて公開する統一使用声符を定める規則を設定することを可能とする。いかなる場合においても指導手の母国語による声符使用が認められる。

国際規則及び特別規則

各国内統括傘団体は自国法律事情に応じ当規程集「一般規程」内容項目を拡充することが認められる（例えば自国法によって定められる受験や出場条件、獣医、動物愛護、衛生規則や他規則等に準じる拡充）。FCI 国内統括傘団体は自国を対象とする追加規則を追加設定または当規程「一般規程」内容項目を拡充することが認められる。これら独自設定拡充項目が施行される前に FCI 作業犬委員会に報告・承認される必要がある。

FCI 世界選手権大会、ヨーロッパ選手権大会

各 FCI 世界選手権大会開催期間中は、FCI が定め開催ガイドラインに明記された開催特則に則り開催される。開催ガイドライン公開や改正は「FCI ユーティリティードッグ委員会（FCI 作業犬委員会）によって実施される。

懲戒権

試験実行委員長は、開催行事会場内における秩序の維持及び安全確保に関する全責任を担う。なんらかの要因によって秩序や安全が脅かされた場合、訓練審査員は試験を中止する権限を有する。指導手による有効規則や当規程、動物愛護法や道德違反行為は「失格」を招き、訓練審査員によって国内統括傘団体に報告される必要がある。訓練審査員決断は絶対とし、異議申し立ては認められない。

公共の場における審査員評価に対する批判は失格及び試験会場強制退場、場合によりさら

なる懲戒処分処置となることもある。訓練審査員自身の規則違反等、正当な事例が生じた場合、理由付けされた異議申し立ては認められるが、訓練審査員が下した評価については認められない。

異議申し立ては書面にて該当行事主催者に提出される必要があり、提出者本人によって署名される必要がある。提出期限は試験開催終了後、8日以内とする。

異議申し立て文の受理は、訓練審査員が下した評価の無効を意味するものではない。ビデオ撮影画像は証拠としては認められない。各国内統括傘団体が定める罰則規則は考慮しなければならない。

「失格」の定義

失格が言い渡された場合、言渡し時点までに他セクションにて獲得した得点を含む全獲得点数が無効と見なされる。訓練手帳または訓練資格証明には「評価」、「得点」も記入されず、公評もされない。未受験種目の継続受験権が消滅し、訓練手帳には失格理由が記入され、担当訓練審査員によって署名される必要がある。

失格言い渡し理由	該当態度が引き起こす結果
●犬が足跡追及作業中咥え上げた物品を、犬から取り上げ不能となる ●犬が自ら会場を離脱した後、指導手による3招呼声符発声にも関わらず、指導手元へ戻らない ●犬が指導手の指導下でない (例：側面や背面護送時) ●片袖以外の防衛ヘルパー身体部位に犬が咬み付く(突く行動は対象外) ●防衛作業中に防衛ヘルパー以外の第三者(訓練審査員、試験監督等)に対し咬捕実行する	「不従順による失格」が言い渡される。
●稟性テスト実行中、犬が平常心を維持できない。	「平常心不足による失格」が言い渡される。
●指導手によるスポーツマン・シップ違反行為 (例 モチベーション物品、フード等の携帯) ●FCI-IGP 試験規程、動物愛護法や道徳違反。禁止補助器具使用による試みや疑い ●審査員指示無視	「ドッグスポーツ精神違反による失格」が言い渡される。

「中止」の定義

中止が言い渡される場合、言い渡される時点までに獲得された得点、既に作業完了した他種目にて獲得された点数を含み、全獲得得点が有効と見なされる。中止までに獲得された点数は訓練手帳に記入される。「セクション C」において中止が言い渡された場合、「セクション

C」全体の獲得得点は「0点」と見なされる。この場合「セクションA」及び「セクションB」において獲得された点数は有効と見なされる。

各種「中止」言い渡し理由

- 足跡出発地点付近にて作業開始または物品指示作業後の作業再開が3回促されたにも関わらず作業開始に至らない場合
- 犬が足跡コースから搜索リード一本分以上離脱した場合
- 犬が設定作業時間内にて足跡コース終着地点に到達しない場合
- 犬が野生動物を追い、作業再開に至らない場合
- 審査員指示により指導手が会場中央線上を離れる以前に犬が防衛ヘルパーを離れ、作業再開に至らないまたは再開に至ったにも関わらず防衛ヘルパーから再離脱した場合
- いずれかの自己防衛作業中に犬が怯んだ場合
- 指導手を犬の元へ向わせる訓練審査員の指示前に、犬が防衛ヘルパーから離脱した場合、または指導手の声符発声により犬の防衛ヘルパー離脱を阻止した場合
- 防衛ヘルパーが潜むコモ付近における3回の直接的な作業再開によっても防衛ヘルパー発見に至らない場合

発病及び負傷による「中止」

試験行事において犬の発病または負傷が報告された場合の対処方法は下記の通りとする
受験開始後、既に一セクション作業を終えた段階で、指導手による犬の発病または負傷が申し出られた場合。試験関連資料や訓練手帳には「発病による中止」と記載される。それまでに獲得した点数は全点有効と見なされるが、評価は付与・記載されない。備考 指導手意見と一致しなくとも訓練審査員は犬が負傷または発病していると判断した場合、原則的に作業中止を指示する権限が与えられている。さらに受験犬の年齢に伴い動物愛護的観点からして犬が明らかに課せられた課題実行が不可能な状態にあった場合も、作業中止を指示する権限を持つ。動物愛護法的な観点上、明白に年齢的に受験すべきでない犬の場合も同様とする。この場合、訓練手帳には「負傷による作業中止」等と記載される。

稟性テスト

受験犬は表彰式を含む全訓練試験過程において平然たる態度を示すべきである。行事開催中犬の稟性的欠点を確認された場合、その時点までの作業成績が合格水準に達していたとしても稟性的な問題により合格に至らない。犬が稟性テスト不合格となった場合、審査員報告書に記載されるべきである。当該犬に対し失格が言い渡される。

稟性テストは全ての FCI-IGP 試験開始前に実施される。

一稟性テストは受験犬にとって誘惑設定の無い通常環境で実施される。犬にとって試験会場や足跡追及会場と関連付けが不可能な場所が選定される必要がある。

一犬は一頭ずつ、個別に審査される。

一受験犬が稟性テスト受験に当たり、直後に足跡追及作業や他作業を実施する必要のないタイミングを選定しなければならない。

一犬は紐付き状態にて、搜索ハーネスを装着せず、装着された短いリードは弛ませた状態で、指導手コントロール下に置かれる必要がある。

稟性テストは形式にとらわれず実施されるべきである。受験犬の第三者や他犬に対する反応確認と個体識別確認を最低条件とし、訓練審査員によって実施されなければならない。実施方法は担当訓練審査員に委ねられるが、他の訓練審査員実施方法と極端な差が生じてはならない。訓練審査員の主張が少ないほど、試験はより安定的且つ迅速に実施される。稟性テストは精神的負荷をかけることなく通常環境下にて実施する必要がある。何故なら不自然な刺激を受けた場合、犬が何らかの不自然な反応を起こすことはごく自然であるからである。個体識別確認は当テスト枠内にて実施され、実施は必須とする。

稟性的欠点が発覚した場合、訓練審査員はより厳正な確認を行う権限を持つ（例 FCI-IGP ガンテスト状況下）。再確認を目的とする稟性テストの再実施は原則的に認められる。受験継続中に稟性的欠点が確認された場合、訓練審査員は該当犬の試験失格を言い渡す権限を有する。訓練手帳には「稟性テスト不合格による失格」と記載される。

「FCI 国際同伴犬試験（FCI-BH/VT）」または「国内 BH/VT」においては、発砲に対する反応を確認するガンテストは実施されない。よって、ガンテストが実施されない「FCI BH/VT」または「国内 BH/VT」受験犬とガンテストが実施される各 IGP 試験階梯受験犬を同一グループにしない配慮が必要となる。

稟性テストの評価段階

犬が肯定的な印象を与えた場合 ⇒ 「合格」

- 自信に満ちた犬
- 落ち着きと精神的な安定感が見られ且つ注意力のある犬
- 活力がみられ、注意力がある犬
- 周辺環境に影響を受けない平常心が見られ、性格が良性である犬

ボーダーライン上の犬⇒「特に継続観察が必要となる」

- 精神的不安定度は見られるが威嚇行動に転じない、継続受験中平常心が確認される犬
- 軽度な精神的過敏が見られるが、継続受験中落ち着きを取り戻した犬

受験が認められない犬

- 精神的に非常に不安定または憶病な犬、他者を避ける犬
- 過剰な神経質、攻撃的な犬、恐怖心により咬み付く犬
- 咬み付く犬

個体識別確認実施方法

個体識別確認は各試験の不可欠実施要素である。審査対象となる全ての犬の個体識別が確認可能でなければならない。個体確認は犬の耳入れ墨番号またはマイクロチップ番号確認によって実施される。訓練審査員は試験関連書類において個体識別確認が実施された旨を証明する必要がある。

施術された入れ墨番号の確認が困難な場合、認識可能な数字や文字を審査関連書類に控え

なければならない。耳入れ墨番号は指導手によって提出された血統書または訓練手帳に表記された番号と一致する必要がある。確認作業中、施術入れ墨番号が読み取りづらい等の問題が生じた場合、審査員は問題が生じた旨を試験関連書類に記入する必要がある。

指導手が海外にて犬のマイクロチップ施術を行った場合や受験犬を他国より購入した場合、指導手自ら施術済みマイクロチップ読み取り可能なマイクロチップリーダーを用意しなければならない。正確な個体識別が不可能な犬による訓練行事参加は一切禁止とする。

施術済みマイクロチップが訓練審査員によって発見されない場合、審査員は指導手に対し自ら確認作業を行うよう指示する。指導手による検査実施後、訓練審査員または訓練審査員によって任命された役員がマイクロチップリーダーによる最終確認を行う必要がある。

発砲に対し臆病な犬の定義（ガン・シャイ）

（銃器の所持が禁止されている国においては、発砲に対する敏感性確認は類似する音により実施されること認められる）。

「ガン・シャイ」、発砲に対し臆病な犬の定義は？

犬が発砲に対し恐怖反応を示す

実例 ●立ち上がり、恐怖心を示しながら現場から逃走する

●恐怖心を示しながら指導手の元へと歩み寄る

●パニック状態に陥り、会場内を走り回る、会場離脱しようとする、会場離脱する

評価時注意すべき点として、該当行動が訓練課程において生じた訓練ミスに起因する行動であるか、または発砲と直接無関係な立止姿勢変更等の行動であるか見極める必要がある。明確な判断がつかない場合、訓練審査員は指導手に対し犬を紐付き状態にするよう指示し、再確認を実施する。訓練審査員は犬から約 15 歩離れた地点にて数発発砲するよう指示する。この場合、リードは弛んだ状態で保持される必要がある。

評価

実践される個々の作業は「評価（クワリフィケーション）」と「得点」によって採点される。

「評価」に値する得点は該当試験課目の犬による作業実施内容を反映する必要がある。

得点評価比例表 （評価の百分比率による算出方法（評価算出表））

獲得可能 最高合計 得点数	「V-評価」 (優) 96～100 %	「SG-評価」 (特良) 90～95,5 %	「G-評価」 (良) 80～89,5 %	「B-評価」 (可) 70～79,5 %	「M-評価」 (不可) ～69,5 %
3	3	2.7	2.4	2.1	2.0-0
5	5.0	4.5～4.75	4.4～4.0	3.9～3,5	3.4～0
7	7.0～6.7	6.6～6.3	6.2～5.6	5.6～4.9	4.8～0
10	10,0	9,5～9,0	8,5～8,0	7,5～7	6,5～0
15	15,0～14,5	14,0～13,5	13,0～12,0	11,5～10,5	10,0～0

20	20～19,5	19,0～18,0	17,5～16,0	15,5～14	13,5～0
30	30,0～29,0	28,5～27,0	26,5～24,0	23,5～21,0	20,5～0
60	60,0～58,0	57,5～54,0	53,5～48,0	47,5～42,0	41,5～0
70	70,0～66,5	66,0～63,0	62,5～56,0	55,5～49,0	48,5～0
100	100,0～96,0	95,5～90,0	89,5～80,0	79,5～70,0	69,5～0
200	200～192	191～180	179～160	159～140	139～0

FCI-IGP 1～3 合計獲得得点	総合評価
286～300 点	Vorzüglich (V-評価)
270～285 点	Sehr Gut (SG-評価)
240～269 点	Gut (G-評価)
210～239 点	Befriedigend (B-評価)
0～209 点	Mangelhaft (M-評価)

各試験課目得点算出法

特定セクション総評価算出時において、少数点以下の点数使用は避けるべきである。なお、個々の試験課目採点時、小数点以下の点数を必要に応じて使用することは可能とする。セクション毎の獲得得点集計時、小数点以下の数字が残るようであれば、セクション全体印象に応じ四捨五入すべきである。

次階梯試験受験には現行受験階梯試験各セクションにおいて「最低 B-評価」（獲得可能最高得点の 70%以上）獲得が前提となる。

全試験種別を対象とする共通基本条件

● 犬の全体表現及び態度／自信素質

評価実施に当たり特に表現に重点が置かれるべきである。犬は課題を課せられたため実行するのではなく、指導手のために率先して行いたいという気持ちを見せる必要がある。

耳や尾の保持等全体的表現、筋肉の適度な緊張感、不自然な行動、異常な唾液分泌、落ち着きのない態度等のきめ細かいな観察結果は、それらの程度に応じ評価に反映されるべきである。声符に対する好ましくない反応は減点とする。

● 作業意欲

犬は嬉々とした態度にて作業を実行すべきである。作業意欲及び作業実行の心得に重点が置かれる。

● 集中力／注意力

犬は不自然な姿勢または頭部保持に転じること無く作業中終始指導手に集中力を注ぐべきである。声符に対し躊躇なく、瞬時に反応すべきである。

● チームの調和

作業には調和が見られる必要がある。犬は自然な歩容で指導手によって指導されなければならない。

- **技術的な正確性－作業実行位置**

表現力豊かな且つ調和が見られる作業実行とともに、技術的な正確性が要求される。

- **試験課目課題の実行**

指導手による声符に対し、犬は嬉々とした、且つ自信が見られる態度にて即時課題を実行すべきである。恐怖心や精神的な負荷に起因する犬が示す全ての態度は、試験課目評価の減評とする。

「FCI 国際同伴犬試験規程（FCI-BH/VT）」

（交通安全適正試験種目（VT）を含む）

FCI 国内統括傘団体設定規則に則り専門知識学科試験に合格したことを証明できる全ての犬の飼い主、および適切な専門知識を有する公式証明を提示できる犬の飼い主による当試験受験が認められる。試験行事受験に当たり体高、犬種または血統証明の有無に関する制限は設定されていない。最低受験年齢は各国 FCI 国内統括傘団体が独自に設定するが、最低受験年齢は生後 12 か月未満であってはならない。

訓練施設内等の試験会場と、交通条件下でそれぞれ実施される各試験課目が「国内同伴犬試験規程（BH/VT NPO）」に設定されている場合は「FCI 国際同伴犬試験（FCI-BH/VT）」の代わりと見なされる。

当試験再受験に際し、受験間の期間制限はないが、一試験行事における受験回数は 1 回のみとする（二日間開催行事についても同様とする）。可否に関わらず、全受験結果は訓練手帳に記入される必要がある。

当試験においては社会適正、特に交通安全適正が測られる「第二部」（「セクション B」と、訓練施設内で実施される基本服従心に重点がおかれる。

「セクション A」 服従作業 施設内訓練場にて実施される服従試験

一般規程

基本条件

- **犬の全体表現及び態度／自信素質**

評価実施に当たり特に表現に重点が置かれるべきである。犬には課題を課せられたため実行するのではなく、指導手のために率先して行いたいという気持ちを表す必要がある。

耳や尾の保持等全体表現、筋肉の適度な緊張感、不自然な行動、異常な唾液分泌、落ち着きのない態度等のきめ細かいな観察結果は、程度に応じ評価に反映されるべきである。声符に対する好ましくない反応は減点とする。

- **作業意欲**

犬は嬉々とした態度にて作業を実行すべきである。作業実行意欲に重点が置かれる。

- **集中力及び注意力**

犬は不自然な姿勢または頭部保持に転じること無く作業中終始指導手に集中力を注ぐべき

である。声符に対し躊躇なく、瞬時に反応すべきである。

● チームの調和

作業には調和が見られる必要がある。犬は自然な歩容で指導手によって指導されなければならない。

● 技術的な正確性ーポジション

表現力豊かな且つ調和が見られる作業実行とともに技術的な正確性が要求される。

犬による声符に対する反応

指導手による声符に対し、犬は嬉々とした、且つ自信が見られる態度にて即時課題を実行すべきである。恐怖心や精神的な負荷に起因する犬が示す全ての態度は試験課目評価の減評とする。

追加声符

1 追加声符使用により、「1.5 点減点」とする。

2 追加声符使用により、「2.5 点減点」とする。

第三声符使用後に犬が試験課目課題を実行しない場合、試験課目得点は「0 点」とする。

犬が試験課目課題を誤実行した場合（停座の代わりに立止または伏臥、伏臥の代わりに停座または立止等）、試験課目配点の 50%が減点される。

犬が試験課目課題を指導手による声符使用無しで実行した場合、「2 点減点」とする。

基本姿勢

基本姿勢は、指導手左側面における犬の停座姿勢とする。全試験課目作業は基本姿勢より開始され、基本姿勢にて終了する。前進動作からの試験課目作業開始用の基本姿勢実行は一回のみ認められる。基本姿勢において受験犬は注意深く、前方に正しく向き、指導手左膝に肩甲骨位置を合わせた状態で脚側停座姿勢を取る必要がある。基本姿勢実施中、指導手は開脚姿勢を取ることなく、両腕は力まずに身体側面に合わせなければならない。

試験課目作業展開

「行進中の停座」、「行進中の伏臥」の各試験課目において、試験課目開始基本姿勢より試験課目が展開される。試験課目課題実行用の声符が使用されるまでの試験課目展開部分は、最低 10 歩、最高 15 歩とする。

指導手による犬元への進み方と招呼方法

指定姿勢実行中の犬より指導手が一旦離れた後犬の元へ戻る作業が含まれる各試験課目において、指導手は、歩み寄る際に犬の正面または犬の後方から歩み寄る事が認められる。

招呼を促すに当たり、声符の代わりに犬名発声が認められる。なお、「招呼声符と犬名発声」は評価上、追加声符使用と見なされる。犬は嬉々とした態度で最短距離にて招呼を実行し、間隔を詰めて指導手と対面した状態での正面停座に移る必要がある。指導手による「基本姿勢を促す声符」にて犬は直接的に試験課目終了基本姿勢に移るべきである。移行に当たり、犬は指導手後方を回り込む方法または指導手前面にて自らの身体の向きを変えることにより左脚側位置に移行する方法を実行することが認められる。指導手による追加声符使用は

1.5 点、追加声符二声符使用により「2.5 点減点」とする。合計三声符使用にて犬が基本姿勢に移行しない場合、当試験課全体評価は「M-評価」とする。

犬を褒める行為

各試験課目実行後、犬の緊張を和らげる行為と犬を褒める行為が認められる。最長 5 秒間に渡り犬の緊張を和らげる行為や犬を褒める行為が実行される間、犬は基本姿勢を離れる事が認められる。犬を解放した後、犬は新たな基本姿勢に移行すべきであり、約 3 秒間静止した後に次試験課目作業が開始される必要がある。

試験課目作業開始申告

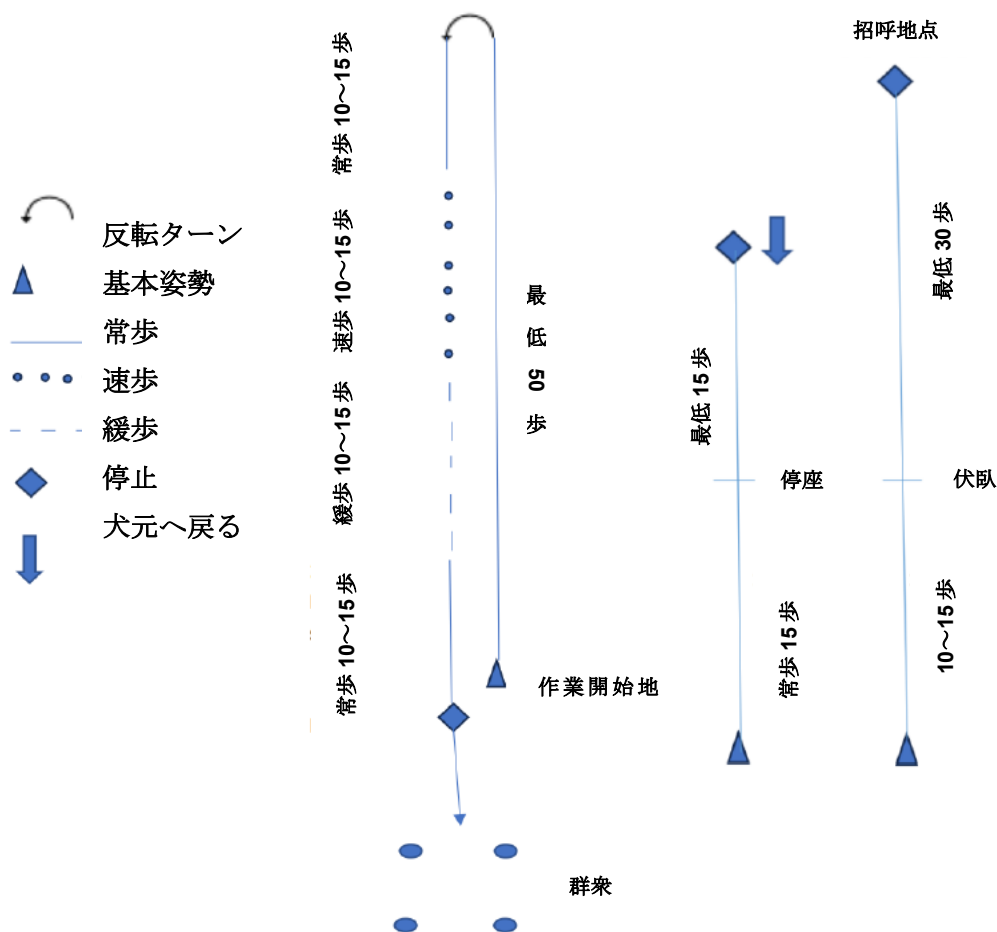
「セクション A」開始時、指導手 2 名はそれぞれ紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて審査員に対し指導手及び犬名を告げる。

試験課目作業開始及び終了

訓練審査員による作業開始指示にて試験課目作業が開始される。その他、各種方向変換、静止、歩度変換等は審査員指示無しで指導手判断にて実行される。指導手が一試験課目を実行し忘れた場合、訓練審査員は実施されていない試験課目実施を促す。試験課目順序の誤った実行に伴う減点は行われない。なお、試験課目の一部が実行されない場合、試験課目総合評価に影響を及ぼす。

各試験課目実施要領

FCI 国際同伴犬試験（FCI-BH/VT）服従試験課目実施要領図



作業開始

訓練審査員指示にて一人目の指導手は犬を伴い試験課目「紐付き脚側行進」の作業開始地点で基本姿勢をとり、二人目の指導手は犬を伴い試験課目「状況下の休止」の作業開始地点で基本姿勢をとる。

第一試験課目 「紐付き脚側行進」

配点 30 点

進行方向を向き、落ち着きと注意力がある基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す声符」に迅速に従い、集中力を持続させながら嬉々とした態度にて、行進方向へ直線上を前進すべきである。常時肩甲骨を指導手左膝位置に合わせた行進位置を維持し、指導手が停止した際自主的且つ迅速に指示無し脚側停座姿勢に移らなければならない。

指導手はリードを左手で持つべきである。試験課目開始時、犬を伴う指導手は途中停止することなく最低 50 歩前進する。反転ターン実行後、「常歩」にて更に 10~15 歩前進し、10~15 歩に渡る「速歩」、続いて 10~15 歩に渡る「緩歩」を実行する。反転ターン実行時、指導手は左回りで実行しなければならない。犬は右回りまたは指導手膝位置を維持しながら反転ターンを実行することが認められる。各歩度変更時において「脚側行進を促す声符」の

使用が認められる。「速歩」から「緩歩」、その後「常歩」への歩度変換時、減速用歩数を用いてはならない。「常歩」にて更に 10～15 歩前進した後に受験チームは一旦静止する。この場合犬は指示無停座を実行すべきである。続く訓練審査員指示にて指導手は犬を伴い、最低 4 名から構成される、歩き続ける群衆内へと進入する。群衆内にて指導手は犬を伴い任意の群衆要員 2 名を、1 名は「左回り」、もう 1 名を「右回り」で通過し、群衆内にて一旦静止を実行する必要がある。その後、訓練審査員指示にて指導と受験犬は当試験課目作業開始地点へと戻り共に基本姿勢に移る。当地点は続く試験課目の作業開始地点となる。

採点評価基準

犬が指導手前方に出る、指導手脚側から側面へ離脱する行為、犬の遅れ、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、追加声符や体符使用、基本姿勢誤実行、集中力不足、作業意欲やモチベーション不足、意気消沈、過度な緊張や不自然な歩容は相応の減点とする。

第二試験課目 「常歩行進中の停座」

配点 10 点

実施要領

指導手は基本姿勢にて犬のリードを外しリードをしまう、またはタスキ掛け状態にする。

10～15 歩に渡る作業展開実施後、指導手は動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、「停座を促す声符」を発し、これに対し犬は進行方向に向いたまま即座に停座姿勢を実行する必要がある。指導手が犬から離れる前に一旦停止し（犬は指示無し停座）、その後「停座を促す声符」を使用する方法も認められる。犬は声符に対し躊躇すること無く自信に満ちた態度にて停座姿勢に移るべきであり、落ち着いた注意深い態度にて指導手に向いた状態で停座姿勢を維持し続ける必要がある。

指導手は受験犬から最低 15 歩離れ、犬の方向に向き直り、静止する。訓練審査員指示にて指導手は「常歩」にて犬の元へ戻り、直接基本姿勢位置にて静止する。

採点評価基準

遅い停座実行速度、自信の無さ、声符に対し萎縮した態度や自信のない反応、落ち着きのない集中力散漫な停座実行等は他誤行動を対象とする減点とは別に減点対象とする。犬が「停座姿勢」を実行せず、「立止」または「伏臥」姿勢を実行した場合、当試験課目設定配点の内、「最大 50%」とする。

第三試験課目 「常歩行進中の伏臥」

配点 10 点

実施要領

10～15 歩に渡る作業展開実施後、指導手は動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、「伏臥を促す声符」を発し、これに対し犬は進行方向に向いたまま即座に伏臥姿勢を実行する必要がある。または指導手が犬から離れる前に一旦停止し（犬は指示無し停座）、その後「伏臥を促す声符」を使用する方法も認められる。指導手は受験犬からそのまま最低 30 歩離れ、犬の方に向き直り、静止する。指導手が招呼実行を促すまで犬は指導手に対する集中力を途切らせること無く、落ち着いた態度にて伏臥姿勢を維持し続ける必要がある。訓練審査員指示にて指導手による「招呼を促す声符」または「犬名」発声によって犬が招呼さ

れる。犬は目的意識が見られる、嬉々とした態度で最短距離にて指導手へ接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で指導手に向いて停座姿勢が傾くことのない正面停座を実行しなければならない。約 3 秒経過後に続く指導手による「基本姿勢を促す声符」に対し犬は直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移る必要がある。3 秒経過後に指導手は犬を褒め、緊張を和らげる行為実行が認められる。その後、指導手は犬を紐付き状態に戻し、「状況下の休止」実行地点へと移動するか、当試験課目の作業終了申告実施地点へと向かう。

採点評価基準

躊躇する、直接的でない、または遅い伏臥実行、自信が見られない、萎縮した態度、声符に対し自信のない反応、落ち着きのないまたは注意力が散漫な伏臥態度及び目的意識が見られない招呼実行等は、他誤行動とは別途減点対象とする。犬が「停座」または「立止姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得得点は試験課目配点の最大「50%」とする。

第二追加声符発声により受験犬が招呼作業を実行しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」（0 点）とする。この場合、指導手は犬元へ進み、次試験課目作業が継続実施される。

第四試験課目 「状況下における休止」 配点 10 点

指導手は基本姿勢にて犬のリードを外し、リードをしまうまたはたすき掛け状態にして、訓練審査員指示にて「伏臥を促す声符」で犬に伏臥姿勢を実行させる。犬が休止姿勢に移った後に指導手は約 10 メートル離れた地点へと向かい、一旦静止した後、体の側面が犬に向いた状態に向きを変え、静止する。

他犬の作業中、犬はいかなる指導手影響も受けることなく落ち着いた状態で伏臥姿勢を維持し続ける必要がある。他受験犬が試験課目「常歩行進中の伏臥」作業を終了した段階で、訓練審査員指示にて指導手は休止実行中の犬の右側面へと進み、静止する。さらなる訓練審査員指示にて指導手は「停座実行を促す声符」使用により共に当試験課目作業終了基本姿勢に移る。その後、指導手は犬を紐付き状態に戻し、「紐付き脚側行進」実行地点へと移動するか、当試験課目の作業終了申告実施地点へと向かう。

採点評価基準

基本姿勢誤実行、落ち着きのない休止態度、指導手による補助行為、早期立止や停座姿勢への変更、休止位置からの離脱は相応の減点とする。

他の犬が試験課目「紐付き脚側行進」作業終了前に受験犬が休止位置より 3m 以上離脱した場合、当試験課目獲得得点は「0 点」とする。前記の態度や誤動作が一つでも見られた場合、当試験課目獲得可能得点は「最大 5 点」とする。指導手が犬の元へ進む際、犬が指導手に向かって歩き出した場合、「最大 3 点減点」とする。

「セクション B」 交通環境下にて実施される試験種目

一般規程

当セクションは、「セクション A」に合格した犬のみ受験可能とする。下記説明される各試験課目審査は、訓練練習会場外にて適切な周囲環境下にある閉ざされた市街地で実施される。訓練審査員は大会実行委員長と共に公共の場において実施される各試験課目の具体的

な実施場所（道路、路地、広場等）や実施方法を決定する。当試験セッション実施に当たり交通の妨げになってはならない。

当セッションの構成の特性上、実施に当たり十分な時間が計算される必要がある。当試験の本質的試験要求設定を疎かにしてはならない。

「セッション B」審査実施に当たり点数制は採用せず、試験合否は受験犬の交通／公共の場における行動や態度の総合印象に基づき判断、決定される。

下記各試験課目は、試験実施参考内容としてとらえるべきであり、試験実施場所諸条件に合わせ訓練審査員によって独自に変更が可能である。訓練審査員が受験犬作業を明確に評価判断しかねる場合、必要に応じ再実施または変化した形で実施させる権限を持つ。

交通環境下にて実施される各試験種目実施要領

試験課目 「群衆との遭遇」

訓練審査員指示にて指導手は紐付き状態にある犬を伴い、指示された道路区間の歩道を歩行する。訓練審査員は、指導手と受験犬の後方から適切な距離を保ちながらその後を追う。受験犬はリードが弛んだ状態で、常に指導手左膝に肩甲骨を合わせた位置にて意欲的に指導手に従って歩く必要がある。遭遇する歩行者や往来する交通に対し受験犬は無反応である必要がある。歩行中、指導手が進む進路を走って横切る通行人役試験要員と遭遇する。この状況に対し犬は中立且つ平常心を保ち続ける必要がある。指導手と受験犬はそのまま前進し最低 6 名から構成され、適度な間隔をあけた群衆内を通過する。通過中に、群衆構成員 1 名が指導手に話しかけ握手すると同時に挨拶する。この際、指導手指示にて犬は指導手側面にて「停座」または「伏臥」を実行し、指導手と群衆要員間で交わされる短い会話の間、落ち着いた状態を維持しながら静止し続けなければならない。

試験課目 「自転車に乗った通行人との遭遇」

紐付き状態にある受験犬は指導手に導かれながら道路を進み、自転車用ベルを鳴らしながら後方から接近してくる自転車に乗った要員に追い抜かれる。その後、自転車に乗った要員は、指導手と距離を開けた前方地点にて U ターンを行い、再度自転車用ベルを鳴らしながら指導手と犬に向かってくる。そのまま要員は受験チームを通過するが、その際要員と指導手の間に犬が位置する形が取られる必要がある。紐付き状態にある犬は自転車要員に対し何ら反応を示してはならない。

試験課目 「自動車との遭遇」

指導手は紐付き状態にある受験犬を伴い駐車されている自動車数台の側面を通過する。通過途中、自動車一台のエンジンが作動され、もう一台の扉が大きな音を立てながら閉められる。指導手と犬がそのまま前進を続ける途中、自動車が受験チーム側面にて停止し、運転手役試験要員が自動車の窓を降ろした後、指導手に道を尋ねる状況が設定される。会話中、犬は指導手指示に対し「停座」または「伏臥姿勢」を維持し続ける必要がある。当試験課目作業実施中、犬は自動車や様々な交通音に対し無反応である必要がある。

試験課目 「ジョギング中の通行人またはインライン・ローラー・スケーターとの遭遇」

紐付き状態にある受験犬は指導手に導かれ静かな道路を通行中、速度を変更せず後方より接近し追い越す最低 2 名のジョギング中の要員と遭遇する。その後、さらに前方から一定速度を保ちながらジョギングしながら接近・通過する要員と会う。ジョギング中の要員が通過する際、犬は正確な脚側位置を維持し続ける必要はないが、要員に対し迷惑行為を実行してはならない。ジョギング中の要員と遭遇時指導手は、必要に応じ犬に対し「停座」または「伏臥姿勢移行」を促す事は認められる。ジョギングを行う要員の代わりにインラインスケートシューズを装着した要員 1～2 名を起用し、後方から追い抜いた後、正面から再度通過する設定を用いることも可能とする。

試験課目 「他犬との遭遇」

犬を伴う他通行人役指導手が正面と背後より受験犬を通過した際、受験犬は通過する犬に対し中立な態度を示し続ける必要がある。犬が通過する際、指導手は受験犬に対し「脚側行進を促す声符」を再使用する、または一旦「停座」または「伏臥姿勢」実行を促すことが認められる。

試験課目 「指導手によって一時的に取り残された、

リードが固定状態にある受験犬の交通と他動物に対する態度確認」

指導手は訓練審査員指示にて紐付き状態にある受験犬を伴い、比較的通行量が多い道路の歩道を通行する。開始より短い経路を経て指導手は更なる訓練審査員指示にて受験犬のリードを柵や建物外壁の鉄製輪等に結び付け、犬の視野外にある商店や建物玄関等内へと移動する。一時的に取り残された犬は「立止」、「停座」、「伏臥」いずれかの姿勢を取る事が認められる。指導手不在中、他犬を紐付き状態にて伴う通行人役要員が受験犬から約 5 歩離れた距離にて受験犬の横を通過する。通行人役要員や他犬に対し攻撃的な態度（リードを強く引く行動、継続的な咆哮実施等）をとること無く落ち着いた態度で通過させる必要がある。審査員指示により指導手は受験犬の元へ戻る。

注釈 当セクション試験課目を一特定試験会場にて全受験犬に受験させるか、全受験犬に幾つかの試験課目のみ受験させ、他会場にて残りの試験課目審査を実施するかの判断は、担当訓練審査員判断に委ねられる。

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一～三試験階梯」(FCI-IBGH1～3)

各試験階梯設定試験課目名及び配点表

試験課目名／試験階梯	FCI-IBGH 1	FCI-IBGH 2	FCI-IBGH 3
紐付き脚側行進	30 点	20 点	
紐無し脚側行進	30 点	20 点	20 点
行進中の停座	15 点	15 点	10 点
行進中の伏臥	15 点	15 点	10 点
行進中の立止			10 点
平面ダンベル持来		10 点	15 点

140cm 斜壁登攀を 伴うダンベル持来			15 点
前進及び伏臥		10 点	10 点
状況下における休止	10 点	10 点	10 点
合計獲得可能得点	100 点	100 点	100 点

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一～三試験階梯（FCI-IBGH 1～3）」共通特則

指導手によって犬が招呼される作業が設定される全試験階梯試験課目及び全持来作業において、受験犬は一旦正面停座を実行すること無く直接基本姿勢に移行することが認められる。なお、停座状態にてダンベルを保持する犬に対し「ダンベル引き渡しを促す声符」が発声されるまで、3 秒間の明確な「間」が厳守される必要がある。

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第三試験階梯（FCI-IBGH 3）」特則

「第二」から「第六試験課目」実施順番は、訓練審査員によって下記 5 通りの組み合わせが可能な、くじ引きで決定される。

第一組み合わせ 「第二」⇒「第四」⇒「第五」⇒「第六」⇒「第三試験課目」順にて実施

第二組み合わせ 「第四」⇒「第三」⇒「第六」⇒「第二」⇒「第五試験課目」順にて実施

第三組み合わせ 「第六」⇒「第四」⇒「第五」⇒「第三」⇒「第二試験課目」順にて実施

第四組み合わせ 「第三」⇒「第二」⇒「第六」⇒「第五」⇒「第四試験課目」順にて実施

第五組み合わせ 「第五」⇒「第六」⇒「第三」⇒「第二」⇒「第四試験課目」順にて実施

※ 全受験犬は同一順序にて「第二」から「第六試験課目」を実施する必要がある。

二日開催試験において FCI-IBGH 3 階梯試験を 2 回受験合格（両日共に受験、合格した場合）した犬には訓練資格「FCI-IBGH 3 Special（スペシャル）」を付与することを可能とする。

一般解説

声符

招呼実行時、「招呼を促す声符」の代わりに「犬名」を発声することが認められる。声符と併せた犬名発声は「重複声符使用」と見なされる。

声符に対する犬の反応

指導手による声符に対し犬は嬉々とした態度、萎縮する素振りを見せることなく自信に満ちた方法で各試験課目課題を実行すべきである。恐怖やストレス反応は試験課目作業の減点対象とする。

追加声符使用

1 追加声符使用により、「1.5 点減点」とする。

2 追加声符使用により、「2.5 点減点」とする。

第三声符使用後に犬が試験課目課題を実行しない場合、試験課目得点は「0 点」とする。

犬が競技課目課題を誤実行した場合（「停座」の代わりに「立止」または「伏臥」、「伏臥」の代わりに「停座」または「立止」等）、試験課目配点の「50%減点」される。

犬が試験課目課題を指導手による声符使用無しで実行した場合、「2点減点」とする。持来作業実施時における減点幅は、犬がどのタイミングで自主的に作業を開始するかによるが、「最大2点」とする。

試験課目作業開始申告

「セクション A」開始時、指導手2名はそれぞれ紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて訓練審査員に対し氏名及び犬名と受験階梯を告げる。申告は「FCI-IBGH 1」及び「FCI-IBGH 2」各階梯試験においては「紐付き状態」にて、「FCI-IBGH 3」階梯試験においては「紐無し状態」にて実施されなければならない。

試験課目開始及び終了

他指導手が犬と共に試験課目「状況下における休止」の作業開始基本姿勢に移る前に、指導手と受験犬は作業開始基本姿勢に移るべきである。両指導手がそれぞれ最初に実施すべき試験課目用作業開始基本姿勢を取り終えた段階で審査が開始される。訓練審査員による作業開始指示にて試験課目作業が開始される。その他、各種方向変換、静止、歩度変換等は審査員指示無しで指導手判断にて実行される。指導手が一試験課目を実行し忘れた場合、訓練審査員は実施されていない試験課目実施を促す。試験課目順序誤実行に伴う減点は行われない。なお、一試験課目部分が実行されない場合、試験課目総合評価に影響を及ぼす。

基本姿勢

基本姿勢は、指導手左側面における犬の停座姿勢とする。全試験課目作業は基本姿勢より開始され、基本姿勢にて終了する。前進動作からの試験課目作業開始用の基本姿勢実行は一回のみ認められる。基本姿勢において受験犬は注意深く、前方に正しく向き、指導手左膝に肩甲骨位置を合わせた状態で脚側停座姿勢を取る必要がある。基本姿勢実施中、指導手は開脚姿勢を取ることなく、両腕を力まず身体側面に合わせなければならない。正面停座から作業終了基本姿勢への移行時犬は指導手後方を回り込む、または指導手前方をから脚側位置へ移動することが認められる。犬の基本姿勢実行を促すに当たり、指導手による「追加声符」使用は「1.5点」、「第二追加声符」使用により「2.5点減点」とする。合計三声符使用にて犬が基本姿勢に移行しない場合、当試験課全体評価は「M-評価」とする。

試験課目作業展開

「行進中の停座」、「行進中の伏臥」、「行進中の立止」及び「前進及び伏臥」の各試験課目において試験課目開始基本姿勢より試験課目作業が展開される。試験課目課題実行用の声符が使用されるまでの試験課目展開部分の距離は最低10歩、最高15歩とする。

指導手による犬の元への歩み寄り方、または犬の招呼

指導手が犬元へ歩み寄る設定がある試験課目において、指導手は犬の正面または後方から近づくことが認められる。招呼を促すに当たり声符の代わりに犬名発声が認められる。なお、「招呼声符と犬名発声」は評価上、追加声符使用と見なされる。

犬を褒める行為

各試験課目実行後、犬の緊張を和らげる、そして犬を褒める行為は基本姿勢にてのみ認めら

れる。

この基本姿勢が続く試験課目開始基本姿勢であった場合、「3 秒間の間」を空けた上で作業が開始される必要がある。

FCI 国際同伴犬訓練試験 第一階梯試験 (FCI-IBGH 1) 特則

各試験課目実行後、短時間に渡り犬の緊張を和らげる、及び褒める事が認められる。最大 5 秒間に渡り犬の緊張を和らげる、そして犬を褒める行為が実行される間、犬は基本姿勢を離れる事が認められる。犬を解放した後、犬は新たな基本姿勢に移行すべきであり、約 3 秒間静止した後、次の試験課目作業が開始される。

厳守されるべき動作間の「間」

下記状況下において約 3 秒間の「間」が守られる必要がある。

- 「犬を褒める」⇒「続く試験課目開始」
- 「正面停座」⇒「基本姿勢への移行」
- 「正面停座」⇒「ダンベル取り上げ」
- 「ダンベル取り上げ」⇒「作業終了基本姿勢への移行」
- 「試験課目作業終了」⇒「犬を褒める」
- 「基本姿勢」⇒「声符使用による犬の課題実行」

誤姿勢実行による減点

全技術的試験課目課題（「停座」、「伏臥」及び「立止姿勢」）実行に当たり、犬が誤姿勢を実行した場合、前記誤行動以外に伴う減点を除き、該当試験課目全体配点の「50%」が減点される。

持来作業

ダンベル投擲時に片足を一步前へ踏み出すことが認められる。足を戻した後、約 3 秒間の間を空ける必要がある。指導手が左利きの場合、訓練審査員許可を得た上で、犬に対し「停座を促す声符」を発した後に右側に向けて一步足を踏み出した上で投擲を行うことが認められる。その後指導手は受験犬右側面へと戻り、約 3 秒間の間を空けた後に試験課目作業を再開する。

受験犬が第三声符発声により保持するダンベルを引き渡さない場合、「不従順に基づく失格」が言い渡される。

使用ダンベルについて

指導手持参のダンベル使用は認められる。

使用されるダンベルは下記条件を満たす必要がある。

一 持ち手部分が木製である

一 持ち手部分下部面とダンベル左右部品下部面の距離は最低 4cm でなければならない

斜壁

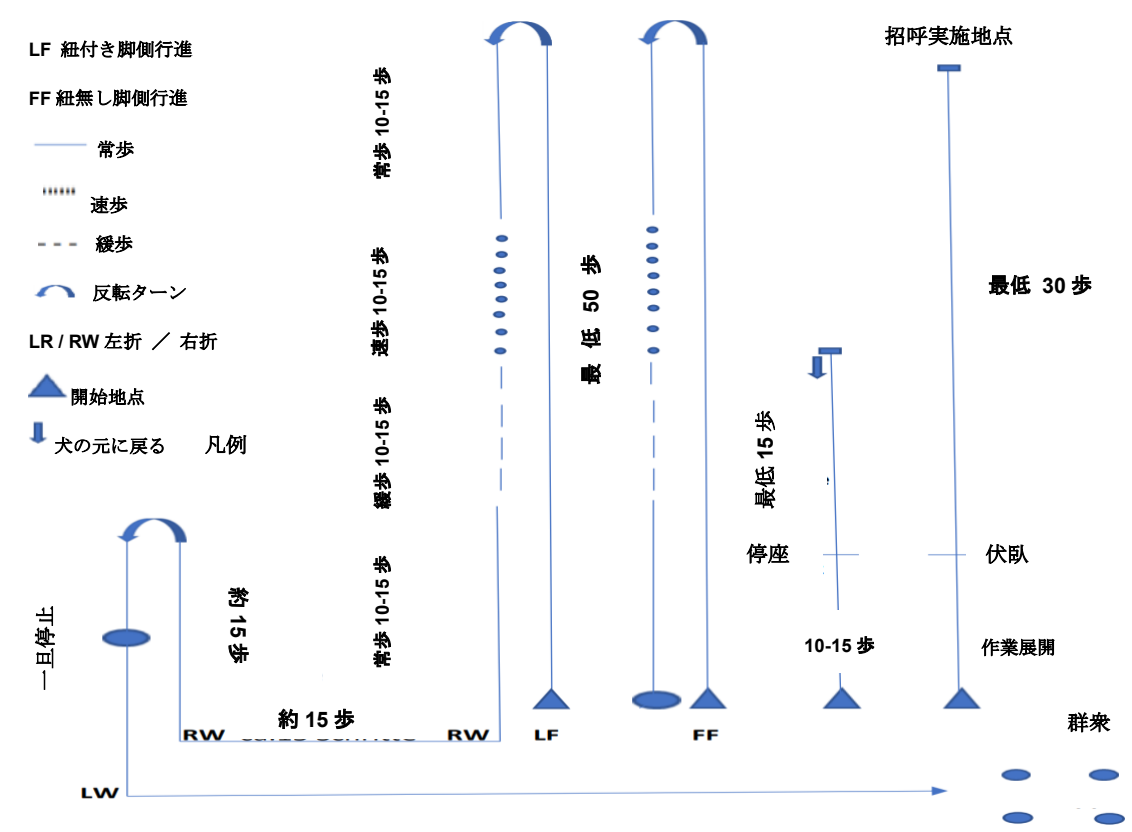
斜壁は上部短辺が互いに接触・固定されている短辺 150 cm、長辺 191 cm の二枚の登攀板より構成されている。各地面と接する下部短辺接地間隔は、上部短辺の高さが 140 cm に値

するよう設定される。斜壁板全表面に滑り止めが施される必要がある。各登攀板上部半分部分には外寸法約 24 mm×48mm の 3 枚の登攀補助棧が設けられている。

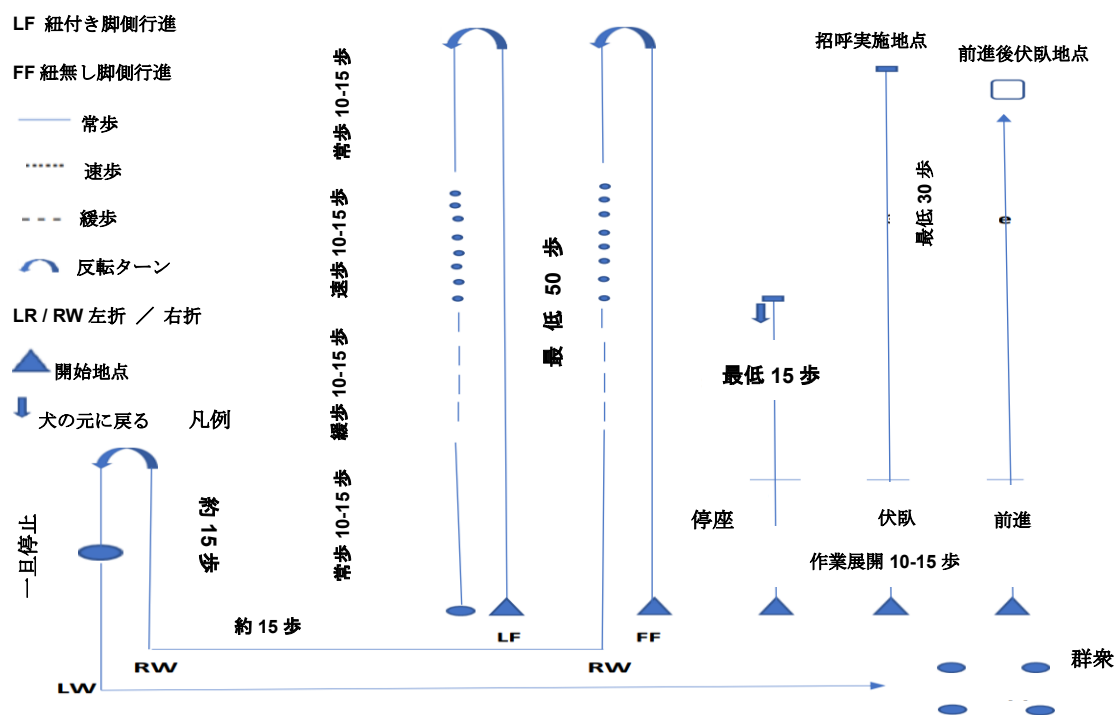
採点評価基準の基本方針

- 実施された作業内容をより分割して評価することが可能となるよう幾つかの試験課目は複数試験課目部分に区分されており、区分けが存在する場合には、分けて評価すべきである。
- 評価実施に当たり「優先評価要素」と「二次的評価要素」に分ける必要がある。試験課目課題評価に重点を置く為、優先評価要素には比率的により重点が置かれるべきである。詳細については各試験課目実施要領を参照。

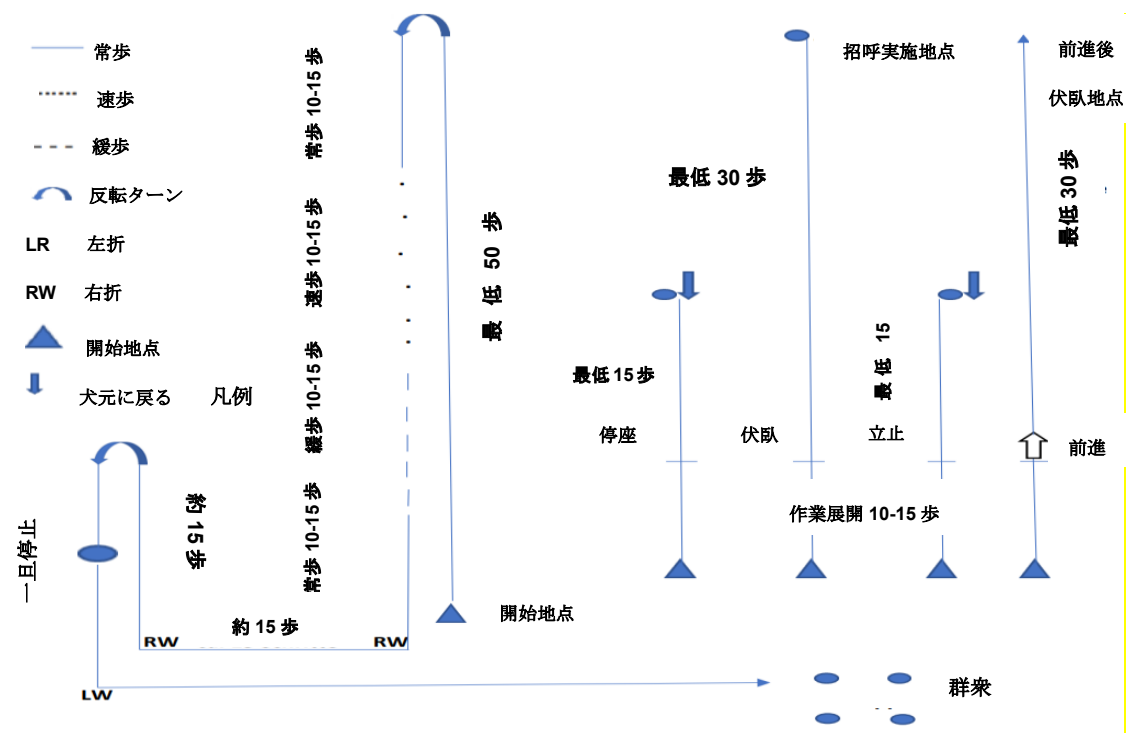
「FCI 国際同伴犬訓練試験」 第一試験階梯（FCI-IBGH 1）服従作業実施要領図



「FCI 国際同伴犬訓練試験」 第二試験階梯（FCI-IBGH 2）服従作業実施要領図



「FCI 国際同伴犬訓練試験」 第三試験階梯（FCI-IBGH 3）服従作業実施要領図



試験課目「行進中の立止」作業は逆向きに実施されることも可能とする。

各試験課目実施要領

試験開始前に訓練審査員は準備された使用器具が当試験規程規格に適合するかの確認を行う必要がある。

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一階梯試験」 (FCI-IBGH 1)

試験課目 「紐付き脚側行進」 実施要領

基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す」一声符に対し迅速に従い、注意力と集中力を持続させながら嬉々とした態度にて指導手左膝に肩甲骨を合わせ、弛んだ状態にあるリードにてよって指導され、常に指導手左側面にいながら行進すべきである。リードは左手で保持されるべきである。FCI-IBGH 1「紐付き脚側行進」実施要領図に基づき実施されるべきである。反転ターン実行時、指導手は左回りで実行しなければならない。犬は右回りで、または指導手膝位置を維持しながら反転ターンを実行することが認められる。

続けて「常歩」にて 10～15 歩、「速歩」にて 10～15 歩、「緩歩」にて 10～15 歩進むべきである。緩歩実行後、受験チームは常歩に歩度変更すべきである。「速歩」と「緩歩」の各歩度は共に明確に「常歩」と相違する必要がある。歩度変更時には減速用歩数を用いずに実行される必要がある。二回目の反転ターン実行後、一旦停止実行が要求される。この際、犬はいかなる指示も受けることなく停座姿勢に移るべきである。その後、実施要領図に従い指導手は犬を伴い、最低 4 名から構成される、歩き続ける群衆内へと進入する。群衆内にて指導手は犬を伴い任意の群衆要員 2 名を、1 名は「左回り」、もう 1 名を「右回り」で「八の字」を描きながら通過し、その後群衆内にて群衆構成要員側面にて最低一回停止すべきである。訓練審査員には必要に応じ群衆内行進を再実行させる権限が与えられている。続く審査員指示にて指導手と受験犬は群衆を離れ当試験課目作業終了基本姿勢に移る。基本姿勢にて指導手はリードを取り外した後に犬の解放、褒めることが認められる。

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第二階梯試験」 (FCI-IBGH 2)

試験課目 「紐付き脚側行進」 実施要領

基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す」一声符に対し迅速に従い、注意力と集中力を持続させながら嬉々とした態度にて指導手左膝に肩甲骨を合わせ、弛んだ状態にあるリードにてよって指導され、常に指導手左側面にいながら行進すべきである。リードは左手で保持されるべきである。FCI-IBGH 2「紐付き脚側行進」実施要領図に基づき実施されるべきである。反転ターン実行時、指導手は左回りで実行しなければならない。犬は右回りで、または指導手膝位置側面を維持しながら反転ターンを実行することが認められる。続けて「常歩」にて 10～15 歩、「速歩」にて 10～15 歩、「緩歩」にて 10～15 歩進むべきである。緩歩実行後、受験チームは「常歩」に歩度変更し、更に 10～15 歩進む。速歩と緩歩の各歩度は共に明確に「常歩」と相違する必要がある。歩度変更時には減速用歩数を用いずに実行される必要がある。「常歩」にて 10～15 歩進んだ後に受験チームは静止する。犬はいかなる指導手指示も受けることなく停座姿勢に移るべきである。停座実行約 3 秒後に指導手は犬からリードを取り外す。当基本姿勢において犬を短い間褒める事が認められている。

採点評価基準

優先評価要素

犬の正しい脚側位置、肯定的な犬の表現（意欲的、萎縮していない、集中力が見られる）。

二次的评价要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法

指導手前方に出る、指導手脚側から側面へ離脱する行為、犬の遅れ、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、追加声符や体符使用、基本姿勢誤実行、注意力不足、作業意欲やモチベーション不足、意気消沈や不自然な態度や、極度の緊張や不自然な歩容は相応の減点とする。

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一階梯試験」（FCI-IBGH 1）

試験課目 「紐無し脚側行進」 実施要領

紐無し脚側行進の流れは「FCI 国際同伴犬訓練試験」 第一階梯試験（FCI-IBGH 1）実施要領図にて定義されており（常歩にて直線上の行進、反転ターン、常歩区間、速歩区間、緩歩区間、常歩区間、一旦停止）、実施要領は「紐無し脚側行進」の実施要領解説文に則り実施されるべきである。各試験課目間移動も紐無し脚側行進にて実施されることが求められる。

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第二及び第三階梯試験」（FCI-IBGH 2、3）共通

試験課目 「紐無し脚側行進」 実施要領

基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す」一声符に対し迅速に従い、注意力と集中力を持続させながら嬉々とした態度にて指導手左膝に肩甲骨を合わせ、弛んだ状態にあるリードによって指導され、常に指導手左側面にいながら行進すべきである。FCI-IBGH 2 あるいは IBGH 3「紐無し脚側行進」実施要領図に基づき実施されるべきである。反転ターン実行時、指導手は左回りで実行しなければならない。犬は右回りで、または指導手膝位置を維持しながら反転ターンを実行することが認められる。続けて「常歩」にて 10～15 歩、「速歩」にて 10～15 歩、「緩歩」にて 10～15 歩進むべきである。緩歩実行後、受験チームは常歩に歩度変更すべきである。「速歩」と「緩歩」の各歩度は共に明確に「常歩」と相違する必要がある。歩度変更は減速用歩数を用いることなく実行される必要がある。二回目の反転ターン実行後、一旦停止が要求される。この際、犬はいかなる指示も受けることなく停座姿勢に移行すべきである。その後、実施要領図に従い指導手は犬を伴い、最低 4 名から構成される、歩き続ける群衆内へと進入する。群衆内にて指導手は犬を伴い任意の群衆要員 2 名を、1 名は「左回り」、もう 1 名を「右回り」で「八の字」を描きながら通過し、その後群衆内にて群衆構成要員側面で最低一回停止すべきである。訓練審査員は必要に応じ群衆内行進を再実行させる権限が与えられている。続く訓練審査員指示にて指導手と受験犬は群衆を離れ、当試験課目作業終了基本姿勢に移る。この基本姿勢は続く試験課目の作業開始基本姿勢となる。犬を褒める行為は群衆を離れ、作業終了基本姿勢にてのみ認められる。

採点評価基準

優先評価要素

犬の正しい脚側位置、肯定的な犬の表現（意欲的、萎縮していない、集中力が見られる）。

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法

指導手前方に出る、指導手脚側から側面へ離脱する行為、犬の遅れ、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、追加声符や体符使用、基本姿勢誤実行、注意力不足、作業意欲やモチベーション不足、意気消沈や不自然な態度や、極度な緊張や不自然な歩容は相応の減点とする。

試験課目 「行進中の停座」

試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「停座」（指定姿勢実行）」⇒（配点の50%を占める）

当試験課目の「第2部作業内容」 「指導手が犬から一旦離れ、戻るまで」、「作業終了基本姿勢実行」⇒（配点の50%を占める）

実施要領

10～15歩に渡る作業展開実施後、指導手は歩度に変化を付けたり振り向いたりすること無く、「停座を促す声符」を発し、犬は声符に対し萎縮する態度を示すこと無く自信をもって即座に停座姿勢を実行する必要がある。犬は指導手に対し注意力を持続させた、落ち着いた態度にて停座姿勢を維持し続けること求められる。

全試験階梯において指導手は受験犬から最低15歩離れ、静止と同時に犬の方に向き直る。審査員指示にて指導手は「常歩」にて犬の元へと戻り、直接犬の右側面において静止することで作業終了基本姿勢を取る。その後、指導手は犬を短時間褒めることが認められる。

「FCI 国際同伴犬訓練試験」 第一試験階梯（FCI-IBGH 1）特則

競技課目作業展開実行後、指導手は一旦停止し（犬は指示無し停座）、犬から離れる前に「停座を促す声符」を掛けることが認められる。

採点評価基準

優先評価要素

犬による直接的且つ意志が見られる停座実行及び犬による声符に対する反応方法

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法、作業展開部分実施及び声符に対する反応方法、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、自信不足、意気消沈や萎縮した態度、声符に対する自信のない反応及び落ち着きのないおよび注意力に掛ける停座姿勢維持は相応の減点とする。前記問題点は他誤実行による減点とは別途減点対象とする。犬が停座姿勢を実行せず、「立止」または「伏臥姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得可能得点は設定配点の「最大50%」とする。

試験課目 「行進中の伏臥」

試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「伏臥」（指定姿勢実行）」（配点の50%を占める）

当試験課目の「第2部作業内容」 「犬から遠ざかる」、「招呼作業」、「正面停座実行」、「試験作業終了基本姿勢」（配点の50%を占める）

実施要領

10～15歩に及ぶ「作業展開」の後、指導手が動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、「伏臥を促す声符」発声に対し犬は進行方向に向いたまま即座に伏臥姿勢に移る必要がある。指導手はそのまま最低30歩前進し、犬の方に向かって向き直り静止する。犬は招呼されるまで指導手に対し注意した、落ち着いた状態で伏臥姿勢を維持する必要がある。訓練審査員指示にて指導手による「招呼を促す声符」または「犬名」発声によって犬が招呼される。犬は目的意識が見られる、嬉々とした態度で最短距離にて指導手へ接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で正面停座を実行、または直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移る必要がある。犬が正面停座を実行した場合、停座実行約3秒後に「脚側位置移行を促す声符」にて当試験課目作業終了基本姿勢をとる。さらなる3秒後に犬を短い間褒める事が認められる。その後FCI-IBGH 1及びFCI-IBGH 2各階梯試験において指導手は犬にリードを装着し、「状況下における休止」または当試験課目作業終了申告実施実地点へと指導される。FCI-IBGH 3階梯試験においては紐無し状態で実施される。

「FCI 国際同伴犬訓練試験」 第一試験階梯（FCI-IBGH 1）特則

作業展開実行後、指導手は一旦停止し（犬は指示無し停座）、犬から離れる前に「伏臥を促す声符」を掛けることが認められる。

採点評価基準

優先評価要素

犬による直接的且つ意志が見られる伏臥姿勢実行、伏臥実行を促す声符に対する犬の反応方法及び招呼と正面停座実行方法

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法、作業展開部分実施及び指導手の離れる際の注意力、躊躇する伏臥実行や遅い伏臥実行速度、自信不足、意気消沈や萎縮した態度、声符に対する自信のない反応及び落ち着きのないまたは注意力に掛ける伏臥姿勢維持や目的意識がみられない招呼実行等は相応の減点とする。前記問題点は他誤実行による減点とは別途減点対象とする。犬が伏臥姿勢を実行せず、犬が「停座」または「立止姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得可能得点は設定配点の「最大50%」とする。

第二追加声符発声により受験犬が招呼作業を実行しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」（0点）とする。この場合、指導手は犬へ進み、次試験課目作業が継続実施される。

試験課目 「行進中の立止」（FCI-IBGH 3のみ設定）

試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「立止」（指定姿勢実行）」⇒（配点の50%を占める）

当試験課目の「第2部作業内容」 「指導手が離れ、歩み寄るまでの過程」、「試験作業終了

基本姿勢実行」(配点の 50%を占める)

実施要領

10～15 歩に渡る作業展開実施後、指導手が動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、発声する「立止を促す声符」に対し犬は進行方向に向いたまま即座に立止姿勢を実行する必要がある。指導手はそのまま最低 15 歩前進し、犬の方向に向き直り一旦静止する。訓練審査員指示にて指導手は犬の右側面まで戻り、「基本姿勢を促す声符」発声にて犬と共に当試験課目作業終了基本姿勢に移る。

採点評価基準

優先的評価要素

犬による直接的且つ意志が見られる立止姿勢実行、立止実行を促す声符に対する犬の反応

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法、作業展開部分実施及び指導手が離れる際の注意力、躊躇する立止姿勢実行や遅い立止実行速度、自信不足、意気消沈や萎縮した態度、声符に対する自信のない反応及び落ち着きのないまたは注意力に欠ける立止姿勢維持等は相応の減点とする。前記問題点は他誤実行による減点とは別途減点対象とする。犬が立止姿勢を実行せず、「停座」または「伏臥姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得可能得点は設定配点の「最大 50%」とする。

試験課目 「平面ダンベル持来」(FCI-IBGH 2 及び FCI-IBGH 3 に設定)

実施要領

当試験課目作業開始地点の前方 8m 地点を底辺とする面積 4m×4m の正方形の範囲が印されている必要がある。基本姿勢より、訓練審査員指示にて指導手はダンベルを前方の正方形内へ向け投擲する。投擲されたダンベルが印された範囲の外側にて静止した場合、試験要員(例 試験監督)がダンベルを正方形中心地点に配置する。配置前に要員はダンベルを短い間頭上より高い位置にて示す。配置後、要員は受験犬の作業範囲から離れる(作業開始地点後方の想像上の作業範囲仕切り線後方まで)。

投擲したダンベルが正方形内の場合、訓練審査員指示により指導手は「持来を促す声符」を発声する。投擲したダンベルが正方形外の場合、訓練審査員は置き直しの合図をし、試験要員(例：試験監督)が正方形中心に配置する。配置前に要員はダンベルを短い間、頭上より高い位置にて示す。配置後、要員は受験犬の作業範囲から離れる(訓練審査員後方)。その後、訓練審査員指示により指導手は「持来を促す声符」を発声する。試験要員がダンベルを置き直す際、指導手は基本姿勢を維持し、「停座を促す声符」を 1 回使用することができる。

「持来を促す声符」発声後、犬は最短距離にてダンベルへと向かい、到達次第即座に咥え上げ、指導手の元に持来しなければならない。往路・復路共に犬は目的意識と意欲が見られる持来作業を行う必要がある。持来実行後、正面停座実行時約 3 秒間の正面停座を実行し続けた犬に対し指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを落着いた状態で口吻内に保持する必要がある。(正面停座を実行せず、直接試験課目終了基

本姿勢実行位置への移行も認められる)。良い保持が要求される。犬による正面停座実行時、ダンベル引き渡し完了後、更に約 3 秒間の間を空け、指導手による「基本姿勢を促す声符」発声にて犬は基本姿勢をとる。この際、ダンベルは指導手の右手で腕を下げた状態で保持される。指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

採点評価基準

優先評価要素

持来実行方法、目的意識が見られる、安定した速度でのダンベルへ到達及び指導手に向けた持来実施、指導手との間隔を詰めた正面停座または正しい試験課目終了基本姿勢への移行、自信に満ちたダンベル保持と即時ダンベル引き渡し意欲

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

モチベーション不足、目的意識が見られない往路または復路作業、萎縮または自信が見られない態度、咥え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、ダンベルで遊ぶまたは噛み返し行為、ダンベルを指導手に当てる行動、指導手による開脚姿勢実行等の体符、ダンベル誤保持、その他各種指導手補助行為も減点とする。

試験課目 「1.4m 斜壁往復登攀 650g ダンベル持来」(FCI-IBGH 3 のみ設定)

実施要領

持来作業には 5 点、各登攀にそれぞれ 5 点配点されている。部分評価実施には登攀 1 回及びダンベル持来が実行される必要がある。

斜壁後方 6m (頂点直下から計測) 地点を底辺とする面積幅 2 m×長さ 4m の長方形の範囲が印されている必要がある。斜壁前面最低 4m 手前地点にて取られるべき斜壁に向かった正しい基本姿勢より、訓練審査員指示にて指導手はダンベルを斜壁後方の長方形内へ向け投擲する。投擲したダンベルが長方形内の場合、訓練審査員指示により指導手は「登攀を促す声符」を発声する。投擲したダンベルが長方形外の場合、訓練審査員は置き直しの合図をし、試験要員(例: 試験監督)が長方形中心に配置する(ダンベルを短い間、頭上より高い位置にて示すことなく)。配置後、要員は受験犬の作業範囲から離れる(訓練審査員後方)。その後、訓練審査員指示により指導手は「登攀を促す声符」を発声する。試験要員がダンベルを置き直す際、指導手は基本姿勢を維持し、「停座を促す声符」を 1 回使用することができる。指導手による「登攀を促す」一声符にて犬は登攀を開始し、登攀実行中に「持来を促す声符」が指導手によって発せられる必要がある。

犬は最短距離にてダンベルへと向かい、到達次第即座にダンベルを咥え上げ、復路登攀を伴う実行方法にてダンベルを直接的に指導手に持来する必要がある。犬は作業中終始作業意欲が満ち溢れ、力強い往復登攀作業を実行しなければならない。正面停座または試験課目作業終了基本姿勢実行時、いずれかの停座位置にて約 3 秒間の停座を実行し続けた犬に対し、指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に保持する必要がある。良いダンベル保持態度が要求される。正面停座を実行

する場合、ダンベル引き渡し完了後約 3 秒間の間隔を空け、「基本姿勢を促す声符」にて犬は指導手によって基本姿勢をとる必要がある。この際、ダンベルは指導手右手、腕を下げた状態で保持される。指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

採点評価基準

優先的評価要素

犬による力強い且つ決心が見られる往復登攀態度、ダンベル持来実行、安定した作業意欲が見られるダンベルに向かう往路及び復路における持来作業の実行、指導手との間隔を詰めた正面停座または正しい試験課目終了基本姿勢への移行及び自信に満ちたダンベル保持と即時ダンベル引き渡し意欲

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢実行方法

作業意欲不足、力強さが不足及び／または不安が見られる往路または復路登攀作業、目的意識が見られない往路・復路作業実行、萎縮または自信が見られない態度、啞え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、ダンベルで遊ぶまたは噛み返し行為、ダンベルを指導手に当てる行動、指導手による開脚姿勢実行等の体符、ダンベル誤保持、その他各種指導手補助行為も減点とする。

評価ガイドライン

- 当試験課目 3 部分（往路登攀、復路登攀、持来作業）の内、「最低 1 登攀」及び試験課目部分「持来作業」が実施された場合のみ「部分評価」を実施可能とする。

試験課目 「前進及び伏臥」

当試験課目の「第 1 部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「前進実行」⇒（配点の 50%を占める）

当試験課目の「第 2 部作業内容」 訓練審査員指示後の指導手による「伏臥を促す声符」に対する「伏臥実行」及び「試験作業終了基本姿勢実行」⇒（配点の 50%を占める）

実施要領

10～15 歩に及ぶ作業展開作業を実行した後に指導手は腕を一度上げると同時に犬に「前進を促す声符」を与え、その場にて立ち止まる。犬は直線上を、目標意識を持った駆歩にて、最低 30 歩指導手より指示された方向へ向かって前進作業を実行しなければならない。続く訓練審査員指示にて指導手は「伏臥を促す声符」を掛け、犬はその場にて迅速に伏臥姿勢を実行しなければならない。指導手は犬が伏臥姿勢を実行するまで、腕を上げ続ける事により前進方向を示す事が認められる。伏臥実行を促す声符に対し犬が反応しない場合、遅くとも 3 秒後に第一追加声符が使用される必要がある。追加声符に対し犬が反応しない場合、3 秒以内に第二追加声符を使用するか否かは指導手判断に委ねられる。続く訓練審査員指示にて指導手は犬の元へと進み、犬の右側面に立つ。約 3 秒経過後、更なる審査員指示にて指導手は「基本姿勢を促す声符」を発声し、声符に対し犬は即座に正確な脚側停座を実行する

ことにより、当試験課目終了基本姿勢に移るべきである。その後、FCI-IBGH 2 階梯試験において指導手は犬にリードを装着し、「状況下における休止」作業開始地点へ、または作業終了申告地点へと指導される。FCI-IBGH 3 階梯試験においては紐無し状態で実施される必要がある。

採点評価基準

優先的評価要素

迅速な早い速度且つ直接的な経路にて実施される前進作業及び伏臥姿勢実行を促す声符に対する伏臥実行方法

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢実行方法

試験課目展開において犬が指導手前方に出る、目的意識が見られない前進態度、左右方向への離脱、躊躇が見られる遅い伏臥実行、落ち着きない伏臥態度及び各基本姿勢誤実行や各種指導手補助行為は減点とする。

評価ガイドライン

- ー 設定距離の最低 50%を犬が前進しない、または第三声符使用により静止しない場合、当試験課目獲得得点は「0」点とする。
 - ー 「第一声符」発声により静止するが、「伏臥姿勢」実行に追加声符が必要である場合、「減点 1.5 点」とする。
 - ー 「第一声符」発声により静止するが、「第二追加声符」にて伏臥姿勢を実行した場合、「減点 2.5 点」とする。
 - ー 「第一声符」発声により静止するが、「第二追加声符」にて後伏臥姿勢を実行しない場合、「減点 3.5 点」とする。
 - ー 「第一追加声符」にて犬が静止し、伏臥姿勢を実行した場合、「減点 2.5 点」とする。
 - ー 「第二追加声符」にて犬が静止し、伏臥姿勢を実行した場合、「減点 3.5 点」とする。
- 「第一声符」にて伏臥姿勢を実行し、訓練審査員指示に従い指導手が受験犬の元へ歩み寄る間に、犬が立止姿勢に移り指導手に向かって歩き出した場合、追加声符発声により犬を静止させることが認められる。指導手との半分の距離以内にて声符によって静止した場合、「最大 5 点減点」とする。

試験課目 「状況下における休止」

実施要領

他受験犬による服従作業実施時、当試験課目「状況下における休止」が実施される。指導手は審査員に指示された地点において基本姿勢を実行した後、「伏臥を促がす声符」を発声し、犬を休止させる。試験階梯に応じ指導手は担当訓練審査員指示にて下記地点へと移動し、待機すべきである。

- FCI-IBGH 1 階梯試験 指導手は犬より最低 10m 離れた地点において犬の視野内にて、犬に対し体の側面を向けた状態で静止する。

- **FCI-IBGH 2 階梯試験** 指導手は犬より最低 20m 離れた地点において犬の視野内にて、犬に背を向けた状態で静止する。
- **FCI-IBGH 3 階梯試験** 指導手は犬より最低 30m 離れた犬の視野外にある地点にて静止する。

他受験犬が作業中、犬はいかなる指導手影響を受ける事も無く落ち着いた状態で休止し続ける必要がある。訓練審査員指示にて指導手は、**FCI-IBGH 1 階梯試験**においては他犬による「行進中の伏臥」作業実施終了後に、**FCI-IBGH 2 及び 3 各階梯試験**においては他犬による「前進及び伏臥」作業開始前に、犬の右側面へ移動し、静止する。続く訓練審査員指示にて指導手は「基本姿勢を促す声符」にて犬を当試験課目の作業終了基本姿勢をとらせる。

採点評価基準

優先的評価要素

同一地点における安定度のある伏臥姿勢実行及び落ち着いた態度

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

落ち着きのない休止態度、指導手による補助行為実行、基本姿勢誤実行、早期立止姿勢への移行、立止または停座姿勢への移行または休止位置からの離脱は相応の減点とする。

犬が休止位置より 3m 以上離脱した場合、他誤行動により起因する減点以外にも、当試験課目配点 50%の減点とする。

下記条件が満たされた場合、「試験課目部分評価」が実施される。

「FCI-IBGH 第一試験階梯」⇒ 他受験犬が「第三試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

「FCI-IBGH 第二試験階梯」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

「FCI-IBGH 第三試験階梯」⇒ 他受験犬が「第五試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

指導手が受験犬の元へ歩み寄る間、犬が指導手に向かって歩き出した場合、「最大 3 点減点」とする。受験犬が休止地点から距離 3m 以内の離脱しその範囲内に居留まった場合、停座または伏臥姿勢に移行した場合、当試験課目配点の最大 50%までの減点とする。

FCI 国際作業犬試験 第一から第三階梯試験 (FCI-IGP 1～3)

FCI 作業犬試験は難度に応じ 3 つの試験階梯に区分される。各試験階梯受験合格するには 3 つの「セクション (試験種目)」(「セクション A」＝「足跡追及作業」、「セクション B」＝「服従作業」、「セクション C」＝「防衛作業」) においてそれぞれ「最低 B-評価」を獲得する必要がある。

「セクション A」 足跡追及作業

一般規程及び設定試験階梯

	FCI-IGP 1	FCI-IGP 2	FCI-IGP 3
搜索リード全長	5m	10m	10m
足跡種別	自者印跡足跡	他者印跡足跡	他者印跡足跡
全長	最低 300 歩	最低 400 歩	最低 600 歩
直線部	3	3	5
屈折部	2 ヶ所 (約 90 度)	2 ヶ所 (約 90 度)	4 ヶ所 (約 90 度)
屈折部間の距離	最低 50 歩	最低 50 歩	最低 50 歩
物品	指導手持参物品 3 個 (3×7 点)	主催者準備物品 3 個 (3×7 点)	主催者準備物品 3 個 (3×7 点)
物品外寸法	10×2-3×0,5-1cm	10×2-3×0,5-1cm	10×2-3×0,5-1cm
物品配置地点	第 1 物品は第 1 直線上、 第 2 物品は第 2 直線上、 第 3 物品は終着地点に	第 1 物品は第 1 直線上、 第 2 物品は第 2 直線上、 第 3 物品は終着地点に	第 1 物品は第 1 又は第 2 直線上最低 100 歩後、 第 2 物品は審査員指示、 第 3 物品は終着地点に
印跡後経過時間	20 分	30 分	60 分
作業持ち時間	最大 15 分間	最大 15 分間	最大 20 分間

足跡追及作業に適した地表特性

足跡追及会場の地表選定に当たり、芝生、農地、森林等全ての自然地表を使用することが可能である。全ての試験階梯において使用される追及会場内の既存地表性質変化をそのまま生かすことや足跡コースが道路を横断する設定も認められる。

足跡コースの印跡方法

FCI-IGP 1 階梯試験の場合のみ指導手自ら印跡作業を行う。その他、FCI-IGP 各階梯試験の足跡追及種目試験において足跡コースは他者によって印跡される必要がある。

FCI-IGP 2 及び FCI-IGP 3 各階梯試験の場合、資格を有する印跡者が既存追及会場の地表特性に応じて足跡コースを訓練審査員または追及会場責任者と協議・決定し、訓練審査員用に足跡コース図を作成することが推奨される。この図には会場特長 (木、電柱、小屋等)、各直線部の歩数及び物品配置箇所が明記されている。訓練審査員または追及会場責任者は印跡作業を監督し、印跡に当たり考慮すべき注意事項を事前に印跡者に提供する。各足跡コー

スは互いに異なる形状で印跡されるべきであり、屈折部設定及び物品配置位置は他足跡コースと等しい間隔に設定されてはならない。設定される足跡コース形状も可能な限り様々な形状を有すべきである。足跡コース出発地点は出発地点左側面に設定される明確に目視可能な印によって識別されなければならない。印跡者は出発地点において短時間立ち止まった後、「常歩」にて「自然な歩き方」を心掛けながら指示された方向へ印跡を開始する。印跡に当たり「自然な歩き方」で印跡される必要がある。各屈折部も「常歩」にて「自然な歩き方」で印跡され継続した足跡作業が実行可能となるよう配慮されなければならない。足跡コースが途切れることはあってはならない（全足跡追及作業関連規程の最後にある図を参照）。印跡者は不自然な歩行、地面への強い踏込みや擦る行為、一時停止等の補助行為を実施すること無く全足跡コースを印跡する必要がある。

自者印跡が行われない全階梯試験の印跡作業中、受験犬と指導手は視野外にて待機する必要がある。

作業実施順番は、印跡作業終了後に訓練審査員または委任された者がいる中、抽選によって決定される。

FCI-IGP 3 試験階梯足跡追及作業に適用される特則

FCI-IGP 3 試験階梯足跡追及作業においてのみ体調と／または気象条件（例えば高温）により犬が休息を必要とすると指導手が判断した場合、訓練審査員に対し小休止実施のため足跡追及作業を一時中断することを申し出ることが認められる。小休止に要する時間は作業持ち時間内とする。休憩中に指導手は犬の頭部、目及び鼻を拭くことや給水を行ってもよい。この目的のために指導手は少量の水、湿った手拭きまたはスポンジを携帯することが許されるが、これら携帯品は足跡追及作業開始前に訓練審査員に提示される必要がある。その他意欲を向上させる補助は認められない。

物品

物品は各屈折部前後 20 歩以内に配置される事は認められておらず、印跡動作中に足跡の間または会場地表特性が要求する場合（植生が高い場合）は直接足跡上に配置されなければならない。最終物品配置後、印跡者はそのまま前方へ最低 10 歩印跡作業を継続しなければならない。使用される物品は足跡追及会場地表色と極端に相違してはならない。

各物品は、FCI-IGP 1 階梯試験においては指導手によって、FCI-IGP 2 と FCI-IGP 3 各階梯試験においては印跡者によって、印跡作業前に訓練審査員または追及会場責任者に対し確認の為提示される必要がある。印跡者（または指導手）は体臭が十分移行した、最低 30 分ポケット内にて所持された物品のみ使用することが認められる。

足跡コースに配置される物品は様々な材質から構成される必要がある（例 皮、衣類繊維、木製）。FCI-IGP 選手権大会において使用物品は番号が振られる必要がある。これら番号は足跡コース番号と一致しなければならない。

発見に至らなかった物品が印跡者によっても発見不能となった場合、該当物品は評価上減点されない。複数物品の発見に至らなかった場合、受験チームに対し新たな足跡コースでの

作業やり直しの機会が提供される。指導手が作業やり直しを拒絶した場合、発見に至った物品のみ採点対象とする。指導手によって印跡作が実施される FCI-IGP 1 試験階梯において当規則は適用対象外とする。この場合、発見に至らなかった物品について得点は付与されない。

物品指示作業

物品指示方法として「物品指示」、「物品咥え上げ」または「物品持来」が認められる。物品指示時犬は物品の直前にて「停座」、「伏臥」または「立止姿勢」、或は物品毎に異なる姿勢にて行われる事が認められる。犬が指示作業実施次第、指導手は搜索リードを地面に落とすまたは置き、犬の元へと直接進み、物品を高く持ち上げる事により物品発見を訓練審査員に示す。犬のどの側面に向かうかは指導手任意とする。これら動作は訓練審査員指示なしで指導手自ら行う必要がある。物品指示姿勢は搜索実行方向に向かった状態で、物品と距離を空けること無く実行される必要がある。

物品に対する伏臥、停座及び立止姿勢実行位置が多少ずれていたとしても（30 度まで）審査上姿勢誤実行と見なされない。実行姿勢を維持する限り、犬による指導手がいる後方を見る行動も減点されない。犬は強制的に作業を行う印象与えること無く、率先して指示に従い作業を行いたい意識が伝わる必要がある。物品指示作業時、物品は前肢足先直前または前肢間に位置するべきである。犬が物品を終始目視し続けることは求められない。足跡追及作業が再開されるまで犬は落ち着いた態度にてストレスや拒絶シグナルを発することなく実行姿勢を継続維持すべきである。過度な指導手補助によって発見された物品は評価上「未発見」として扱われるべきである。発見された物品が訓練審査員に指示された後、「足跡追及を促す」一声符にて足跡追及作業が再開される。訓練審査員指示にて作業が再開される。作業再開時、指導手は直立姿勢にて犬の側面または犬の後方距離を詰めた状態で立つ必要がある。

「物品指示」の代わりに「物品咥え上げ」、または「持来」も認められる。犬は「咥え上げ作業」を「立止」または「停座姿勢」にて実行することが認められる。咥え上げと伏臥姿勢実行や物品を咥えながらの足跡上の前進行為は誤行動と見なされる。犬が物品を咥え上げ次第、指導手は搜索リードを放つまたは地面に置き、直接犬元へと進み、犬から物品を取り上げ、後訓練審査員に示すべきである。犬のどの側面へ向かうは指定されていない。この位置にて「足跡追及作業を促す声符」発声により追及作業は再開される。これら全作業は訓練審査員指示なしで行われるべきである。犬が物品を持来する場合、指導手は搜索リードを地面に置き、立ち位置を変更してはならない。犬は物品を直接的に持来し、指導手対面にて物品を保持しながら「停座」または「立止姿勢」にて静止する必要がある。続けて指導手は「引き渡しを促す一声符」にて物品を取り上げ、当地点より「足跡追及作業を促す声符」にて犬による足跡追及作業を再開させる。

物品指示作業解説図

図は大まかに参考とすべきである。評価実施に当たり下記点が考慮されるべきである。

一風向き

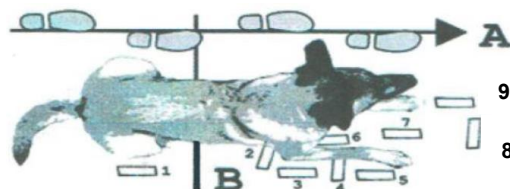
－犬の体高

－指示実行姿勢（停座、伏臥、立止）

A=足跡方向

B=物品の配置位置

前肢足先と物品（8番、9番）との距離は最大約 20cm



物品得点及び評価

Mangelhaft = M（不可）、Befriedigend = B（可）、Gut = G（良）、Sehr gut = SG（特良）、
Vorzüglich = V（優）

最大	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番	7 番	8 番	9 番
	M	B	G	G	SG	SG	V	SG/V	SG/V
7 点	4	5	5,75-6,25	5,75-6,25	6,5	6,5	7	6,5-7	6,5-7

搜索リード

搜索リードの長さは FCI-IGP 1 試験階梯においては 5m、FCI-IGP 2 及び 3 試験階梯においては 10m とする。

訓練審査員または委任された者による搜索リード全長、装着首輪及び搜索ハーネスの確認は、足跡追及作業開始前（遅くとも作業開始申告時に）に実施されなければならない。巻き上げ式搜索リードの使用は禁止とする。搜索リードは犬の背部上、背部側面と／または前肢間を通した状態で使用可能とする。犬に装着されている引き締まる状態に調節されていないチェーンカラーまたは搜索ハーネス固定リング（追加固定ベルトを有しない胸部型ハーネス、ボグガー・ハーネスのみ使用可）に搜索リードを直接装着すること認められる。

ハーネス使用時、背部装着ベルト端が犬の最終肋骨以降の胴体部位からはみ出さないよう配慮すべきである。搜索リードは時折垂れ下がった状態にあることは認められるが、これにより犬と指導手間の規定距離維持に大きな影響を及ぼしてはならない。搜索リードが時折地面を接触することはミスと見なされない。指導手はリードの末端を保持しながら犬の後方を追う必要がある。この場合、搜索リードの張り方の変更や犬を止める行為によって犬の作業に影響を及ぼさない限り、搜索リードの持ち方（片手、両手、片手から片手の持ち直す等）や地上からの保持高等の制限はない。

「フリー搜索」実施時の指導法

搜索リードを用いない足跡追及作業実施も認められる。受験犬と指導手間の距離は、FCI-IGP 1 階梯試験において最低 5m、FCI-IGP 1 及び 2 各階梯試験においては最低 10m に終始維持される必要がある。

作業開始申告

足跡追及作業実施順番となった指導手は、搜索準備が整った犬（搜索リードは伸びきった状態にて、必要に応じ搜索ハーネス装着済み）とともに基本姿勢にて訓練審査員に対し作業開始申告を行い、犬が物品に対し「啜え上げ」、「持来」または「指示」するか指示方法を伝える。作業開始申告時及び足跡追及開始地点手前約 **2m** 地点まで犬を短いリードで指導することが認められる。足跡追及作業前、足跡コース開始地点付近作業時並びに全足跡追及作業過程におけるいかなる強制行為も禁止されている。

足跡開始地点

訓練審査員指示にて指導手は犬を足跡コース開始地点へ導き、足跡追及作業開始を促す。搜索開始時、「足跡追及作業を促す」一声符使用が認められる。搜索開始前に指導手が好む位置に搜索リードを移動させることが可能となるよう（例えば、犬の前肢及び／又は後肢間を通すため）、足跡コース開始地点範囲より約 **2m** 手前地点にて短時間に及び犬に停座、立止または伏臥姿勢を実行させることが認められる。足跡コース開始地点識別目印にて「足跡追及作業を促す」一声符使用により犬の作業開始が促される必要があり、この際指導手は犬の側面または犬の直接後方に立つ必要がある。

足跡追及作業実施要領

足跡追及作業実行中、訓練審査員は犬の作業の妨げとならぬよう、犬との適切な距離を維持する必要がある（最低 **10m**）。

「足跡追及を促す声符」にて足跡コース開始地点識別用目印より足跡追及作業は開始される必要がある。「足跡追及を促す声符」は足跡コース開始地点識別用目印に真横で発声されなければならない。使用が認められている第一声符使用の後、指導手は最大二追加声符で足跡追及作業開始を促す事が認められるが、第二及び第三声符使用はその都度、第一直線部配点から **1.5** 点の減点とする。第三声符にて犬が足跡追及作業を開始しない場合、当作業は「中止」され、得点は「**0** 点」とする。犬は地面に対し鼻を低い位置に保持しながら足跡コースを嗅ぎ当て、搜索作業中も終始低い鼻の位置を保ちながら高い作業意欲、持続性と安定した速度が見られる足跡追及作業を実施する必要がある。説得力のある作業意欲と集中性が見られる作業が実施される限り、作業速度は評価基準とならない。全足跡追及作業中、犬が率先して作業を行い、自ら判断を下す態度が見られることが重要である。

足跡追及作業開始並びに物品発見後の足跡追及作業再開時には、指導手が直立姿勢にて犬の側面または後方に立った状態で犬に対する「足跡追及作業開始を促す声符」発声にて開始される。指導手は搜索リードが伸び切るまで静止し続ける必要がある。搜索リードの出し方については、犬の作業に影響を及ぼさない限り評価対象とならない。足跡追及作業中、指導手による手袋着用は認められる。

搜索リードに関しては多少の遊び幅が許容される。足跡追及作業開始までの明確な時間設定はない。足跡コース開始地点識別目印における犬の一時静止は要求されない。訓練審査員は第一直線上の犬による作業開始時の嗅当て態度の集中度と搜索開始態度に注意を払う必

要がある。犬の脚が搜索リードに絡んだ場合、指導手は審査員許可を得た上で絡んだ搜索リードを解くことが認められる。審査員許可にて指導手は「犬の静止を促す声符」を使用し、犬の元へと進む。搜索リードが解かれた後、指導手は犬と搜索リード一本分の距離を空け、「足跡追及作業を促す声符」使用にて犬に作業再開を促す。この場合、減点対象としない。

足跡追及作業終了方法

犬によって発見された最終物品を訓練審査員に提示した後、訓練審査員は指導手に対し作業終了合図を出す。この瞬間をもって評価は終了する。受験犬に基本姿勢をとらせる必要はない。その後、短い間犬を褒めるまたは緊張を和らげることが認められるが、犬と遊ぶまたは餌を与える行為は禁止されている。

作業終了申告

指導手は紐付き状態にて（服従作業解釈上の紐付き脚側行進は実施不要とする）犬を伴い訓練審査員の元へと進み、足跡追及作業終了を報告すると共に発見された全物品を提示する。

屈折部

受験犬は屈折部において安定した、説得力のある作業を行う必要がある。屈折部にて円を描く確認行動は誤行動と見なされ減点される。なお、足跡コースを離脱すること無く実施される確認行動は認められる。屈折部通過後、必要とされる高い集中力にて鼻を低く保持しながら同一追及速度にて追及作業が継続されなければならない。屈折作業においても指導手は犬との規定距離保持に努める必要がある。犬が安定して屈折作業を完了した後に指導手は足跡を離れることが認められる。

犬を褒める行為

FCI-IGP 1 階梯試験にてのみ直線部作業中に一言からなる短い褒める言葉を掛けることが認められる。なお、屈折作業中または作業中問題解決場面における補助となってはならない。物品指示作業についても同様とし、物品指示直前に行ってはならない。犬の作業意欲を変える物であってはならず、犬の作業を肯定する目的としてのみ使用すべきである。さらに全試験階梯の物品配置地点における短い褒める行為も認められる。物品指示または加え上げの直前または直後に犬を褒めることを可能とする。犬による足跡追及作業再開前に指導手が搜索リードを取り上げる際の犬に対する褒める行為は認められない。

足跡追及作業における「中止」及び各種「失格」言い渡し

受験犬が足跡上を離脱し指導手が離脱を阻止した場合、訓練審査員は指導手に対し犬の後を追うよう指示しなければならない。指導手が指示に従わない場合、足跡追及作業は「中止」される必要がある。各試験階梯規程が定める作業設定時間以内に犬が足跡終着地点に到達していなくとも、足跡追及作業は訓練審査員によって「中止」される。

中止が言い渡されるまでの作業は評価される。犬が足跡上にて追求作業を中断した場合（作業を行わず長時間同地点にて静止する、頭部の高い保持への変更、指導手元へ戻る等）、作業持ち時間が十分に残っていたとしてもまたは犬が足跡上を離脱していなくとも、訓練審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。足跡追及作業中、野生動物の登場により犬の狩猟

本能が優勢となり動物を追う行動に転じた場合、野生動物追跡阻止を目的のために指導手は「伏臥を促す声符」を発し、犬を服従させるを試みることが認められる。訓練審査員指示により指導手は「招呼を促す声符」を用いて犬を招呼し、足跡追及作業再開を促す。再開に至らない場合、「作業中止」とする。

足跡追及作業における「中止」

足跡追及作業中止が言い渡された場合、それまでに獲得された全得点が与えられる。それまでに実施された他試験種目にて獲得された点数も有効と見なされる。中止言い渡しまで獲得された全ての得点は訓練資格証明書類（訓練手帳）に記入される。

足跡追及作業中止を引き起こす原因

- －足跡開始地点または物品指示作業実施後に犬が第三声符使用によって足跡追及作業を行わない場合。
- －犬が足跡から搜索ロープ一本分以上の距離を離脱する、または指導手に対する訓練審査員による犬を追うよう出された指示が無視された場合。
- －犬が搜索持ち時間内にて足跡コース終着地点に到達しない場合。
- －野生動物登場による誘惑により足跡追及作業再開に至らない場合

「失格」の定義

失格言い渡しの時点までに、既に実施済み他試験種目で獲得された得点を含み、全ての各得点は無効と見なされる。訓練資格証明書類（訓練手帳）には得点も評価も記入されない。失格言い渡し後、受験チームによる未実施試験種目の受験は例外なく認められない。失格理由は、担当訓練審査員によって訓練資格証明書類（訓練手帳）に記入される必要がある

失格言い渡し理由	訓練資格証明書類記載内容
犬が指示した物品を引き渡さない フリー搜索実施時に犬が足跡から 10m 以上離脱し 三声符にて指導手元に戻らない場合	「不従順による失格」による失格
稟性テスト時に中立的な態度が見られない	「稟性的な原因」による失格
指導手によるスポーツマン・シップ違反 (例：各種モチベーション向上品と／や餌の携帯) 指導手の FCI-IGP 規程、動物愛護法や倫理違反 使用禁止されている訓練補助器具の使用の試み	「スポーツマン・シップ違反」 による失格

足跡追及作業の評価方法

評価実施に当たり「優先」及び「二次的評価要素」「の区別をつける必要がある。足跡追及作業の本質に合わせた評価を行うため、「優先評価要素」には重点が置かれるべきである。

優先評価要素

力強さ、自信の表れ、集中力、直接的且つ説得力のある指示作業

二次的評価要素

指導手と犬の間隔、物品指示作業実行時の伏臥実行速度

評価基準

採点・評価は足跡コース開始地点識別目印より開始される。各直線部の長さ、追及会場特性、気象条件と試験階梯によって評価が実施される。訓練審査員や全ての同行者は、犬が作業を行う権利を有する範囲（受験チーム周辺半径 10m）に進入することが認められない。

犬が発見した物品に対し指示作業を行った後、指導手は訓練審査員指示なしで犬に近づくことが認められる。訓練審査員は犬によって指示された物品の位置を確認するため指導手と共に犬の元へ向かうことが認められる。訓練審査員の接近に伴い犬の作業は影響を受けてはならない。指示された物品を確認した後、足跡追及作業再開の妨げとならぬよう、犬による作業再開前に訓練審査員はその場を離れる必要がある。

全足跡追及作業中、訓練審査員や印跡者は犬による作業の妨げとなってはならない。訓練審査員は評価実施に当たり、犬または指導手のみならず、会場特性、気象状況、想定可能な誘惑や足跡印跡経過時間も考慮しなければならない。訓練審査員は犬の作業に影響を及ぼす各種要素とそれら影響の強弱に応じ評価に反映する必要がある。

下記要素が考慮される評価が実施されるべきである。

- 足跡に対し低い鼻の位置が見られる安定した力強さが見られる意欲的な作業態度、各屈折地点と物品指示前後の安定した搜索速度
- 犬の訓練到達水準
- ネガティブな表現態度（回避行動、特に物品指示時の各種不安定な態度、不足する自信）は減点とする。
- 指導手と犬のチームワーク
- 足跡追及作業の難度
- 足跡追及会場の地表特性（既存植物密生度、地質、地表特性変化、動物の糞等）
- 野生動物による誘惑
- 気象条件 風、暑さ、寒さ、雨、雪等
- 急激な天候状況の変化

訓練審査員は犬が作業中に示す作業意欲、信頼、作業気質、安定度や不安定度、ストレスや回避態度等を評価する必要がある。足跡追及作業開始直後から鼻の低い保持にて集中力が見られる足跡追及作業を実施し、第一直線上模範的な作業を行った場合、訓練審査員が「犬は足跡を明確に識別するためより時間を掛けて作業を実施すべきであった」と公評時コメントしてはならない。

評価ガイドライン

- 犬が足跡コース開始地点識別目印に到達する前に「足跡追及を促す声符」を使用した場合や声符を使用しなかった場合、「1点減点」とする。

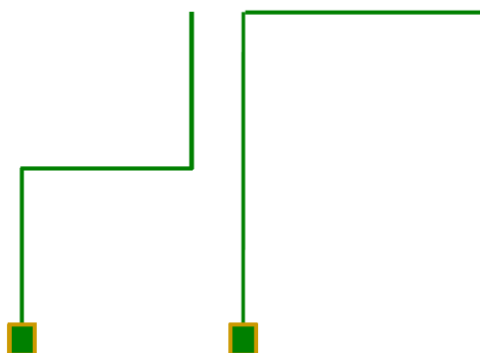
犬が足跡コース開始地点識別目印に到達する前に指導手による「足跡追及を促す」声符

使用にて作業実地が促されることなく、既に犬に足跡追及作業態度が見られる場合、減点対象とならない。

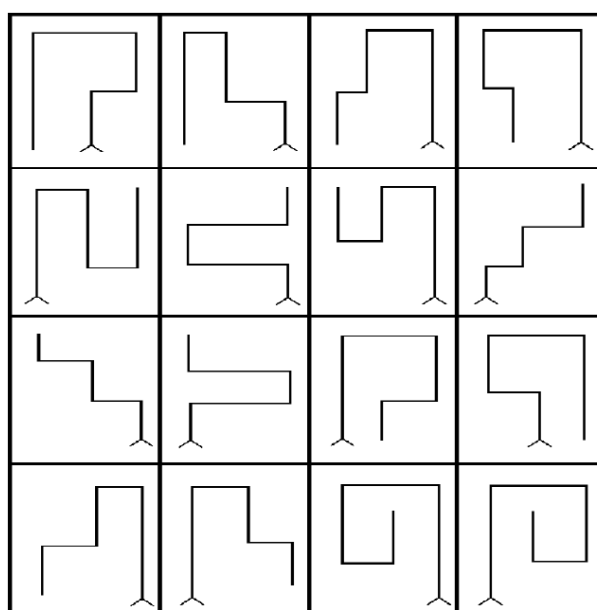
- 物品の誤指示により犬が足跡追及作業を一時中断し、指導手が犬の元へ進まず、探索リードの末端地点にて「搜索を促す声符」を追加使用した場合、「減点 2 点」とする。
- 物品誤指示により犬が足跡追及作業を一時中断し、指導手が犬の元へ進んだ場合、「減点 4 点」とする。
- 指導手が足跡追及作業開始を促すに当たり指符を使用した場合、「減点 2 点」とする。
- 足跡左右への頻繁な確認、屈折部における円を描く行動、指導手による頻繁な励まし、足跡追及や物品指示作業中の探索リードを介したまたは言葉による補助行為は相応の減点とする。
- 排尿や排便行為は「減点 8 点」とする。

FCI 国際作業犬試験 第一及び第二試験階梯（FCI-IGP 1、2）用足跡コース例

下記例は反転した状態でも設定可能とする。



FCI 国際作業犬試験第三試験階梯（FCI-IGP 3）用足跡コース例



屈折部印跡実施要領図

右屈折

左屈折



物品配置実施要領図

植生が高い場合、足跡内への配置も認められる。



「セクション B」 服従作業

各試験階梯の試験課目一覧

試験課目内容	FCI-IGP 1	FCI-IGP 2	FCI-IGP 3
「紐無し脚側行進」	15 点	15 点	15 点
「常歩行進中の停座」	10 点	10 点	10 点
「行進中の伏臥」	10 点（常歩）	10 点（常歩）	10 点（速歩）
「行進中の立止」		10 点（常歩） と犬の迎え	10 点（速歩） と犬の招呼
「平面ダンベル持来」	15 点	10 点	10 点
「1 トル障害往復飛越／ ダンベル持来」	15 点 往復飛越のみ	15 点 往復飛越と持来	15 点 往復飛越と持来
「斜壁往復登攀／ ダンベル持来」	15 点 物品持来を伴わ ない片道登攀	10 点 物品持来を伴わない 片道登攀	10 点 往復登攀、復路時 ダンベル持来実施
「前進及び伏臥」	10 点	10 点	10 点
「状況下における休止」	10 点	10 点	10 点
合計配点	100 点	100 点	100 点

一般解説

声符

招呼作業を促すに当たり、声符の代わりに犬名の発声が認められる。なお、犬名と声符兼用

は、重複声符使用と見なされる。

声符に対する犬の反応

指導手による声符に対し犬は作業を嬉々とした態度で実行すべきである。恐怖心やストレスを露わにする態度は実施中の作業の減点とする。

追加声符

第一追加声符使用により、「減点 1.5 点」とする。

第二追加声符使用により、「減点 2.5 点」とする。

第三追加声符にて犬の作業実行に至らない場合、試験課目作業得点は「0 点」とし、当該試験課目作業は中止される。

受験犬が試験課目課題を誤実行（例：「行進中の停座」にて立止または伏臥を、「行進中の伏臥」にて停座または立止を実行）した場合、当該試験課目配点のうち 50%減点される。

指導手が声符を発声することなく犬が試験課目課題を実行した場合、「2 点減点」とする。

持来作業においては犬が自発的に作業を開始するタイミングに応じ、減点幅は「最大 2 点」とする。

試験課目作業開始申告

「セクション B」開始時、指導手 2 名は犬と共に基本姿勢にて審査員に対しそれぞれの名前及び犬名と受験階梯を告げる。「FCI-IGP 1」階梯試験においては「紐付き状態」にて、「FCI-IGP 2」及び「FCI-IGP 3」各階梯試験においては「紐無し状態」にて実施されなければならない。

試験課目作業開始及び終了

遅くとも、他指導手が犬と共に試験課目「状況下における休止」用の基本姿勢をとるまでに指導手と受験犬は作業開始基本姿勢を取るべきである。両指導手がそれぞれ最初に実施すべき試験課目用作業開始基本姿勢を取った段階で審査が開始される。訓練審査員による作業開始指示にて試験課目作業が開始される。その他、各種方向変換、静止、歩度変換等は審査員指示無しで指導手判断にて実行される。作業終了基本姿勢への移行、ダンベルの保持と引き渡し、犬を褒める、新しい試験課目開始時の規程上で設定されている約 3 秒の「間」は守られるべきである。指導手が一試験課目を実行し忘れた場合、訓練審査員は実施されていない試験課目の実施を促す。試験課目順序誤実行に伴う減点は行われない。なお、一試験課目部分が実行されない場合、試験課目総合評価に影響を及ぼす。

基本姿勢

基本姿勢は、指導手左側面における犬の停座姿勢とする。全試験課目作業は基本姿勢より開始され、基本姿勢にて終了する。前進動作からの試験課目作業開始用の基本姿勢実行は一回のみ認められる。基本姿勢において受験犬は前方に正しく向き、注意深く、指導手左膝に肩甲骨位置を合わせた状態で脚側停座姿勢を取る必要がある。基本姿勢実施中、指導手は開脚姿勢を取ることなく、両腕を力まず身体側面に合わせなければならない。

正面停座から作業終了基本姿勢への移行時犬は指導手後方を回り込む、または指導手前方

をから脚側位置へ移動することが認められる。犬の試験課目作業終了基本姿勢実行を促すに当たり、指導手による追加声符使用は「1.5 点」、第二追加声符使用により「2.5 点減点」とする。合計三声符使用にて犬が基本姿勢に移らない場合、当試験課全体評価は「M-評価」とする。

試験課目作業展開

「行進中の停座」、「行進中の伏臥」、「速歩行進中の立止」及び「前進及び伏臥」の各試験課目において試験課目開始基本姿勢より試験課目が展開される。試験課目課題実行用の声符が使用されるまでの試験課目展開部の実行距離は最低 10 歩、最高 15 歩とする。

指導手による犬元への進み方及び招呼方法

指導手が犬の元へ進む設定がある試験課目において、指導手は犬の正面または後方から近づくことが認められる。招呼を促すに当たり声符の代わりに犬名発声が認められる。なお、「招呼声符と犬名発声」は評価上、重複声符使用と見なされる。

犬を褒める行為

各試験課目実行後、犬を褒める行為は基本姿勢にてのみ認められる。この基本姿勢が続く試験課目開始基本姿勢であった場合、3 秒間の「間」を空けることを必須とする。

FCI 国際作業犬試験第一階梯試験（FCI-IGP 1）特則

各試験課目作業実行後、短時間に渡り犬の緊張を和らげる、及び褒める事が認められる。最大 5 秒間に渡り犬の緊張を和らげる、そして犬を褒める行為が実行される間に犬は基本姿勢を離れることが認められる。犬を解放した後、犬は新たな基本姿勢を取るべきであり、約 3 秒間に渡り静止した後、次の試験課目作業が開始される。

厳守されるべき動作間の「間」

下記状況下において約 3 秒間の「間」が厳守される必要がある。

- 「犬を褒める」⇒「続く試験課目開始」
- 「正面停座」⇒「基本姿勢への移行」
- 「正面停座」⇒「ダンベル取り上げ」
- 「ダンベル取り上げ」⇒「作業終了基本姿勢への移行」
- 「試験課目作業終了」⇒「犬を褒める」
- 「基本姿勢」⇒「声符発声による課題実行」

指示姿勢の誤実行

全技術的試験課目課題（「停座」、「伏臥」及び「立止」）実行に当たり、犬が誤姿勢を実行した場合、前記誤行動以外に伴う減点を除き、該当試験課目全体配点の「50%」が減点される。

持来作業

ダンベル投擲時に片足を一步前へ踏み出すことが認められる。足を戻した後、約 3 秒間の「間」を空ける必要がある。指導手が左利きの場合、訓練審査員許可を得た上で、犬に対し「停座を促す声符」を発した後、右側に向けて一步足を踏み出した上で投擲を行うことが認

められる。その後、指導手は犬の側面へと戻り、約 3 秒間の「間」を空けた後に試験課目作業を再開する。

受験犬が第三声符発声により保持するダンベルを引き渡さない場合、「不従順に基づく失格」が言い渡される。

各持来試験課目においては試験主催者提供ダンベルのみの使用が認められる。

全受験者同一ダンベルを使用しなければならない。使用されるダンベルは下記条件を満たす必要がある：

－持ち手部分が木製である

－各ダンベルの重さは当規程が定める重さに該当する必要がある

－持ち手部分下部面とダンベル左右部品下部面の距離は最低 4 センチでなければならない

	FCI-IGP 1	FCI-IGP 2	FCI-IGP 3
平面持来	650 グラム	1,000 グラム	2,000 グラム
障害持来	飛越のみ	650 グラム	650 グラム
斜壁登攀	登攀のみ	登攀のみ	650 グラム

障害

下記外寸法の障害が各試験階梯にて使用される。

高さ 100cm、幅 150cm

斜壁

斜壁は上部短辺が互いに接触、固定されている短辺 150 cm、長辺 191 cm の二枚の登攀板より構成される。各地面と接する下部短辺接地間隔は、上部短辺の高さが 160 cm に値するよう設定される。斜壁板全表面に滑り止めが施される必要がある。各登攀板上部半分部分には外寸法約 24×48mm の各 3 枚の登攀補助棧が設けられている。一試験行事において全受験犬が同一斜壁を用いた登攀を実行しなければならない。

その他注意事項

試験開始前に訓練審査員は準備された使用器具が当試験規程規格に適合するか確認を行う必要がある。

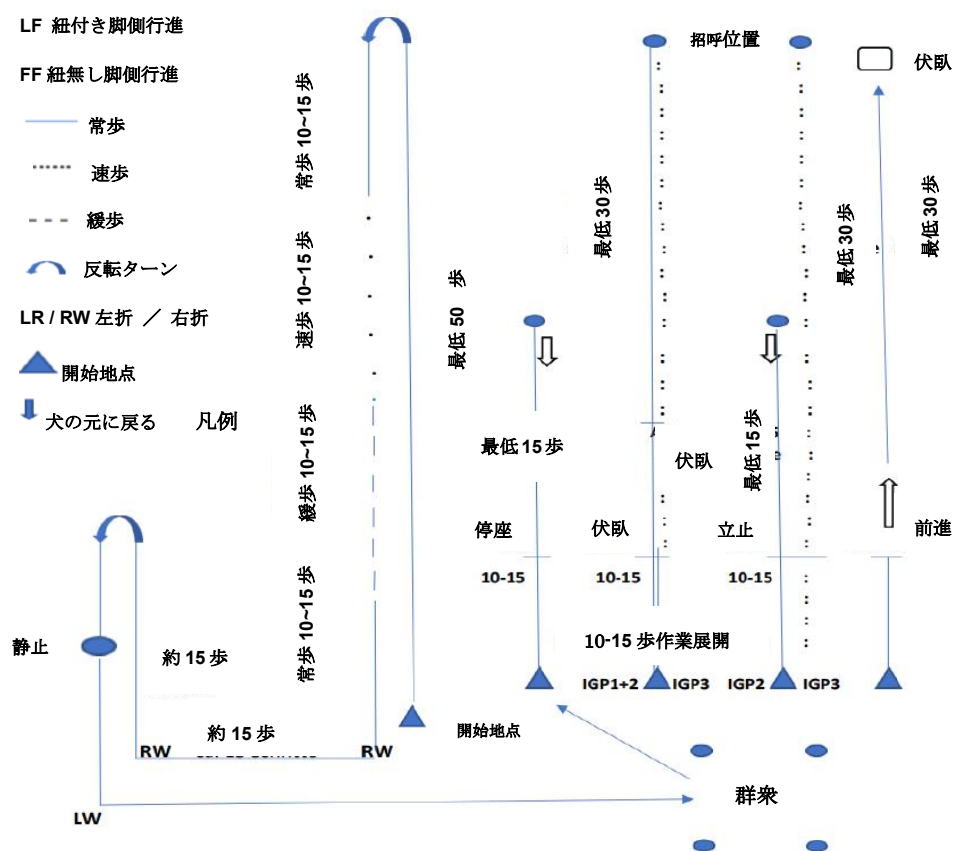
各試験課目審査に当たり、作業基本姿勢より作業終了まで犬の態度が丁寧に観察される必要がある。

評価上の「優先」及び「二次的評価要素」

- 作業内容の細分化した評価が可能となるよう、幾つかの試験課目は複数の試験課目部分に分けられており、これら試験課目部分は他と分けてそれぞれ単独評価すべきである。
- 試験課目評価に当たり「優先評価要素」と「二次的評価要素」の区別を行う必要がある。試験課目課題主要要素の核心を考慮に入れるために優先要素にはより高い重点が置かれる必要がある。

詳細については各試験課目解説文を参照。

FCI 国際作業犬試験（FCI-IGP）設定 服従作業試験課目実施要領図



試験課目「行進中の立止」は逆向きに実行されることが認められる。

各試験課目実施要領

試験課目 「紐無し脚側行進」

基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す」一声符に対し迅速に従い、注意力と集中力を持続させながら嬉々とした態度にて指導手左膝に肩甲骨を合わせ、常に指導手左側面にいながら行進すべきである。FCI-IGP 各試験階梯用「紐無し脚側行進」実施要領図に基づき実施されるべきである。第一直線を犬が進むに当たり発砲に対する無関心さを試すため、最低 15 歩離れた地点より 5 秒間隔にて銃声二発（6mm 口径）が発砲される。指導手は左回りで反転ターンを実行しなければならない。犬は右回りで、または指導手膝位置側面を維持しながら反転ターンを実行することが認められる。続けて「常歩」にて 10～15 歩、「速歩」にて 10～15 歩、「緩歩」にて 10～15 歩進むべきである。緩歩実行後、受験チームは「常歩」に歩度を戻し、さらに 10～15 歩進む。「速歩」と「緩歩」各歩度はともに「常歩」明確に相違する必要がある。歩度変更時には減速用歩数を用いずに実行される必要がある。第二反転ターン実行後に受験チームは静止しなければならない。犬はいかなる指導手指示も受けることなく停座姿勢を実行すべきである。その後、実施要領図に従い指導手は犬を伴い、最低 4 名から構成される、歩き続ける群衆内へと進入する。群衆内にて受験チームは任意の群衆要員 2 名を 1 名は「右回り」、もう 1 名を「左回り」で「八の字」を描きながら

通過し、その後群衆内にて群衆構成要員側面にて最低一回停止すべきである。訓練審査員には必要に応じ群衆内行進を再実行させる権限が与えられている。続く審査員指示にて指導手と受験犬は群衆を離れ、当試験課目作業終了基本姿勢に移る。この最終基本姿勢は次の試験課目の作業開始基本姿勢となる。群衆を後にした後、最後の基本姿勢にてのみ犬を褒めることが認められる。試験課目間移動時においても脚側行進が実施されなければならない。

採点評価基準

優先評価要素

犬の正しい位置、肯定的な犬の表現（意欲的、萎縮していない態度、注意力と集中力が見られる）。

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法

指導手前方に出る、指導手脚側から側面へ離脱する行為、犬の遅れ、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、追加声符や体符使用、基本姿勢誤実行、集中力不足、作業意欲やモチベーション不足、意気消沈や不自然な態度や極度な緊張や不自然な歩容は相応の減点とする。

試験課目 「行進中の停座」

試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「停座」（指定姿勢実行）」⇒（配点の50%を占める）

当試験課目の「第2部作業内容」 「指導手が犬から一旦離れ、戻るまで」、「作業終了基本姿勢実行」⇒（配点の50%を占める）

実施要領

10～15歩に渡る作業展開実施後、指導手は歩度に変化を付けたり振り向いたりすること無く、「停座を促す声符」を発し、犬は声符に対し萎縮する態度を示すこと無く自信をもって即座に停座姿勢を実行する必要がある。犬は指導手に対し注意力を持続させた、落ち着きが見られる態度にて停座姿勢を維持すること求められる。

指導手は受験犬から最低15歩離れ、静止と同時に犬の方向に向き直る。訓練審査員指示にて指導手は「常歩」にて犬の元へと戻り、犬の右側面において静止することで作業終了基本姿勢を取る。その後、指導手は犬を短時間褒めることが認められる。

「FCI国際作業犬訓練試験」 第一階梯試験（FCI-IGP 1）特則 作業展開作業実行後、指導手は一旦静止し、犬から離れる前に「停座を促す声符」を掛けることが認められる。

採点評価基準

優先評価要素

犬による直接的且つ意志が見られる停座実行及び声符に対する犬の反応方法

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法、作業展開部分実施及び指導手が離れる際の注意力、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、自信不足、意気消沈や萎縮した態度、声符に対する

自信のない反応及び落ち着きのないまたは注意力に欠ける停座姿勢維持は相応の減点とする。前記問題点は他誤実行による減点とは別途減点対象とする。犬が停座姿勢を実行せず、犬が「立止」または「伏臥姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得可能得点は設定配点の「最大 50%」とする。

試験課目 「行進中の伏臥」

試験課目構成

当試験課目の「第 1 部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「伏臥」（指定姿勢実行）」（配点の 50%を占める）

当試験課目の「第 2 部作業内容」 「犬から遠ざかる」、「招呼作業」、「正面停座実行」、「試験作業終了基本姿勢」（配点の 50%を占める）

実施要領

FCI-IGP1 及び FCI-IGP 1 各階梯試験において 10～15 歩に及ぶ「作業展開」は「常歩」にて行われる。FCI-IGP 3 階梯試験の場合、作業展開実施後、距離 10～15 歩に及ぶ「速歩」を実行しなければならない。指導手が動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、「伏臥を促す声符」発声に対し犬は進行方向に向いたまま即座に伏臥姿勢に移る必要がある。FCI-IGP1 及び FCI-IGP 2 各階梯試験において指導手は「常歩」にて、FCI-IGP 3 階梯試験においては「速歩」にてそのまま最低 30 歩前進し、犬の方向に向き直り静止する。犬は招呼されるまで指導手に対し注意力がある、落ち着いた状態で伏臥姿勢を維持する必要がある。訓練審査員指示にて指導手による「招呼を促す声符」または「犬名」発声によって犬が招呼される。犬は目的意識が見られる、嬉々とした態度で最短距離にて指導手へ接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で正面停座を実行する必要がある。または直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移る必要がある。「脚側位置移行を促す声符」にて犬は直接当試験課目作業終了基本姿勢に移るべきである。さらなる 3 秒経過後に犬を短い間褒めることが認められる。

「FCI 国際作業犬訓練試験」 第一階梯試験（FCI-IGP 1）特則 作業展開作業実行後、指導手は一旦静止し、犬から離れる前に「伏臥を促す声符」を掛けることが認められる。

採点評価基準

優先評価要素

犬による伏臥姿勢実行、伏臥実行を促す声符に対する犬の反応方法、直接的且つ意志がみられる伏臥姿勢実行、招呼作業及び正面停座実行方法

二次的评价要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法、作業展開部分実施及び指導手の離れる際の集中力。躊躇する伏臥実行や遅い伏臥実行速度、自信不足、意気消沈や萎縮した態度、声符に対する自信のない反応及び落ち着きのないまたは集中力に掛ける伏臥姿勢維持や目的意識がみられない招呼実行等は相応の減点とする。前記問題点は他誤実行による減点とは別途減点対象とする。犬が伏臥姿勢を実行せず、犬が「停座」または「立止姿勢」を実行した場合、当

試験課目獲得可能得点は設定配点の「最大 50%」とする。

第二追加声符発声により受験犬が招呼作業を実行しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」(0 点)とする。この場合、指導手は犬を迎えに行き、次試験課目作業が継続実施される。

試験課目 「常歩行進中の立止」(FCI-IGP 2 試験階梯)

試験課目構成

当試験課目の「第 1 部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「立止」(指定姿勢実行) ⇒ (配点の 50%を占める)

当試験課目の「第 2 部作業内容」 「指導手が離れ、歩み寄るまでの過程」、「試験作業終了基本姿勢実行」(配点の 50%を占める)

実施要領

10～15 歩に渡る作業展開実施後、指導手が動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、発声する「立止を促す声符」に対し犬は進行方向に向いたまま即座に立止姿勢を実行する必要がある。指導手は「常歩」にてそのまま最低 15 歩前進し、犬の方向に向き直り一旦静止する。訓練審査員指示にて指導手は犬右側面まで戻り、「基本姿勢を促す声符」発声で犬と共に当試験課目作業終了基本姿勢に移る。

試験課目 「速歩行進中の立止及び招呼」(FCI-IGP 3 階梯試験)

試験課目構成

当試験課目の「第 1 部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「立止」(指定姿勢実行) ⇒ (配点の 50%を占める)

当試験課目の「第 2 部作業内容」 「指導手が離れる過程」、「犬による招呼作業」、「試験作業終了基本姿勢実行」(配点の 50%を占める)

10～15 歩に渡る「速歩」にて実施される作業展開実施後、指導手が動きに変化を付けたり振り向いたりすること無く、発声する「立止を促す声符」に対し犬は進行方向に向いたまま即座に立止姿勢を実行する必要がある。指導手は「速歩」にてそのまま最低 30 歩前進し、犬の方向に向き直り一旦静止する。犬は招呼されるまで指導手に対し注目しながら、落ち着いた状態で立止姿勢を維持する必要がある。訓練審査員指示にて指導手による「招呼を促す声符」または「犬名」発声によって犬が招呼される。犬は目的意識が見られる、嬉々とした態度で最短距離にて指導手へ接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で正面停座を実行する必要がある。続く「脚側位置移行を促す声符」にて犬は直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移るべきである。

採点評価基準

優先評価要素

犬による立止姿勢実行、立止実行を促す声符に対する犬の反応方法、招呼作業及び正面停座実行方法

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢実行方法、作業展開部分実施及び指導手の離れる際の注意力躊躇する立止実行や遅い立止実行速度、自信不足、いかなる意気消沈や萎縮した態度、声符に対する自信のない反応及び落ち着きのないまたは集中力に掛ける立止姿勢維持、FCI-IGP 3 階梯試験においてはさらに目的意識が見られない招呼作業等は相応の減点とする。前記問題点は他誤実行による減点とは別途減点対象とする。犬が立止姿勢を実行せず、「停座」または「伏臥姿勢」を実行した場合、当試験課目獲得可能得点は設定配点の「最大 50%」とする。

FCI-IGP 3 試験階梯において招呼作業を促す第二追加声符使用により犬が指導手元へと進まない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。この場合、指導手は犬を迎いに行き、当試験種目の続く試験課目作業が実施される。

試験課目 「平面ダンベル持来」

使用ダンベルの自重 FCI-IGP 1 ⇒ 650g、FCI-IGP 2 ⇒ 1,000g、FCI-IGP 3 ⇒ 2,000g

実施要領

当試験課目作業開始地点の前方 8m 地点を底辺とする面積 4m×4m の正方形の範囲が印されている必要がある。前方を向いた基本姿勢より、訓練審査員指示にて指導手はダンベルを前方の正方形内へ向け投擲する。投擲したダンベルが正方形内の場合、訓練審査員指示により指導手は「持来を促す声符」を発声する。投擲したダンベルが正方形外の場合、訓練審査員は置き直しの合図をし、試験要員（例：試験監督）が正方形中心に配置する。配置前に要員はダンベルを短い間、頭上より高い位置にて示す。配置後、要員は受験犬の作業範囲から離れる（訓練審査員後方）。その後、訓練審査員指示により指導手は「持来を促す声符」を発声する。試験要員がダンベルを置き直す際、指導手は基本姿勢を維持し、「停座を促す声符」を 1 回使用することができる。「持来を促す声符」発声後、犬は最短距離にてダンベルへと向かい、到達次第即座に咥え上げ、最短距離にて指導手の元に持来しなければならない。往路、復路共に犬は目的意識が見られる且つ意欲的な持来作業を行う必要がある。持来作業中を含め正面停座実行中、ダンベルは落ち着いた状態でしっかりと保持される必要があり、持来実行後、約 3 秒間に渡り正面停座を実行する犬に対し指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に保持する必要がある。良いダンベル保持が要求される。約 3 秒間の間隔を空けた後、指導手による「基本姿勢を促す声符」発声にて犬は当試験課目作業終了基本姿勢をとる。この際、ダンベルは指導手右手、腕を下げた状態で保持される。当試験課目終盤、指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

採点評価基準

優先評価要素

目的意識が見られる、安定した且つ意欲的な速度での飛越を伴うダンベルへの到達及び指導手に向けた持来実施等の持来実行方法、指導手との間隔を詰めた正面停座及び自信に満

ちたダンベル保持と即時ダンベル引き渡し意欲

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

作業意欲不足、目的意識が見られない往路または復路作業、萎縮または自信のない態度、咥え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、ダンベルで遊ぶまたは噛み返し行為、ダンベルを指導手に当てる行動、指導手による開脚姿勢実行等の体符、ダンベル誤保持、その他各種指導手補助行為も減点とする。

障害及び斜壁前における作業開始基本姿勢実行地点

指導手を取る作業開始基本姿勢実行地点と障害及び斜壁との距離は最低 4m とし、印される必要がある。さらに距離を空けることは指導手の任意判断とする。

試験課目 「1m 障害往復飛越」 (FCI-IGP 1 階梯試験)

障害外寸法 高さ 100cm、幅 150cm

実施要領

指導手は犬とともに必要となる障害手前最低 4m 地点において基本姿勢を取る。「停座を促す声符」を使用した後に指導手は障害対面側に向かい、障害と最低 5m の間隔を空けた地点にて静止する。訓練審査員指示にて指導手は「飛越を促す声符」と「招呼を促す声符」各声符で犬を呼び寄せる。犬は力強い飛越で障害を越え、指導手の元へと進み、距離を詰めた、指導手に向かって真っすぐな正面停座姿勢を取るべきである。指導手による「基本姿勢を促す声符」発声にて犬は基本姿勢をとる。3 秒間の「間」を空けた後、同一実施要領に基づき逆方面に向かった飛越作業がもう一度実施される。

採点評価基準

優先評価要素

飛越を伴う招呼作業実行までの落ち着いた停座姿勢維持、意志が見られる障害の力強い飛越実行及び正面停座への移行

二次的評価要素

試験課目作業終了基本姿勢の実行方法

躊躇する力強さに欠ける飛越、障害に対する軽度接触または足掛け行為、各基本姿勢の誤実行、目的意識が見られない招呼作業、指導手との距離が空いたまたは指導手に対し傾いた正面停座姿勢実行、指導手による各種補助行為等は減点対象とする。

評価ガイドライン

- 障害に対する軽度接触 「最大減点幅は 1 点」とする。
- 足掛け行為 「減点 2 点」とする。
- 障害を倒す その都度「減点 5 点」とする。必要に応じ復路飛越前に立て直される。

試験課目「1m 障害往復飛越 650g ダンベル持来」 (FCI-IGP 2、3 階梯試験)

障害外寸法 高さ 100cm、幅 150cm 持来作業と各飛越にそれぞれ「5 点」配点。

実施要領

障害後方 6m 地点を底辺とする面積幅 2m×長さ 4m の長方形の範囲が印されている必要がある。障害前面最低 4m 手前地点にて取られるべき障害に向かった正しい基本姿勢より、訓練審査員指示にて指導手はダンベルを障害後方の長方形範囲内へ向け投擲する。投擲したダンベルが長方形内の場合、訓練審査員指示により指導手は「飛越を促す声符」を発声する。投擲したダンベルが長方形外の場合、訓練審査員は置き直しの合図をし、試験要員（例：試験監督）が長方形中心に配置する。配置前に要員はダンベルを短い間、頭上より高い位置にて示す。配置後、要員は受験犬の作業範囲から離れる（訓練審査員後方）。その後、訓練審査員指示により指導手は「飛越を促す声符」を発声する。試験要員がダンベルを置き直す際、指導手は基本姿勢を維持し、「停座を促す声符」を 1 回使用することができる。指導手による「飛越を促す」一声符にて犬は飛越を開始し、飛越実行中に「持来を促す声符」が指導手によって発せられる必要がある。

犬は直接的な経路にてダンベルへと向かい、到達次第即座にダンベルを咥え上げ、復路飛越を伴う実行方法にてダンベルを直接的に指導手の元へ持来する必要がある。犬は作業中終始作業意欲が満ち溢れ、障害に接触すること無く、力強い往復飛越作業を実行しなければならない。持来及び正面停座実行中、そして約 3 秒間に渡り停座を実行し続け指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に保持する必要がある。良いダンベル保持が要求される。さらなる約 3 秒の「間」を空け、「基本姿勢を促す声符」にて犬は作業終了基本姿勢をとる必要がある。この際、ダンベルは指導手右手、腕を下に向け伸びきった状態で保持される必要があり、FCI-IGP 2 階梯試験の場合はその後指導手によって会場内に設定されたダンベル置きに戻されなければならない。

採点評価基準

優先的評価要素

犬による力強い且つ決心が見られる飛越態度、ダンベル持来実行、同一速度によるダンベルに向かう往路及び復路における指導手に向かった持来作業実行、指導手との間隔を詰めた正面停座姿勢実行及び自信に満ちたダンベル保持と即時ダンベル引き渡し意欲

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢実行方法

作業意欲不足、力強さが不足する／または不安が見られる往路または復路飛越作業、目的意識が見られない往路・復路作業実行、萎縮または自信が見られない態度、咥え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、ダンベルで遊ぶまたは噛み返し行為、ダンベルを指導手に当てる行動、指導手による開脚姿勢実行等の体符、ダンベル誤保持、その他各種指導手補助行為も減点とする。

評価ガイドライン

- 障害に対する軽度接触 「一飛越」当たり、「最大 1 点」の減点とする。
- 足掛け行為 「一飛越」当たり、「最大 2 点」の減点とする。
- 評価上 3 部構成（往路飛越、持来、復路飛越）される当試験課目における「部分評価実

施」には「最低 1 飛越」と「持来作業実行」が条件となる。

- 飛越実行時、犬が障害を倒した場合、「4 点減点」とする。往路飛越実行時に倒された障害に対し、ダンベルを保持しながら復路飛越を実行した場合、復路飛越分の得点も「1 点」とする。試験課目作業のやり直しは認められない。

試験課目「1.6m 斜壁片道登攀」（FCI-IGP 1、2 各階梯試験）

実施要領

指導手は犬とともに斜壁の最低 4m 手前地点において基本姿勢を取る。「停座を促す声符」を使用した後に指導手は斜壁の対面側に向かい、斜壁と最低 4m の間隔を空けた地点にて静止する。訓練審査員指示にて指導手は「登攀を促す声符」と「招呼を促す声符」各声符で犬を呼び寄せる。犬は力強い登攀により斜壁を越え、指導手の元へと進み、距離を詰めた、指導手に対し真っすぐな正面停座姿勢を取るべきである。約 3 秒の「間」を空けた後、「基本姿勢を促す声符」にて犬は基本姿勢をとる。

採点評価基準

優先的評価要素

犬による力強い且つ決心が見られる登攀態度、招呼から正面停座実行方法

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

力強さが不足するまたは躊躇が見られる登攀態度、基本姿勢誤実行、目的意識が不足する招呼作業、指導手と距離を詰めたいずれかの方向に向いた正確でない正面停座姿勢、指導手による各種補助行為は減点の対象とする。

試験課目「1.6m 斜壁往復登攀 650g ダンベル持来」（FCI-IGP 3 階梯試験）

実施要領

「持来作業」に 5 点、各「登攀作業」にそれぞれ「5 点配点」されている。（往復登攀が実行される必要がある）。

斜壁後方 6m（頂点直下から計測）地点を底辺とする面積幅 2m×長さ 4m の長方形の範囲が印されている必要がある。斜壁前面最低 4m 手前地点にて斜壁に向かった正しい基本姿勢より、訓練審査員指示にて指導手はダンベルを斜壁後方の長方形内へ向け投擲する。投擲したダンベルが長方形内の場合、訓練審査員指示により指導手は「登攀を促す声符」を発声する。投擲したダンベルが長方形外の場合、訓練審査員は置き直しの合図をし、試験要員（例：試験監督）が長方形中心に配置する（ダンベルを短い間、頭上より高い位置にて示すことなく）。配置後、要員は受験犬の作業範囲から離れる（訓練審査員後方）。その後、訓練審査員指示により指導手は「登攀を促す声符」を発声する。試験要員がダンベルを置き直す際、指導手は基本姿勢を維持し、「停座を促す声符」を 1 回使用することができる。指導手による「登攀を促す」一声符にて犬は登攀を開始し、登攀実行中に「持来を促す声符」が指導手によって発せられる必要がある。

犬は直接的な経路にてダンベルへと向かい、到達次第即座にダンベルを咥え上げ、復路登攀

を伴う実行方法にてダンベルを直接的に持来する必要がある。犬は作業中終始作業意欲に満ち溢れ、力強い往復登攀作業を実行しなければならない。持来及び正面停座実行中、そして約 3 秒間に渡り停座を実行し続け指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に保持する必要がある。良いダンベル保持が要求される。ダンベル引き渡し完了後約 3 秒の「間」を空け、「基本姿勢を促す声符」にて犬は基本姿勢をとる必要がある。この際、ダンベルは指導手右手、腕を完全に伸びきった、下げた状態で保持される。試験課目作業実施後、指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

採点評価基準

優先評価要素

犬による力強い且つ決心が見られる往復登攀態度、ダンベル持来実行方法、同一速度によるダンベルに向かう往路及び復路における持来作業の実行、指導手との間隔を詰めた正面停座実行、自信に満ちたダンベル保持と即時ダンベル引き渡し意欲

二次的评价要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

作業意欲不足、力強さが不足する／または不安が見られる往路または／と復路登攀作業、目的意識が見られない往路・復路作業実行、萎縮または自信が見られない態度、咥え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、ダンベルで遊ぶまたは噛み返し行為、ダンベルを指導手に当てる行動、指導手による開脚姿勢実行等の体符、ダンベル誤保持、その他各種指導手補助行為も減点とする。

評価ガイドライン

評価上三部構成（往路登攀、持来、復路登攀）される当試験課目における「部分評価実施」には「最低一登攀」と「持来作業実行」が条件となる。一登攀未実行時、当試験課目作業は「5 点減点」される。

試験課目 「前進および伏臥」

当試験課目の「第 1 部作業内容」 「作業開始基本姿勢」、「作業展開（脚側行進）」、「前進実行」⇒（配点の 50%を占める）

当試験課目の「第 2 部作業内容」 声符に対する犬の反応、訓練審査員指示後の指導手による「伏臥を促す声符」に対する「伏臥実行」及び「試験作業終了基本姿勢実行」⇒（配点の 50%を占める）

実施要領

10～15 歩に及ぶ作業展開作業を実行した後に指導手は腕を一度上げると同時に犬に「前進を促す声符」を与え、その場に立ち止まる。犬は直線上を、目的意識を持った早い歩度にて、最低 30 歩指導手より指示された方向へ前進しなければならない。続く訓練審査員指示にて指導手は「伏臥を促す声符」を発声し、犬はその場にて迅速に伏臥姿勢を実行しなければならない。犬が伏臥姿勢を実行するまで、指導手は腕を上げ続けることにより前進方向

を示すことが認められる。「伏臥実行を促す」声符に対し犬が反応しない場合、遅くとも 3 秒後に第一追加声符が使用される必要がある。追加声符に対し犬が反応しない場合、さらに 3 秒以内に第二追加声符を使用するか否かは指導手判断に委ねられる。続く訓練審査員指示にて指導手は犬の元へと進み、犬の右側面に立つ。約 3 秒経過後、さらなる訓練審査員指示にて指導手は「基本姿勢を促す声符」を発声し、声符に対し犬は即座に正確な脚側停座を実行することにより、当試験課目終了基本姿勢に移るべきである。

採点評価基準

優先評価要素

迅速な早い速度且つ直接的な前進作業及び声符に対する伏臥実行方法

二次的評価要素

作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

試験課目展開区間において犬が指導手前方に出る、目的意識が見られない前進、左右方向への離脱、躊躇が見られる遅い伏臥姿勢実行、落ち着きない伏臥態度及び各基本姿勢誤実行や各種指導手補助行為は減点とする。

評価ガイドライン

- ー 設定距離の最低 50%を犬が前進しない、または第三声符使用により静止しない場合、当試験課目獲得得点は「0」点とする。
 - ー 「第一声符」発声により静止するが、「伏臥姿勢」実行に追加声符が必要である場合、「減点 1.5 点」とする。
 - ー 「第一声符」発声により静止するが、「第二追加声符」にて伏臥を実行した場合、「減点 2.5 点」とする。
 - ー 「第一声符」発声により静止するが、「第二追加声符」発声後伏臥姿勢を実行しない場合、「減点 3.5 点」とする。
 - ー 「第一追加声符」にて犬が静止し、伏臥姿勢を実行した場合、「減点 2.5 点」とする。
 - ー 「第二追加声符」にて犬が静止し、伏臥姿勢を実行した場合、「減点 3.5 点」とする。
- 「第一声符」にて伏臥姿勢を実行し、訓練審査員指示に従い指導手が受験犬の元へ進む間に、犬が立止姿勢に移り指導手に向かって歩き出した場合、追加声符発声により犬の静止を促すことが認められる。指導手との半分の距離以内にて声符によって静止した場合、「最大 5 点減点」とする。

試験課目 「状況下における休止」

実施要領

他受験犬による服従作業実施時、当試験課目「状況下における休止」が実施される。指導手は訓練審査員に指示された地点において基本姿勢を実行した後、「伏臥を促がす声符」を発声し、犬を休止させる。試験階梯に応じ指導手は訓練審査員指示にて下記地点へと移動し、待機すべきである。

- FCI-IGP 1 階梯試験 指導手は犬より最低 10m 離れた地点において犬の視野内にて、犬

に対し体の側面を向けた状態で静止する。

- FCI-IGP 2 階梯試験 指導手は犬より最低 20m 離れた地点において犬の視野内にて、犬に背を向けた状態で静止する。
- FCI-IGP 3 階梯試験 指導手は犬より最低 30m 離れた犬の視野外にある地点にて静止する。

他受験犬が作業中、犬はいかなる指導手の影響を受けること無く落ち着いた状態で休止し続ける必要がある。訓練審査員指示にて指導手は、他受験犬による「前進及び伏臥」作業開始前に、犬の右側面へと進み、静止する。続く訓練審査員指示にて指導手は「基本姿勢を促す声符」にて犬に当試験課目作業終了基本姿勢をとらせる。

採点評価基準

優先評価要素

同一地点において安定度のある伏臥姿勢実行及び落ち着いた態度維持

二次的評価要素

試験課目作業開始及び終了基本姿勢の実行方法

落ち着きのない休止態度、指導手による補助行為実行、基本姿勢誤実行、早期立止姿勢への姿勢変更、立止または停座姿勢への姿勢変更、または休止位置からの離脱は相応の減点とする。

犬が休止位置を 3m 以上離脱した場合、他誤行動により起因する減点以外にも、当試験課目配点「50%の減点」とする。

下記条件が満たされた場合、「試験課目部分評価」が実施される。

「FCI-IGP 第一試験階梯」⇒ 他受験犬が「第三試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

「FCI-IGP 第二試験階梯」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

「FCI-IGP 第三試験階梯」⇒ 他受験犬が「第五試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

指導手が受験犬の元へ進む間、犬が指導手に向かって歩き出した場合、「最大 3 点減点」とする。受験犬が休止地点から距離 3m 以内離脱し、その範囲内に留まった場合や、「停座」または「立止姿勢」に移った場合、当試験課目配点の最大 50%までの減点とする。

「セクション C」 防衛作業

一般規程及び解説

試験会場内各種マーキング

当試験規程にて設定が義務付けられる各会場内マーキングは指導手、訓練審査員及び防衛ヘルパーによって容易に目視可能でなければならない。

- 犬が禁足咆哮作業実施後、犬をコモから呼び寄せる指導手静止地点
- 防衛ヘルパー追捕開始地点及び、犬によって防衛ヘルパー逃走阻止が完了すべき作業終了地点（追捕実施可能最大距離は 20 歩、実施要領内の図を参照）。
- 追捕作業開始用の受験犬の伏臥実行指定範囲（実施要領内の図を参照）。
- FCI-IGP 2、3 各試験階梯設定試験課目「攻撃」における指導手待機地点

コモ

適切な作業会場の両長辺側面上に合計 6 張のコモ（各側面に 3 張）が梯形を組んだ状態で設定される（72 頁掲載図を参照）。これらコモ 6 張は全試験階梯試験（FCI-IGP1～3）実施に当たり設定される必要がある。

基本課題設定

防衛作業評価に当たり、犬の意欲素質、自信素質、負荷能力並びに咬捕実行内容と服従性が終始評価される必要がある。犬は常に自信に満ち、率先して防衛ヘルパーとの対立を求める印象を与えなければならない。

全自己防衛試験課題において犬は原則的に咬捕を防衛片袖に対しのみ実行することが認められる。無防備な他防衛ヘルパー身体部位に対する咬捕実行は即時「失格」とする。

防衛ヘルパーによる犬に対する負荷能力テストにおいては、犬に触れるまたは打撃を与えることのないソフト・スティックを用いた威嚇動作が実施される。威嚇行動は防衛ヘルパーによって力強く行われる必要がある。

採点評価基準

下記重要評価要素は特に考慮される必要がある

- 防衛ヘルパーによる攻撃に対する犬の反応 自信に満ちた、意志が見られる反応、咬捕中止に至るまで安定度のある、落ち着きのある、強固な咬捕
- 監視段階
防衛ヘルパーに対し自信に満ちた、優勢な監視態度
- 服従性
全防衛作業中、犬は終始指導手の指導下におかれる必要がある

その他評価指示

● 軽度注意力が欠ける監視と／または監視中の軽度迷惑行為実行	一評価減評
● 重度注意力が欠ける監視と／または監視中の重度迷惑行為実行	二評価減評
● 防衛ヘルパーを監視しないが、防衛ヘルパー元に居止まる	三評価減評
● 犬元へ進む指導手元へ犬が向かう	M-評価
● 防衛ヘルパーによる負荷に対応できず、咬捕中止した上追い払われる ● 指導手が犬の元へ向かう審査員指示前に犬が防衛ヘルパーから離脱する、または離脱阻止を目的とする声符が使用された場合	作業中止

咬捕中止を促す追加声符使用に対する評価及び減点基準

使用可能な一声符使用により犬の咬捕中止に至らない場合、訓練審査員は指導手による最大2追加声符の発声を促す。

躊躇する咬捕中止	第一追加声符により即時中止実行	第一追加声符により躊躇する中止実行	第二追加声符により即時中止実行	第二追加声符により躊躇する中止実行	第二追加声符にて中止に至らない、または他関与を必要とする場合
0.5 ～ 3.0	3.0	3.5 ～ 6.0	6.0	6.5 ～ 9.0	失格

- 側面護送実行中に犬が防衛ヘルパー及び指導手間の位置から離脱した場合、護送が一時中断され、最大二連続発声声符（例 来い！ - 後へ！）にて犬を自身と防衛ヘルパー間に戻すための声符使用が認められる。その後、護送が再開される。

採点、評価方法

－ FCI-IGP 2 試験階梯設定試験課目「背面護送」

第一声符使用により、「減点 1.5 点」とする。

第二声符使用により「減点 2.5 点」とする。

－ 「背面護送からの奇襲へ」及び「攻撃」各試験課目

第一声符使用により「減点 3.5 点」とする。

第二声符使用により「減点 5.0 点」とする。

第二追加声符使用により受験犬を指導下におくことが不可能な場合は「失格」が言い渡される。

- 側面護送実行中に受験犬が防衛片袖に対し咬捕実行した場合、指導手は連続発声声符（やめ！／ 来い！ - 後へ！）にて犬を指導下におき、正しい行進位置へと戻す機会が一回与えられる。

採点、評価方法

－ FCI-IGP 2 階梯試験、試験課目「背面護送」の場合

試験課目全体評価が「M-評価」と見なされ、他ミスによる減点以外に「2 点減点」とするが防衛作業は継続可能とする。なお、犬を再度指導下におくことが不可能となった場合、「不従順による失格」が言い渡される。

－ 「背面護送から奇襲へ」、「攻撃」各試験課目の場合：

試験課目全体評価は「M-評価」と見なされるが防衛作業は継続可能とする。

なお、犬を再度指導下におくことが不可能となった場合、「不従順による失格」が言い渡される。

- 訓練審査員指示にて指導手が犬元へ進む前に犬が防衛ヘルパーから離れた場合、防衛作業は「中止」される。
- 訓練審査員指示にて指導手が犬元へ進む後に犬が防衛ヘルパーから離れた場合、試験課目評価は「M-評価」とする。

各試験課目の「優先」及び「二次的評価要素」

各試験課目評価に当たり優先及び二次的評価要素の違いに区別をつけることが重要となるが二次的評価要素における重大ミスや問題点が試験課目全体の「M-評価」、あるいは「失格」とすることもある。詳細説明については各試験課目解説を参照。

「FCI 国際作業犬試験 第一～第三試験階梯（FCI-IGP 1~3）」試験課目及び配点

試験課目名	FCI-IGP 1	FCI-IGP 2	FCI-IGP 3
「パトロール」	5	5	10
「禁足及び咆哮」	15	15	15
「追捕」（防衛ヘルパーの逃走阻止）	20	15	10
「禁足から防御」	30	20	15
「背面護送」	---	5	5
「背面護送から奇襲へ」	---	---	15
「攻撃」	30	20	15
「防御」	---	20	15
合計配点	100	100	100

試験課目作業開始申告

FCI-IGP-1 階梯試験において指導手は「紐付き状態」にある犬とともに基本姿勢にて訓練審査員の前で試験課目作業開始申告を行う。FCI-IGP-2 及び FCI-IGP-3 各階梯試験において作業開始申告は試験課目「パトロール」作業開始地点にて審査員に向けた状態で腕を上げることによって実施される。訓練審査員による合図にて防衛作業が開始される。

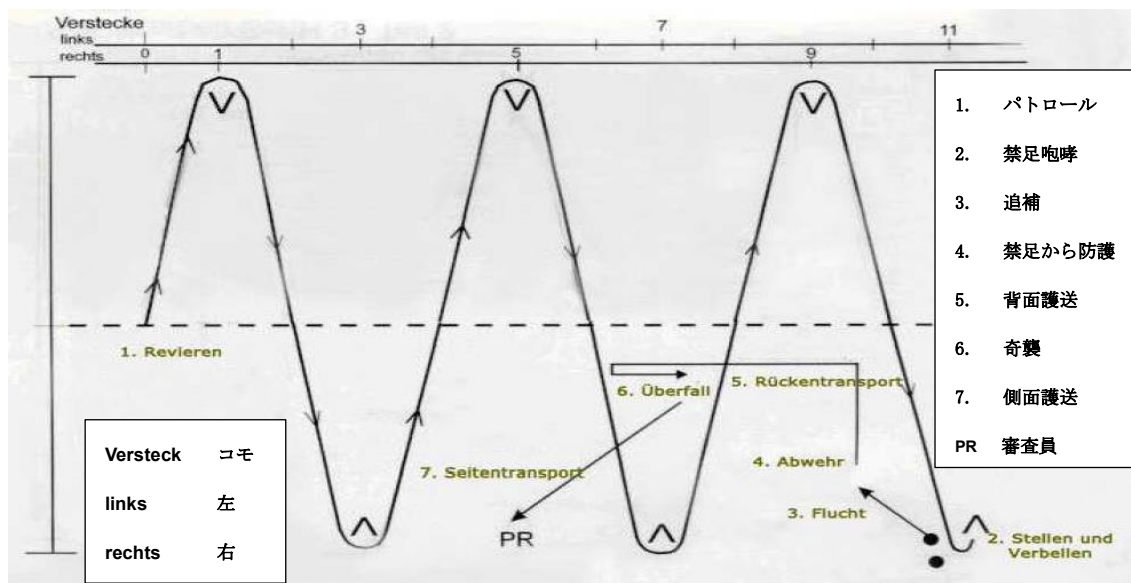
「セクション C」各試験課目実施要領

試験課目「パトロール」

指導手は訓練審査員の方を向いた基本姿勢にて犬に作業開始を促し、続いてコモに向き直った姿勢において犬への方向指示出しが認められる。

FCI-IGP 1（コモ 2 張り使用）	FCI-IGP 2（コモ 4 張り使用）	FCI-IGP 3（コモ 6 張り使用）
犬は紐付き脚側状態で会場中央線上を作業開始地点となる「第五コモ」平行地点まで指導され、基本姿勢実行後リードが取り外される。作業開始時、指導手は腕を上げる事により作業準備が整った旨を訓練審査員に示す。訓練審査員指示にて指導手による犬のパトロール開始が促される。	犬は紐無し脚側状態で会場中央線上を作業開始地点となる「第三コモ」平行地点まで指導され、基本姿勢をとる。作業開始時、指導手は腕を上げる事により作業準備が整った事を訓練審査員に示す。訓練審査員指示にて指導手による犬のパトロール開始が促される。	犬は紐無し脚側状態で作業開始地点となる「第一コモ」平行地点まで指導され、基本姿勢をとる。指導手は腕を上げることにより作業準備が整った旨を訓練審査員に示す。訓練審査員指示にて指導手は犬によるパトロール作業開始を促す。

防衛作業実施時の会場活用解説図



指導手は「パトロールを促がす声符」と左右いずれかの腕による指符で、犬のパトロール作業開始を促す。犬は素早く指導手の元を離れ、目標を定めた態度で指示されたコモへ最短距離にて向かい、コモとの距離を詰めた形でコモを注意深く小回りする必要がある。犬が一方向へのコモ回りを終えた後、指導手は犬を「呼び戻しを促す声符」発声により自分の元に呼び寄せ、犬が到達すると同時に新たに「コモ回りを促す声符」と指符で、受験犬を一旦静止させること無く次のコモに向かわせる。呼び寄せ時において使用声符以外に犬名の兼用が認められるが、連続発声される必要がある。「コモ向かい」を指示するに当たりのみ指符使用が認められる。犬によるパトロール実行中、指導手は常に「常歩」にて想像上の防衛会場中央線上を外れること無く前進しなければならない。犬が、防衛ヘルパーが潜むコモに到達した時点で指導手は速やかに立ち止まらなければならず、その後更なる声指符使用は一切認められない。指導手は訓練審査員による犬の元へ歩み寄る指示があるまで、静止し続ける必要がある。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパーに対する目的意識、集中力及び注意力があるパトロール態度、犬の操作性

二次的評価要素

指導手元へ向かう直接的な進路選定、小回りによる各コモの周回

誤実行と見なされる犬の行動例

試験課目作業開始基本姿勢において犬が落ち着かない、作業中吠える、追加声指符や指導手元へ来させるための指符等の他指導手補助、犬によるコモの大回りでの周回やその際の注意力散漫、犬の操作性または目的意識不足、指導手による防衛会場中央線上からの離脱等。パトロール実行中、指導手が犬に基本姿勢をとらせた場合、当試験課目得点は「0点」とする。犬による防衛作業再開が可能な限り、作業継続は認められる。犬が再度基本姿勢位置に

導かれた場合、「セクション C」作業全体の「中止」が言い渡される。

咆哮実行すべきコマ到達時に犬が防衛ヘルパーの存在に気付かない場合、指導手には最大 2 回に渡り犬を直接的にコマ内へ向かわせる機会が与えられる。三度目にて犬による防衛ヘルパー発見に至らない場合、「セクション C」作業全体の「中止」が言い渡される。

試験課目 「禁足及び咆哮」（配点「禁足作業 10 点」、「咆哮作業 5 点」）

受験犬は防衛ヘルパーに対し自信に満ちた、意欲的且つ注意深い方法で禁足しながら、持続的な咆哮を実行する必要がある。咆哮継続実行時間は約 20 秒間とする。当試験課目作業は下記実施要領に基づき実行され、終了する。

FCI-IGP 1 実施要領	FCI-IGP 2 実施要領	FCI-IGP 3 実施要領
訓練審査員指示にて指導手は防衛ヘルパーより 5 歩離れたマーキング地点に向かう。更なる指示にて犬を基本姿勢へ呼び寄せるか、咆哮中の犬の元へと歩み寄り、停座実行を促す声符発声により基本姿勢実行を促した後、リード装着後、マーキングまで犬を伴い作業終了基本姿勢に移る。紐無し状態で犬を伴いマーキング地点まで指導することも可能とする。	訓練審査員指示にて指導手は防衛ヘルパーより 5 歩離れたマーキング地点に向かい、更なる訓練審査員指示にて犬を連続発声声符例「来い！ー後へ！」にて直接作業終了基本姿勢へ呼び寄せる。	訓練審査員（LR）指示にて指導手は防衛ヘルパーより 5 歩離れたマーキング地点に向かい、更なる訓練審査員指示にて犬を連続発声声符例「来い！ー後へ！」にて直接作業終了基本姿勢へ呼び寄せる。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパーに対する、自信に満ちた意欲的な禁足及び咆哮

二次的評価要素

犬による直接的且つ前方に向いた正しい作業終了基本姿勢への移行

誤実行と見なされる犬の行動例

跳び付き、咬捕実行や呼び寄せまでの継続性の有る加圧的な咆哮が見られない場合。当作業中、犬は訓練審査員や近づく指導手の存在によって集中力が散漫となつてはならない。

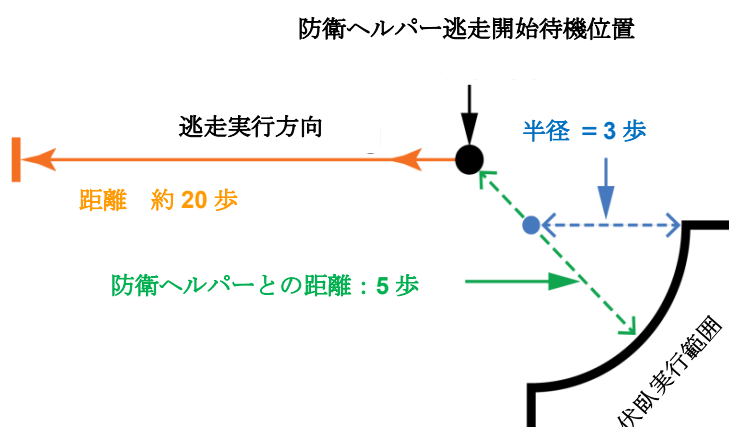
その他評価用指示

実行内容	評価及び減点方法
弱々しい、加圧不足、意欲的でない、継続性に欠ける咆哮実行 ⇒ 咆哮を実行しないが、防衛ヘルパー至近距離にて意欲的な行動を継続 ⇒	「B-評価」から「M-評価」内とする。 「M-評価」とする。
接触や跳び付き等、迷惑行為を実行 ⇒	「M-評価」までの減評とする。

力強い咬捕を実行し、声符にて初めて咬捕中止する ⇒	「M-評価」、「14 点減点」とする。
審査員指示にて指導手が会場線中央を離れる前に犬が防衛ヘルパーから離脱する ⇒ 作業再開が不可能または犬が再度防衛ヘルパーから離脱した場合 ⇒	犬の作業再開を促す事が認められる。 その後、犬が防衛ヘルパー元に居留まる場合は「セクション C」が継続される。 「M-評価」、「14 点減点」とする。 「中止」が言い渡される。
指導手が歩み寄る間に、犬が防衛ヘルパーを離れるまたは呼び寄せ前に指導手元に戻る場合 ⇒	「M-評価内」の部分評価が実施される。
犬がコモ内にて防衛ヘルパーに対し咬捕を実行し、自主的な咬捕中止に至らない場合 ⇒	指導手は呼び寄せマーキング地点へ進む指示を受け、「咬捕中止」と「呼び寄せと脚側位置を促す」の「連結声符」にて犬を呼び寄せる必要性が生じる。 「M-評価」、「減点 14 点」とする。 犬咬捕中止せず、基本姿勢へ移らない場合、「失格」が言い渡される。

試験課目 「追補」(防衛ヘルパーによる逃走試みの阻止)

訓練審査員指示にて指導手は防衛ヘルパーに対しコモを離れる指示をする。防衛ヘルパーは「常歩」にて追補開始地点へ移動する。続く訓練審査員指示にて指導手は犬を伴い追補開始伏臥姿勢実行地点へ移動する。



FCI-IGP 1 試験階梯における追補開始地点への移動方法

受験犬は「紐無し」または「紐付き状態」にて追補開始の伏臥実施地点へ導かれ、到着次第基本姿勢に移行する必要がある。移動中、犬には服従心、注意と集中力、指導手の膝位置に

おける正しい行進態度が見られなければならない。紐付き状態時基本姿勢にてリードが取り外された後、伏臥姿勢に導かれる。指導手による「伏臥を促す声符」に対し犬は直接的且つ素早く反応すべきである。伏臥姿勢実行中、落ち着いて安定した注意深い防衛ヘルパーに対する監視態度が見られる必要がある。指導手から防衛ヘルパーへの距離は 5 歩とする。指導手は犬が咆哮を実施したコモへと戻り、受験犬と訓練審査員が目視可能な位置にて静止する。この後、防衛ヘルパーが逃走を試みる。

FCI-IGP 2 及び FCI-IGP 3 各試験階梯における追補開始地点への移動方法

受験犬は「紐無し状態」にて追補開始の伏臥実施地点へ導かれ、到着次第基本姿勢に移行する必要がある。移動中、犬には服従心、注意と集中力、指導手の膝位置にて正しい行進態度が見られなければならない。指導手による「伏臥を促す声符」に対し犬は直接的且つ素早く反応すべきである。伏臥姿勢実行中、落ち着いて安定した注意深い防衛ヘルパーに対する監視態度が見られる必要がある。指導手から防衛ヘルパーへの距離は 5 歩とする。指導手は犬が咆哮を実施したコモへと戻り、犬と訓練審査員が目視可能な位置にて静止する。この後、防衛ヘルパーによる逃走を試みる。

実施要領

訓練審査員指示で防衛ヘルパーは逃走を開始する。逃走開始と同時に犬は、指導手によって発せられる「追補を促す一声符」（例 阻止！または前へ！）により防衛ヘルパーに対し、力強い、効果的な逃亡阻止行動を実行しなければならない。犬は躊躇すること無く、高い優越的存在感と力強い咬捕実行により、効果的に逃走を阻止する必要がある。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約 1 秒間とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時（1~3 秒の間）に使用することが認められる。続く「監視段階」は約 5 秒間に渡り実施される。咬捕中止後、犬は防衛ヘルパーを注意深く、自信に満ちた且つ高い優位性を示しながら監視する必要がある。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパー逃走に対する一貫性が見られる阻止行動、深い且つ強固な咬捕、直接的及び安定度の有る咬捕中止

二次的評価要素

追補開始地点へ向かった紐無し脚側行進及び追補開始用伏臥姿勢実行方法

誤実行と見なされる行動例

指導性不足、追補作業開始声符未使用、犬に意志が見られない逃走阻止態度、咬捕実行内容が不足する、躊躇が見られる咬捕中止、監視態度における問題点や防衛ヘルパーに対する迷惑行為等

その他評価指示

追補開始マーキングを跨ぐ形で犬が伏臥姿勢を実行した場合、この伏臥実行位置が維持され、部分評価が実施される。防衛ヘルパーが逃走行動を開始する前に犬が伏臥実行位置から

離脱し片袖に対し咬捕実行した場合、「失格」が言い渡される。離脱後、犬が咬捕を実行しなかった場合、指導手は追補開始伏臥実行地点へと進むことが認められ、「招呼を促す+脚側位置を促す」一連続声符にて犬を招呼させ、伏臥姿勢へと導くことが認められる。この場合、防衛作業は再開、継続実施され、当試験課目全体評価は「M-評価」(0点)とする。その後犬が再度伏臥姿勢から離脱した場合、「不従順による失格」が言い渡される。

指導手によって「追補開始を促す声符」が使用されなかった場合、「一評価減評」とする。逃走実行中、受験犬が追捕を実行せず伏臥状態を継続維持した場合や、防衛ヘルパー逃走開始後、20歩以内に逃走阻止に至らなかった場合、「セクションC」は「中止」される。

試験課目 「禁足から防御へ」(監視段階からの防衛ヘルパー攻撃に対する防御)

実施要領

試験課目「追補」終盤の監視段階の後に訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは犬に対し攻撃を行う。受験犬は指導手指示無しで直ちに反撃を開始し、意欲的な、力強い咬捕実行により防衛ヘルパー攻撃を効果的に防御しなければならない。防衛ヘルパーはソフト・スティックを用いた犬に対する威嚇行動と、接近動作によって犬に負荷を掛ける必要がある。この場合、特に犬の自信素質、負荷能力及び、深い安定度のある咬捕実行が重視されるべきである。訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは犬の背を指導手に向けた状態となる位置にて静止することで犬に対する加圧を中止する。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約1秒間とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時(1~3秒の間)に使用することが認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは静かに静止し続ける必要がある。咬捕中止後、犬は防衛ヘルパーを注意深い、自信に満ちた、そして高い優越した態度にて監視し続ける必要がある。

試験課目作業の終了方法

審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ進み、「基本姿勢を促がす声符」にて、犬とともに試験課目作業終了基本姿勢に移る。ソフト・スティックは防衛ヘルパーから取り上げられない。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパー不快攻撃に対する自信に満ちた反応、深い強固な安定度のある咬捕実行、犬の自信素質及び負荷能力、直接的な咬捕中止、威圧的および自信に満ちた監視態度

二次的评价要素

試験課目終了基本姿勢の実行方法

誤実行と見なされる行動例

攻撃に対する躊躇する反応、咬捕実行内容の不足、自信素質や負荷能力が限定的、躊躇が見られる咬捕中止、監視態度における問題点、防衛ヘルパーに対する迷惑行為等

試験課目 「背面護送」(FCI-IGP 2 試験階梯専用実施要領)

実施要領

当試験課目は「禁足から防御へ」の試験課目作業終了後に開始される。背面護送は 30 歩におよぶ距離にて実施される。背面護送実行中、方向変換を行う義務は必ずしもない。護送経路は訓練審査員によって決定される。指導手は防衛ヘルパーに対し 8 歩後退した後に振り向くよう指示する。その後、防衛ヘルパーに対し自身と犬の前方を歩くことを指示される。指導手は防衛ヘルパーに対し、注意深く監視を実行する受験犬を紐無し脚側状態で伴い、防衛ヘルパー後方約 8 歩空けた状態で護送する。背面護送実施に当たり指導手は犬に対し「脚側行進」または「護送を促す」一声符使用は認められる。この間隔は背面護送が終了するまで終始厳守されるべきである。次の審査員指示にて防衛ヘルパーは静止する。指導手は、防衛ヘルパーを注意深く監視する紐無し状態にある犬を伴い、防衛ヘルパーの元まで進んだ後、静止した状態に於いてソフト・スティックを取り上げる。取り上げている間、犬は基本姿勢にて脚側停座を実行する必要がある。この後、訓練審査員に向けて約 20 歩の側面護送が実施される。「脚側行進」または「護送を促す声符」使用は認められる。側面護送実行中、犬は防衛ヘルパーと指導手の間を行進しなければならない。護送実行中防衛ヘルパーを監視し続ける必要がある。しかし、決して防衛ヘルパーに対する接近、跳び付きや咬捕実行、行進を妨げる行動をとることは認められない。護送作業終盤において指導手と受験犬は訓練審査員の前にて基本姿勢に移り、指導手は「セクション C」第一部作業終了報告を行う。

「背面護送」(FCI-IGP 3 試験階梯専用実施要領)

実施要領

当試験課目は「禁足から防御へ」の試験課目作業終了後に実施される。背面護送は 30 歩におよぶ距離にて実施される。背面護送実行中、方向変換を行う義務は必ずしもない。護送経路は訓練審査員によって決定される。指導手は防衛ヘルパーに対し 8 歩後退した後に振り向くよう指示する。その後、防衛ヘルパーは指導手自身と犬の前方を歩くことを指示される。指導手は防衛ヘルパーに対し、注意深く監視を実行する受験犬を紐無し脚側状態で伴い、防衛ヘルパー後方約 8 歩空けた状態で護送する。背面護送実施に当たり指導手は犬に対し「脚側行進」または「護送を促す」一声符使用が認められる。この間隔は背面護送が終了するまで終始厳守されるべきである。背面護送は試験課目作業「背面護送から奇襲へ」の開始をもって終了する。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパーにおける正しい位置の維持及び防衛ヘルパーに対する注意力

二次的評価要素

基本姿勢実行及び維持方法

誤実行と見なされる行動例

防衛ヘルパーに対する回避行動や萎縮態度、防衛ヘルパーに対する注意深い監視不足、護送

実行時に指導手前方に出るまたは後れる、各種指導手補助、不正確な基本姿勢実行等

その他評価指示

- 防衛ヘルパーが後退実行中に犬が片袖に対し咬捕実行した場合、指導手は「咬捕中止を促す声符」と「脚側位置移行を促す」各一声符にて犬に基本姿勢をとらせるが認められる。犬が従った場合、当試験課目評価を「M-評価」、「減点 3 点」とする。この場合、試験課目「背面護送」の継続実施は認められる。犬が基本姿勢に移らない場合、「不従順による失格」が言い渡される。
- 背面護送実行中に犬が指導手元から離脱し、一声符発声にて指導手の元へ戻った場合、当試験課目評価は「M-評価」、「0 点」とし「背面護送」の継続実施は認められる。
犬が防衛片袖に対し咬捕実行した場合、犬に対し失格が言い渡される。

試験課目 「背面護送から奇襲へ」(FCI-IGP 3 にのみ設定)

実施要領

背面護送実行中、訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは静止すること無く、突然受験犬に対し反転し、奇襲攻撃を行う。犬は指導手指示を受けることなく直ちに、躊躇すること無く、防衛ヘルパーに対し力強い咬捕を実行し、奇襲攻撃を効果的に阻止しなければならない。咬捕実行後、防衛ヘルパーによる犬に対する強打威嚇行動と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛けられる。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深く強固な安定度のある咬捕実行が重視される。訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは犬に対する加圧動作を中止する。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約 1 秒間とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時（1~3 秒の間）に使用することが認められる。指導手は声符発声中、落ち着いた状態で静止し続けなければならない。咬捕中止後、犬は防衛ヘルパーとの距離を詰めた状態を維持しながら、自信に満ちた、注意深い、そして優越した態度で監視を続ける必要がある。続く訓練審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ向かい、「基本姿勢を促がす声符」発声をもって犬に基本姿勢実行を促す。この時、ソフト・スティックは防衛ヘルパーから取り上げられる。続けて防衛ヘルパー側面における新たな基本姿勢より、防衛ヘルパーを伴い訓練審査員に向かって約 20 歩の側面護送が実施される。この際、「脚側行進」または「護送を促す」一声符使用が認められる。犬は防衛ヘルパーと指導手の間を行進する必要がある。側面護送実行中、受験犬は防衛ヘルパーを終始監視し続けなければならない。この際、犬は防衛ヘルパーを追い詰める、跳び付く、接触行為や咬捕を実行することは認められない。護送終盤、指導手は犬を伴い、訓練審査員前方にて当試験課目作業終了基本姿勢に移り、ソフト・スティックを訓練審査員に手渡すと共に「セクション C、第一部」作業終了報告を行う。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパーの奇襲に対し犬による自信に満ちた反応、深い、強固な安定度のある力強い咬捕実行、犬の自信と負荷能力、直接的な咬捕中止、威圧的かつ自信に満ちた監視態度

二次的評価要素

各基本姿勢の実行方法

誤実行と見なされる行動例

奇襲に対する犬の躊躇する反応、咬捕内容不足、限定的な自信素質や負荷能力、躊躇する咬捕中止、監視態度の散漫さ等の問題、防衛ヘルパーに対する迷惑行為、指導性不足、護送実行中の注意力不足、各種指導手補助等

その他評価指示

咬捕実行時に犬が一旦咬捕を中止し、即座に意欲的な再咬捕を実行した場合、他ミスによる減点とは別に「5点減点」とする。

試験課目 「攻撃」(動作中からの犬に対する攻撃)

防衛ヘルパーは各試験階梯において威嚇声を発する。

FCI-IGP 1 及び FCI-IGP 2 各試験階梯においては咬捕実行前に発声される。

FCI-IGP 3 試験階梯においては防衛ヘルパーが犬に向かって突進を開始した段階、および犬の攻撃開始直前に威嚇声を発する。

FCI-IGP 1 階梯試験 実施要領 (「セクション C」作業終了を含む)

試験課目「禁足から防御」終了後、防衛ヘルパーは基本姿勢にて停座中の犬から「常歩」にて約 20m 離れた地点へと移動する。注意力のある落ち着いた状態で防衛ヘルパーの方向に停座実行中の犬の首輪を持つことは認められるが、指導手による意識付け行動は禁止とする。訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは、威嚇声を発しつつ威嚇行動を行いながら犬に対し正面から攻撃を開始する。訓練審査員指示にて指導手は「防御」または「前進を促がす一声符」を発すると同時に、犬を防衛ヘルパーに向かわせる。

犬は躊躇すること無く、優越した且つ決然たる態度で防衛ヘルパー攻撃に立ち向かい力強い咬捕で自己防御を行う必要がある。咬捕実行後、防衛ヘルパーによる犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛けられる。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深い、強固な、安定度のある咬捕実行が重視される。訓練審査員指示で防衛ヘルパーは動作を中止し、静止する。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約 1 秒間とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時(1~3 秒の間)に使用することが認められる。この際、指導手は落ち着いた状態で静止し続ける必要がある。咬捕中止後、犬は防衛ヘルパーと距離を詰めた状態を維持しながら防衛ヘルパーを自信に満ちた、優越的な態度にて注意深く監視し続けるべきである。続く訓練審査員指示で指導手は「常歩」にて直接犬の元へ向かい、「停座を促がす声符」で受験犬に基本姿勢をとらせる。ソフト・スティックは防衛ヘルパーから取り上げられる。その後、続けて防衛ヘルパー側面にける新たな基本姿勢より、防衛ヘルパーを伴った訓練審査員に向かって約 20 歩の側面護送が実施される。この場合、「脚側行進」または「護送を促す」一声符使用が認められる。犬は防衛ヘルパーと指導手間にて行進する必要がある。側面護送実行中、受験犬は防衛ヘルパーに跳び付く行為、接触行為や咬捕を実行す

ること無く、防衛ヘルパーを終始注意深く監視しなければならない。護送終盤、指導手は犬を伴い訓練審査員前にて、当試験課目作業の終了基本姿勢に移り、ソフト・スティックを訓練審査員に手渡すと共に「セクション C」作業終了報告を行う。その後、約 5 歩に渡る脚側行進実行後、新たな基本姿勢が実行される。指導手は犬にリードを装着し、指導下におかれた犬を伴い、公評実施地点へと向かう。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパーによる攻撃に対する自信に満ちた反応、深い、強固な、安定度のある力強い咬捕、犬の自信素質及び負荷能力、直接的な咬捕中止、優越した自信に満ちた監視態度

二次的評価要素

各基本姿勢の実行方法

誤実行と見なされる行動例

攻撃に対する犬の躊躇する反応、咬捕実行内容不足、限定的な自信素質や負荷能力、躊躇する咬捕中止、監視態度の散漫さ、防衛ヘルパーに対する迷惑行為、指導性不足、護送実行中の注意力不足、各種指導手補助等

その他評価用指示

咬捕実行時に犬が一旦咬捕を中止し、即座に意欲的な再咬捕を実行した場合、他のミスによる減点とは別に「5 点減点」とする。

FCI-IGP 2 階梯試験 実施要領

前試験課目「背面護送」実行後、指導手は「紐無し状態」にて犬を伴い、約 30m 離れた「待ち伏せ姿勢実行地点」へ移動する。移動中、犬は指導手左膝に合わせ正しい脚側位置にて注意深く行進する必要がある。待ち伏せ姿勢実行地点に到達次第、指導手は立ち止まる。指導手は「基本姿勢を促す声符」使用により犬を脚側停座させる。注意力深く落ち着いた状態で防衛ヘルパーの方向に向き、停座実行中の犬の首輪を持つことは認められるが、指導手による意識付け行動は禁止とする。訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは犬に対し、威嚇行動や威嚇発声を伴う正面からの攻撃を行う。訓練審査員指示にて指導手は「前進」または「防御を促がす一声符」を発すると同時に、犬を防衛ヘルパーに向かわせる。犬は指導手による影響を受ける、躊躇すること無く、決然たる態度で防衛ヘルパー攻撃に立ち向かい力強い咬捕を実行することで自己防衛を行う必要がある。咬捕実行後、防衛ヘルパーによる犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛けられる必要がある。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深い強固な安定度のある咬捕実行が重視される。訓練審査員指示で、防衛ヘルパーは犬の背を指導手に向けた状態で静止する。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約 1 秒間とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時（1~3 秒の間）に使用することが認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは落ち着いた態度で静止し続ける必要があり、犬は防衛ヘルパーを自信に満ち且つ優越した態度で、約 5 秒間に渡り注意深く監視

する必要がある。

FCI-IGP 3 階梯試験 実施要領

前試験課目「背面護送から奇襲」にて実施される側面護送実行後、指導手は紐無し状態にある犬伴い防衛会場に設置されている「第一コモ」位置と並行した、中央線上に記されたマーキング地点に移動する。移動中、脚側行進作業中の犬は指導手に注目し、嬉々とした、集中力ある態度で実行される必要がある。この場合、犬は終始進行方向へ真っすぐ、指導手左膝の脚側位置にて正しく行進しなければならない。「待ち伏せ姿勢実施地点」に到達次第、指導手は静止する。指導手は「基本姿勢を促す声符」により犬に脚側停座させる。注意力がある、落ち着いた状態で、防衛ヘルパーの方に向けて脚側停座実行中の犬の首輪を持つことは認められるが、この際指導手による意識付け行動は禁止とする。訓練審査員指示でソフト・スティックを保持する防衛ヘルパーはコモを離れ、「速歩」にて防衛会場中央線に向かう。防衛会場中央線に到達次第、防衛ヘルパーは指導手と犬に向かって歩度変更すること無く速歩にて突進を続け、犬を追い払う大声を発し激しい威嚇動作を実行しながら、犬と指導手の正面から襲いかかる。防衛ヘルパーと受験犬との距離が **50m** に縮まり次第、訓練審査員指示で、指導手は「前進」または「防御を促がす一声符」を発声すると同時に、犬を防衛ヘルパーに向かわせる。受験犬は指導手による影響を受けること無く、躊躇すること無く襲ってくる防衛ヘルパーに立ち向かい、決然たる態度で力強い咬捕実行により防衛ヘルパー攻撃から自己防衛する必要がある。防衛ヘルパーによる犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛けられる必要がある。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深い、強固な、安定度のある咬捕実行が重視される。訓練審査員指示で防衛ヘルパーは、犬の背を指導手に向けた状態で静止する。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約 **1 秒間** とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時 (**1~3 秒の間**) に使用することが認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは落ち着いた態度で静止する必要がある、続けて受験犬は防衛ヘルパーを、自信に満ち且つ優越した態度で約 **5 秒間** に渡り注意深く監視する必要がある。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパー攻撃に対する自信に満ちた反応、深い、強固な落ち安定度のある咬捕、犬の自信素質及び負荷能力、直接的な咬捕中止、優越した自信に満ちた監視態度

二次的评价要素

「待ち伏せ姿勢実行地点」へと向かった紐無し脚側行進作業

誤実行と見なされる行動例

指導性不足、攻撃に対する犬の躊躇する反応、咬捕実行内容不足、限定的な自信素質や負荷能力、躊躇する咬捕中止、監視態度の散漫さ、防衛ヘルパーに対する迷惑行為等

その他評価用指示

咬捕実行時に犬が一旦咬捕を中止し、即座に意欲的に再咬捕を実行した場合、他ミスによる

減点とは別に「5点減点」とする。

試験課目 「禁足から防御へ」

((FCI-IGP 2、FCI-IGP 3) 及び「セクション C」作業終了方法を含む)

実施要領

前試験課目「攻撃」終盤にて実施される監視作業終了後、訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは、犬に対し攻撃を行う。犬は指導手指示無しで直ちに反撃し、意欲的な、力強い咬捕実行により防衛ヘルパーによる攻撃を防御する必要がある。防衛ヘルパーによる、犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によって負荷が加えられる必要がある。この場合、特に犬の自信素質、負荷能力及び深い、強固な、安定度のある咬捕実行が重視される。訓練審査員指示で、防衛ヘルパーは負荷を掛ける動作を中止し、犬の背を指導手に向けた状態で静止する。防衛ヘルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約 1 秒間とする。移行段階の後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自主的に「咬捕中止を促す声符」を適時(1~3 秒の間)に使用することが認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは落ち着いた態度で静止する必要がある、続けて受験犬は防衛ヘルパーを、自信に満ち且つ優越した態度で注意深く監視する必要がある。続く訓練審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ向かい、「基本姿勢を促す声符」により犬は基本姿勢をとる。ソフト・スティックは防衛ヘルパーから取り上げられる。続けて防衛ヘルパー側面における新たな基本姿勢により、防衛ヘルパーを伴い訓練審査員に向かった約 20 歩の「紐無し状態」における側面護送が実施される。この際、「脚側行進」または「護送を促す」一声符の使用が認められる。犬は防衛ヘルパーと指導手間にて行進する必要がある。側面護送実行中、犬は防衛ヘルパーを終始監視し続ける必要がある。護送中、犬の防衛ヘルパーに対する跳び付きや接触行為、または咬捕実行は認められない。護送終盤、指導手は犬を伴い訓練審査員目前にて基本姿勢に移り、ソフト・スティックを訓練審査員に手渡すと共に「セクション C」作業終了報告を行う。その後、約 5 歩に渡る紐無し脚側行進に続き当試験課目作業終了基本姿勢が実行される。指導手は犬の首輪にリードを装着し、指導下におかれた犬を伴い、公評実施位置へと向かう。

採点評価基準

優先評価要素

防衛ヘルパーによる攻撃に対する自信に満ちた反応、深い、強固な安定度のある力強い咬捕、犬の自信素質及び負荷能力、直接的な咬捕中止、優越した自信に満ちた監視態度

二次的評価要素

各基本姿勢実行方法

誤実行と見なされる行動例

攻撃に対する犬の躊躇する反応、咬捕実行内容不足、限定的な自信素質や負荷能力、躊躇する咬捕中止、監視態度の散漫さ、防衛ヘルパーに対する迷惑行為、指導性不足、護送中の集中力の散漫さ、各種指導手補助等

防衛ヘルパー規程

「セクション C」にて起用される防衛ヘルパーは訓練審査員補佐役を務める。防衛ヘルパーは当規程及び訓練審査員指示を厳守する必要がある。防衛ヘルパー安全確保の為、損害賠償法的観点からも防衛ヘルパーは通常練習や試験の「セクション C」作業中においても常時防御服を身に付けなければならない（防御ズボン、防御ジャケット、防衛片袖、股間プロテクター、場合によっては手袋着用）。

防衛ヘルパーの靴は気象条件及び会場地表に適した物が使用されなければならない。下記点には注意が払われる必要がある。

- － 「セクション C」開始前に訓練審査員は防衛ヘルパーに対し指示を出し、防衛ヘルパーはそれら指示に沿った防衛ヘルパー作業を実施しなければならない。
- － 防衛ヘルパーは指導手による武装解除時において、試験規程が定める指導手指示に従う必要がある。側面護送や背面護送実行直前に指導手と受験犬による基本姿勢再実行する時間を与えなければならない。
- － 支部主催訓練試験において防衛ヘルパー1名により全防衛作業過程を賄うことを可能とする。防衛ヘルパー自ら支部主催試験の受験者である場合、一回限りの防衛ヘルパー交代が認められる。地区大会規模を超す競技会、予選会、選手権等において原則的に最低2名以上の防衛ヘルパー起用が義務化されている。全試験行事における受験者と生計を共にする防衛ヘルパー起用は例外無く認められる。

防衛ヘルパー作業態度の原則

訓練試験枠内にて受験犬の訓練到達段階及び、可能な範囲内で犬の性質（意欲素質、負荷能力、自信素質、服従性等）が訓練審査員によって評価される必要がある。訓練審査員は全訓練試験過程において視覚及び聴覚を生かした情報収集によりのみ客観的な評価を下すことが可能である。

機会均等の観点から、すべての受験者に同じ条件が提供されなければならない。よって、防衛ヘルパー作業内容は比較可能であるべきであり、訓練審査員にとって評価実施のため包括的且つ中立的な作業像を提供すべきである。

よって、「セクション C」の流れは防衛ヘルパー恣意に委ねることはできない。訓練審査員は「セクション C」にて求められる最重要評価基準の個々の要素が満たされているかを確認する必要がある。例えば、「負荷能力」、「自信素質」、「意欲素質」、「指導性」等である。さらに受験犬の咬捕実行の質の正しい評価が重要となる。訓練審査員が咬捕を正しく評価できるよう、犬が「強固な、深い、咬捕実行」が可能となる機会が与えられるべきであり、負荷能力が試される場面において防衛ヘルパーは必要となる負荷を犬に対し掛ける技量を備える必要がある。防衛ヘルパーは、当作業評価実施に当たり条件が整うよう、可能な限り均一な防衛ヘルパー作業の品質維持を心掛ける必要がある。

防衛ヘルパー作業に対する要求設定

1. 「負荷能力評価段階」

鞭当て威嚇行為による犬に対する負荷が掛けられる負荷能力評価段階において、犬は防衛ヘルパーによる鞭当てを実行するふりにより、接触及び打たれること無く、威嚇される。威嚇行為は防衛ヘルパーによって力強く実行される必要がある。

2. 「禁足と咆哮」

防衛ヘルパーは指導手と犬の視野外、指示されたコモ内にて片袖を装着した腕を軽く曲げた状態にて威嚇すると捉えられる姿勢を取ること無く静止・待機すべきである。防衛片袖には防衛ヘルパーの身体を保護する役割がある。禁足と咆哮作業中防衛ヘルパーは、いかなる追加的刺激を与える状況を招くこと無く、補助行為も実行すること無く犬の行動を観察しなければならない。ソフト・スティックは防衛ヘルパーによって身体側面、下方に向けた状態で保持される。

3. 「追捕」(防衛ヘルパーによる逃走試みの阻止)

「禁足と咆哮」試験課目作業終了後、指導手指示で防衛ヘルパーは「常歩」にてコモを離れ、訓練審査員によって指示された待機地点（マーキングされた逃走開始地点）に移り待機する。待機地点設定に当り、指導手は防衛ヘルパーが片袖を装着する腕の側面後方、約5歩離れたマーキングされた地点にて犬に伏臥実行可能となるよう、考慮しなければならない。防衛ヘルパー逃走方向は指導手によって把握可能でなければならない。訓練審査員指示で防衛ヘルパーは毅然とした、早く力強い足取りで（速歩）直進方向へ向かった逃走をする必要があるが、必要以上に動作を強調した、制御不能な逃走を実行することは望ましくない。逃走中、防衛片袖は犬が咬捕実行するに当たり最良条件が整うよう保持されなければならない。防衛ヘルパーは逃走開始前に決して犬の方に振り向いてはならないが、犬の行動を把握する為、犬を視野内に置くことは認められる。逃走中、犬が咬捕を実行する際、片袖保持位置を意図的に変更してはならない。咬捕実行後、防衛ヘルパーは静止することなくそのまま進行方向へ前進を継続しながら防衛片袖を身体に密着させる形で引き寄せる。訓練審査員指示で防衛ヘルパーは逃走動作を中止する。咬捕実行前の必要以上に防衛片袖を咬捕しやすい位置に保持する動作、犬の精神を興奮させる発声、逃走開始前や逃走中に防護ズボンにソフト・スティック打ち当てる、咬捕実行後に防衛片袖の無力な保持、逃走速度の減速、自主的な逃走動作の中止等の補助行為は認められない。

4. 「禁足から防御へ」(監視段階から防衛ヘルパー攻撃に対する防御)

監視段階を経て防衛ヘルパーは訓練審査員指示にて犬に対し攻撃を行う。この際、ソフト・スティックは威嚇動作と同時に用いられるが、決して犬に対して直接使用されること無く、威嚇動作実施時には犬より高い位置にて使用されなければならない。同時に防衛ヘルパーは正面から犬に向かって突進する形で攻撃を行う。防衛片袖は身体前方にて密着させた状態で保持される。犬が咬捕を実行次第、防衛ヘルパーは動きを中断すること無く犬の側面に対し追い詰める行動をとる。攻撃開始段階における防衛ヘルパーによる犬から円を描きながらの位置変更行為は禁止されている。防衛ヘルパーは全犬に対し同じ方

向へ追い詰める必要がある。指導手方向へ向かった防衛ヘルパーによる犬に対する追い詰め行為は禁止されている。ソフト・スティックが用いられる負荷能力確認は、威嚇動作のみによって実施され、ソフト・スティックを犬に接触させてはならない。負荷能力確認において用いられる力加減は、全犬に対し均一でなくてはならない。実施時間は訓練審査員によって決定される。犬が咬捕実行時、必要以上に防衛片袖を咬捕しやすい位置に保持する行動、犬の精神を興奮させるような刺激音の発声、攻撃開始前の防護服ズボンに対するソフト・スティックを用いた打ち当て動作、咬捕実行後の「負荷能力評価段階」における防衛片袖の無力な保持、威嚇行動実行度合いの相違、受験犬の「負荷能力不足」に起因する防衛ヘルパー判断による自主的な防衛ヘルパー動作中止等の補助行為は認められない。防衛ヘルパー動作中止方法」は「第 8 項」を参照。

5. 「背面護送」(FCI 国際作業犬試験「第二」、「第三」試験階梯 (FCI-IGP 2、3) 共通)

防衛ヘルパーは指導手指示にて「常歩」で約 30 歩の背面護送を実行する。背面護送経路は訓練審査員が指示する。防衛ヘルパーは護送中、咄嗟的な動作を実行してはならない。ソフト・スティックと防衛片袖は犬にとって余計な刺激とならないよう保持されなければならない。特にソフト・スティックは受験犬の視界外にて保持される必要がある。防衛ヘルパーは全受験犬に対し同じ歩度にて作業を行わなければならない。

6. 「背面護送から奇襲へ」(FCI 国際作業犬試験 第三試験階梯 (FCI-IGP 3) のみ設定)

背面護送からの奇襲攻撃は、訓練審査員指示によって動作中に実行される。奇襲攻撃は犬に対する左右いずれかへの動力的な向き直り動作に続く、犬に向けた威圧的な前進によって実行される。ソフト・スティックは犬より高い位置にて威嚇動作と共に使用される。防衛ヘルパーは静止すること無く、防衛片袖を柔軟な保持方法で犬に咬捕を実行させる必要がある。犬が咬捕実行する際、防衛ヘルパーは犬の前進運動による反動を分散させる為、必要に応じ身体を旋回させなければならない。防衛片袖による更なる動作実行は避けるべきである。犬による咬捕実行直後、防衛ヘルパーは動作を中断させることなく犬の身体側面から犬に対し追い詰める動作を実行する。防衛ヘルパーは全受験犬を同一方向へ追い詰める必要がある。指導手に向かった犬に対する追い詰め行為は禁止とする。「負荷能力評価段階」が実施される時間は訓練審査員が決定し、防衛ヘルパーは訓練審査員指示にて加圧行動を中止しなければならない。犬による咬捕実行以前に防衛ヘルパーが極端に横方向へ反れる行動や攻撃開始時にソフト・スティックで防護服ズボンを打つ行動、「負荷能力評価段階」における咬捕実行後に防衛片袖の無力な保持や変則的な加圧加減の変化、「負荷能力」が低いと防衛ヘルパーが判断し自主的な動作中止等は認められない。防衛ヘルパー動作中止方法」は「第 8 項」を参照。

7. 「攻撃」

FCI-IGP 1 試験階梯

試験課目「禁足から防御へ」終了後、防衛ヘルパーは基本姿勢にて停座姿勢実行中の犬より「常歩」にて約 20m 離れた地点へと移動する。

FCI-IGP 2 試験階梯

「防衛作業第一部」終了地点にて防衛ヘルパー待機する。訓練審査員指示にて指導手は犬を伴って当試験課目作業開始地点に向かう。

FCI-IGP 3 試験階梯

訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは潜むよう指示されたコモを離れ、「速歩」にて防衛会場を横断する形で会場中央線まで前進し、歩度を変換せずにソフト・スティックを使用した威嚇動作を実行すると同時に威嚇発声しながら犬と指導手を前方から攻撃する。防衛ヘルパーによる犬に向けた走り出し時および犬の咬捕実行前に威嚇声が発声される必要がある。防衛ヘルパーは状況に応じ柔軟な防衛片袖保持姿勢にて犬に咬捕実行させなければならない。犬による咬捕実行時、防衛ヘルパーは必要に応じ犬の前進運動の反動を分散させる為、旋回動作を実行しなければならない。犬を外周する動作を決して実行してはならない。犬が咬捕実行した後、防衛ヘルパーは犬を自らの身体側面に置き換え、続けて前進動作を伴う「負荷能力評価段階」が開始される。防衛ヘルパーは全受験犬を同一方向へ追い詰める必要がある。指導手に向かった追い詰め行為は禁止されている。「負荷能力評価段階」の実施時間は訓練審査員が決定し、防衛ヘルパーは訓練審査員中止指示にて圧力を掛ける動作を中止しなければならない。「負荷能力」が低いと防衛ヘルパーによって判断された場合の自主的な攻撃中止や防衛ヘルパーによる各種補助行為等は認められない。「防衛ヘルパー襲撃動作中止方法」は「第8項」を参照。

8. 「防衛ヘルパーによる防衛動作の中止」

犬に対する自己防衛動作中止後、防衛ヘルパーは犬に対する抵抗を軽減する必要があるが、この場合防衛片袖を装着している腕の力を抜くこと無く、犬に対する抵抗を軽減しなければならない。防衛片袖をあえて曲げた状態で高く保持されること無く、先に終了した試験課目中と同位置にて保持する必要がある。ソフト・スティックは犬から目視不可能な位置にて身体側面、下向きに保持されなければならない。咬捕中止を促がすいかなる防衛ヘルパー補助行為も禁止されている。咬捕中止後、防衛ヘルパーは対面状態にて犬を視野内に置く。犬に対し追加的刺激を招く状況は避けられるべきであり、各種補助行為は認められない。「各禁足段階」において防衛ヘルパーは犬の動作を確認できるよう、犬が禁足中に円を描く動作に出た場合、突発的な動きを避けながら犬と共に旋回移動しても良い。

9. 犬の精神的不安定な態度や拒絶

いかなる防衛作業課目においても咬捕実行しない犬や「負荷能力評価段階」において咬捕を解き放つ犬に対して、防衛ヘルパーは訓練審査員が該当課目作業を中止するまで、追い詰め動作を継続する必要がある。この様な状況下で防衛ヘルパーは受験犬に対し決して補助行為をしてはならず、自主的にヘルパー作業を中止してはならない。咬捕中止実行しない犬に対し防衛ヘルパーは、中止を促がす体勢を取ることやソフト・スティック動作により咬捕中止を促してはならない。「禁足段階」において防衛ヘルパーから離脱

する傾向にある犬に対し防衛ヘルパーは刺激によって離脱を阻止してはならない。防衛ヘルパーは規程が定める要求に則り全試験課目や課目部分において必要に応じ、「活動的」または「中立的な態度」を取る必要がある。

その他設定試験

FCI 足跡追及単種目試験 (FCI-FPr 1～3)

「FCI 足跡追及単種目試験、第一から第三階梯試験 (FCI-FPr 1～3)」は「FCI 国際作業犬試験、第一から第三試験階梯規程 (FCI-IGP 1～3)」各試験階梯設定の「セクション A」内容から構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会またはショーや繁殖規程に基づき付与される各種資格の意味での資格は、当試験受験合格により付与されない。

獲得可能最高 合計得点数	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
100 点	100～96 点	95～90 点	89～80 点	79～70 点	69～0 点

「FCI 国際足跡追及単種目試験」は第一から第三試験階梯順に受験する義務は発生しない。

FCI 服従単種目試験 (FCI-UPr 1～3)

「FCI 服従単種目試験、第一から第三階梯 (FCI-UPr 1～3)」は「国際作業犬試験、第一から第三階梯規程 (FCI-IGP 1～3)」の各試験階梯設定「セクション B」試験内容から構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会またはショーや繁殖規程に基づき付与される各種資格の意味での資格は、当試験受験合格により付与されない。

獲得可能最高 合計得点数	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
100 点	100～96 点	95～90 点	89～80 点	79～70 点	69～0 点

「FCI 国際服従単種目試験」は第一から第三試験階梯順に受験する義務は発生しない。

FCI 防衛単種目試験 (FCI-SPr 1～3)

「FCI 防衛単種目試験、第一から第三階梯 (FCI-SPr 1～3)」は「国際作業犬試験規程、第一から第三階梯規程 (FCI-IGP 1～3)」の各試験階梯設定「セクション C」試験内容から構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会またはショーや繁殖規程に基づき付与される各種資格の意味での資格は、当試験受験合格により付与されない。

備考 「セクション C」を対象とする「単種目訓練行事」の単独開催は禁止とする。

獲得可能最高 合計得点数	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
100 点	100～96 点	95～90 点	89～80 点	79～70 点	69～0 点

「FCI 国際防衛単種目試験」は第一から第三試験階梯順に受験する義務は発生しない。

FCI 国際作業犬二種目試験 (FCI-GPr 1～3)

「FCI 国際作業犬二種目、第一から第三試験階梯 (FCI-GPr 1～3)」は「国際作業犬試験、第一から第三階梯規程 (FCI-IGP 1～3)」の各試験階梯設定「セクション B」及び「セクション C」試験内容より構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会またはショーや繁殖規程に基づき付与される各種資格の意味での資格は、当試験受験合格により付与されない。

獲得可能最高 合計得点数	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
200 点	200～192 点	191～180 点	179～160 点	159～140 点	139～0 点

FCI 国際足跡追及単課目試験 第一～第三階梯試験 (FCI-IFH 1～3) 一般規程及び設定試験階梯

	FCI-IFH 1	FCI-IFH 2	FCI-IFH 3
搜索リード全長	10m	10m	10m
足跡種別	自者印跡	他者印跡	他者印跡
足跡コース全長	最低 800 歩	最低 1,200 歩	最低 1,800 歩
直線部数	5	7	8 (うち、1 直線部は半径 30m の半円。開始及び終了地点における角度は 90 度)
屈折部数	4 か所 (設定角度約 90 度)	6 か所 (第一から第五屈折は約 90 度、最終屈折は鋭角 (30～60 度))	7 か所 (うち、2 か所角度 30～60 度の鋭角、その他は約 90 度)
屈折部間の距離	最低 50 歩	最低 50 歩	最低 50 歩
物品	指導手所有 3 個 (3×7 点)	他者物品 4 個 (3×5 点、1×6 点)	他者物品 7 個 (7×3 点)
物品配置位置	「第 1」は最低 100 歩後、「第 2」は訓練審査員指示にて配置、「第 3」は終着地点上 (一直線上に物品 2 個配置可能)	「第 1」は最低 100 歩後、「第 2」と「第 3」は訓練審査員指示にて配置、「第 4」は終着地点上 (一直線上に物品 2 個配置可能)	「第 1」は最低 100 歩後、「第 2」から「第 6」は訓練審査員指示にて配置、「第 7」は終着地点上 (一直線上に物品 2 個配置可能)
物品外寸法	10×2～3×0.5～1cm	10×2～3×0.5～1cm	10×2～3×0.5～1cm
印跡最低経過	90 分	120 分	180 分

最大作業時間	30 分	30 分	45 分
誘惑足跡設定		作業開始 30 前に設定	作業開始 30 前に設定
受験条件	FCI BH/VT または 国内 BH/VT	FCI-IFH 1	FCI-IFH 2

FCI 国際作業犬足跡追及単課目試験 (FCI-IGP FH)

当試験において二日間それぞれの試験開催日に「FCI 国際単課目足跡追及試験第三階梯試験 (FCI-IFG 3)」に合格する必要がある。使用される足跡は同一足跡会場に設定されてはならず、それぞれ異なる印跡者によって印跡されなければならない。試験合格には各足跡作業総合評価は「B-評価」以上必要となる。席次が決定される行事において 2 つの足跡作業の合計得点が等しい場合、単体足跡作業成績が高い者を上位とする。前記単体足跡作業成績も等しい場合は同席次とする。

足跡追及作業に適した地表

足跡追及会場の地表選定に当たり、芝生、農地、森林等全ての自然地表を使用することができる。全試験階梯において使用される追及会場内の既存地表性質変化をそのまま生かすことや足跡コースが道路を横断する設定も認められる。

足跡コース印跡方法

FCI-IFH 1 階梯試験の場合のみ指導手自ら印跡作業を行う。その他、各 FCI-IFH 階梯試験において足跡コースは印跡者によって設定される必要がある。

FCI-IFH 2 及び FCI-IFH 3 各階梯試験の場合、資格を有する印跡者が既存追及会場の地表特性に応じて足跡コースを訓練審査員または追及会場責任者と協議・決定し、訓練審査員用に足跡コース図を作成することが推奨される。この図には会場特長（木、電柱、小屋等）、各直線部の歩数及び物品配置箇所が明記されている。訓練審査員または追及会場責任者は印跡作業を監督し、印跡に当たり考慮すべき注意事項を事前に印跡者に提供する。各足跡コースは互いに異なる形状で印跡されるべきである。屈折部設定及び物品配置位置は他足跡コースと等しい間隔に設定されてはならない。設定される足跡コースは様々な形状を有すべきである。足跡コース出発地点は出発地点左側面に設定される明確に目視可能な印によって識別可能でなければならない。印跡者は出発地点において短時間立ち止まった後、「常歩」にて「自然な歩き方」を心掛けながら指示された方向へ印跡を開始する。印跡に当たり「自然な歩き方」で印跡される必要がある。各屈折部も「常歩」にて「自然な歩き方」で印跡され継続した足跡作業が実行可能となるよう配慮されなければならない。足跡コースが途切れることはあってはならない（全足跡追及作業関連規程の最後にある図を参照）。印跡者は不自然な歩行、地面への強い踏込みや擦る行為、一時停止等の補助行為を実施すること無く全足跡コースを印跡する必要がある。

自者印跡が行われない全階梯試験の印跡作業中、受験犬と指導手は視野外にて待機する必要がある。

作業実施順序は、印跡作業終了後に訓練審査員または委任された者がいる中、抽選によって

決定される。

誘惑足跡設定方法（FCI-IFH 2 及び FCI-IFH 3 各試験階梯にのみ設定）

FCI 国際足跡追及単課目試験第二及び第三階梯試験（FCI-IFH 2、FCI-IFH 3）において足跡コースは第三者によって二か所横断される。各屈折部 40 歩前後、第一及び最終直線を交差する誘惑足跡設定は禁止されている。設定に当たり、本足跡コースとの交差角度が 60 度以下とならないよう注意すべきであり、同一直線部を二回交差しなければならない。印跡者は誘惑足跡設定を行う前に本足跡コースと最低 10m 間隔を空けなければならない。犬は誘惑足跡に対し減点対象とならない確認行為を行う事は認められるが、その最本足跡コース上を離脱してはならない。犬が本足跡コースを離れ、誘惑足跡上を探索リード 1 本分以上進んだ地点で作業中止が言い渡される。よって、遅くとも指導手が誘惑足跡上を 2 歩進んだ地点で訓練審査員は足跡追及作業の中止を言い渡す必要がある。

特別規則

指導手は犬の体力的状態や酷暑等の気候条件下により、犬が作業中に休憩を必要とする判断した場合、訓練審査員にその旨を伝え、了承を得た上で小休止を取る権利がある。休息時間は作業持ち時間内とする。休憩中に指導手は布巾やスポンジを用いて犬の頭部、目や鼻を拭くことや給水を行うことが認められる。この目的のため指導手は適量の水、濡れたタオルまたはスポンジ携帯することが認められる。携帯する水、タオルまたはスポンジは足跡追及作業開始前に訓練審査員に提示する必要がある。その他作業意欲を向上させる補助品の携帯は禁止とする。

物品

物品は各屈折部前後 20 歩以内に配置されることは認められておらず、印跡動作中に足跡の間または会場地表特性が要求する場合（植生が高い場合）は直接足跡上に配置されなければならない。最終物品配置後、印跡者はそのまま前方へ向かって最低 10 歩印跡作業を継続しなければならない。使用される物品は足跡追及会場地表色と極端に相違してはならない。

各物品は、FCI-IFH 1 試験階梯においては指導手によって、FCI-IFH 2、FCI-IFH 3 各試験階梯においては印跡者によって印跡作業前に訓練審査員または追及会場責任者に対し確認のため提示される必要がある。印跡者（または指導手）は体臭が十分移行した、最低 30 分ポケット内にて所持された物品の使用のみ認められる。

足跡コースに配置される物品は様々な材質から成る必要がある（例 皮、衣類繊維、木製）。FCI-IFH 選手権大会において使用物品には番号が振られる必要がある。これら番号は足跡コース番号と一致しなければならない。

発見に至らなかった物品が印跡者によって発見不能となった場合、該当物品は評価上減点されない。複数物品の発見に至らない場合、受験チームに新たな足跡コースが提供される。指導手が足跡追及作業のやり直しを拒絶した場合、発見された物品のみ採点対象となる。指導手によって印跡作が実施される FCI-IFH 1 階梯試験において当規則は適用対象外とする。当試験階梯において発見に至らなかった物品について得点は付与されない。

物品指示方法

物品指示方法として「物品指示」、「物品咥え上げ」または「物品持来」が認められる。犬は「停座」、「伏臥」または「立止姿勢」にて物品直前で指示作業を行うべきである、物品毎に異なる姿勢にて行われることも認められる。停座、伏臥または立止姿勢にて犬による物品指示作業実施後、指導手は搜索リードを地面に落とすまたは置き、直接犬の元へと進み、物品を高く持ち上げる事により物品発見を訓練審査員に示す。物品を審査員に示すに当たり、犬の側面における指導手の立ち位置は左右いずれも認められる。これら全動作は訓練審査員指示なしで指導手自ら行う必要がある。物品指示姿勢は搜索実行方向に向かった状態で実行される必要がある。物品に対する伏臥、停座及び立止姿勢実行位置が多少ずれていたとしても（角度 30 度まで）審査上姿勢誤実行と見なされない。実行姿勢を崩すことなく姿勢を維持する限り、犬による指導手がいる後方を見る行動も減点されない。強制的に作業を行う印象与えること無く、犬が率先して物品指示作業を行う意識が伝わる必要がある。物品指示作業時、物品は前肢足先直前または前肢間に位置するべきである。犬が物品を終始目視し続けることは求められない。足跡追及作業が再開されるまで犬は落ち着いた状態にてストレスや拒絶シグナルを発することなく実行姿勢を継続維持すべきである。過剰な指導手補助によって発見された物品は評価上、「未発見」として扱われる。発見された物品が訓練審査員に示された後、「足跡追及を促す」一声符にて足跡追及作業が再開される。訓練審査員指示にて作業が再開される。作業再開時、指導手は直立姿勢にて犬の側面または距離を詰めた状態で犬の後方に立つ必要がある。

物品を指示する代わりに物品咥え上げ、または物品を持来することも認められる。咥え上げ時は、立止または停座姿勢にて実行されることが認められる。伏臥状態における咥え上げや物品を咥えながらの足跡上の前進行動は誤行動と見なされる。犬が物品を咥え上げ次第、指導手はリードを放つまたは地面に置き、直接犬の元へと進み、犬から物品を取り上げた後訓練審査員に示すべきである。犬の元で立ち止まる側面は指定されていない。この地点より「足跡追及作業を促す声符」発声により追及作業は再開される。これら全作業は訓練審査員指示無しで行われるべきである。犬が物品を持来する場合、指導手は搜索リードを地面に置き、指導手は立ち位置を変更してはならない。犬は物品を直接的に持来し、指導手対面にて物品を保持しながら停座または立止姿勢にて静止する必要がある。続けて指導手は「引き渡しを促す一声符」にて物品を取り上げ、同地点より「足跡追及作業を促す一声符」発声により犬による足跡追及作業の再開を促す。

物品指示作業解説図

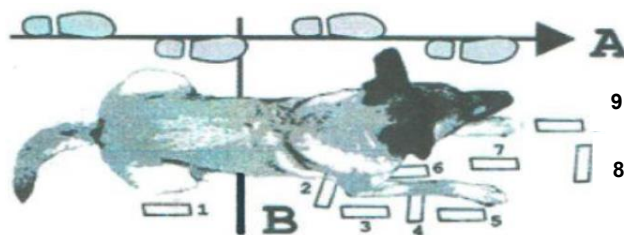
当図は大まかに参考とすべきである。評価実施に当たり下記点が考慮されるべきである。

- －風向き
- －犬の体高
- －指示作業実行中の姿勢（停座、伏臥、立止）

A=足跡方向

B=物品の位置

前肢足先と物品（8番、9番）との距離は最大約 20 センチ



各物品得点及び評価

Mangelhaft = M（不可）、Befriedigend = B（可）、Gut = G（良）、Sehr gut = SG（特良）、

Vorzüglich = V（優）

		1 番 M	2 番 B	3 番 G	4 番 G	5 番 SG	6 番 SG	7 番 V	8 番 SG/V	9 番 SG/V
FCI-IFH 1	7 点	4	5	5,75- 6,25	5,75- 6,25	6,5	6,5	7	6,5-7	6,5-7
FCI-IFH 2	3×5 点	3	3,5	4	4	4,5	4,5	5	4,5-4,75 5,75	4,5-4,75 5,75
	1×6 点	4	5	5,25	5,25	5,5- 5,75	5,5- 5,75	6		
FCI-IFH 3	3 点	1	2,25	2,5	2,5	2,75	2,75	3	2,8	2,8

搜索リード

搜索リードの長さは全国際足跡追及単課目試験階梯においては 10m とする。

訓練審査員または委任された者による搜索リード全長、装着首輪及び搜索ハーネス確認は遅くとも作業開始申告時、足跡追及作業開始前に（遅くとも作業開始申告時に）実施されなければならない。巻き上げ式搜索リードの使用は禁止とする。搜索リードは犬の背部上、背部側面と／または前肢間を通した状態での使用が認められる。犬に装着されている引き締まる状態に調節されていないチェーンカラーまたは搜索ハーネス固定リング（追加固定ベルトを有しない胸部型ハーネス、ポグガー・ハーネスのみ使用可）に搜索リードを直接装着すること認められる。ハーネス使用時、背部装着ベルト端が犬の最終肋骨以降の胴体部位か

らはみ出さないように配慮すべきである。探索リードは時折垂れ下がった状態にあることは認められるが、これにより犬と指導手間の規定距離維持に大きな影響を及ぼしてはならない。探索リードが時折地面を接触することはミスと見なされない。指導手はリードの末端を保持しながら犬の後を追う必要がある。この場合、探索リードの張り方の変更や犬を止める行為によって犬の作業に影響を及ぼさない限り、探索リードの持ち方（片手、両手、片手からもう片手に持ち直す等）や地上からの保持高等の制限はない。

「フリー探索」実施時の指導法

探索リードを用いない足跡追及作業実施は可能とする。最低 10m とする受験犬と指導手間の距離は終始維持される必要がある。

足跡追及作業開始申告

足跡追及作業実施順番となった指導手は探索準備が整った犬（探索リードは伸びきった状態にて、必要に応じ探索ハーネス装着済み）と共に基本姿勢にて審査員に対し作業開始申告を行い、受験犬が物品を持来または指示するかの指示方法を伝える。足跡追及開始地点手前約 2m 地点まで犬を短いリードで指導される事が認められる。足跡追及作業前、足跡コース開始地点付近作業時並びに全足跡追及作業過程におけるいかなる強制行為も禁止とする。

足跡開始地点

訓練審査員指示にて指導手は犬を足跡コース開始地点へ導き、足跡追及作業開始を促す。足跡追及作業開始時、「足跡追及作業を促す」一声符使用が認められる。探索開始前に指導手が好む位置に探索リードを移動させることが可能となるよう（例えば、犬の前肢及び／又は後肢間を通すため）、足跡コース開始地点識別目印の約 2m 手前において短時間に及び犬に停座、立止または伏臥姿勢を実行させることは認められる。足跡コース開始地点識別目印にて「足跡追及作業を促す」一声符使用により犬の作業開始が促される必要があり、この場合指導手は犬の側面または犬の直接後方にて立つ必要がある。

足跡追及作業実施要領

足跡追及作業実行中、訓練審査員は犬の作業の妨げとならぬよう、犬との適切な距離を維持する必要がある（最低 10m）。

「足跡追及を促す声符」にて足跡コース開始地点識別目印より足跡追及作業は開始される必要がある。「足跡追及を促す声符」は足跡コース開始地点識別目印で発声されなければならない。使用が認められている第一声符使用の後、指導手は最大二追加声符で足跡追及作業開始を促す事が認められるが、第二及び第三声符使用はその都度第一直線部配点から「1.5 点減点」とする。第三声符にて犬が足跡追及作業を開始しない場合、当作業は「中止」され、得点は「0 点」とする。犬が足跡を正しく嗅当てていないと指導手が判断した場合、犬を呼び寄せ再度足跡コース開始地点にて作業開始を促すことが認められる。やり直しは一回のみ認められ、指導手が足跡コース開始地点をすでに離れていないことが条件となる。この場合、必須減点は「4 点」とする。

犬は地面に対し鼻を低い位置に保持しながら足跡コースを嗅ぎ当て、探索作業中も終始低

い鼻の位置を保ちながら高い作業意欲が見られる、持続性と安定した終始一貫した速度が見られる足跡追及作業を実施する必要がある。説得力のある作業意欲と集中性が見られる作業が実施される限り、作業速度は評価基準とならない。全足跡追及作業中、犬が率先して作業を行い、自ら判断を下す態度がみられることが重要である。

足跡追及作業開始並びに物品発見後の足跡追及作業再開は、指導手が直立姿勢にて犬の側面または後方に立った状態で犬に対する「足跡追及作業開始を促す声符」発声にて開始される。指導手は探索リードが伸び切るまで静止し続ける必要がある。探索リードの出し方については犬の作業に影響を及ぼさない限り、評価の対象とならない。足跡追及作業中、指導手による手袋着用は認められる。

指導手による探索リード保持方法に多少の遊び幅が許容される。足跡追及作業開始までの明確な時間設定はされていない。なお、足跡コース開始地点識別目印における犬の一時静止は要求されない。訓練審査員は第一直線上の作業開始時の嗅当て態度の集中度に注意を払う必要がある。犬の脚に探索リードが絡んだ場合、指導手は審査員許可を得た上で絡んだ探索リードを解くことが認められる。訓練審査員許可にて指導手は「犬の静止を促す声符」を使用し、犬元へと進む。探索リードが解かれた後、指導手は探索リード一本分の距離を犬と空け、「足跡追及作業を促す声符」発声をもって犬に作業再開を促す。この場合は減点対象とならない。

足跡追及作業終了方法

犬によって発見された最終物品を訓練審査員に提示した後、訓練審査員は指導手に対し作業終了合図を出す。この瞬間をもって採点・評価は終了する。受験犬に基本姿勢をとらせる必要はない。その後、短い間犬を褒めるまたは緊張を和らげることが認められるが、犬と遊ぶまたは餌を与えることは禁止されている。

作業終了申告

指導手は紐付き状態にて（服従作業解釈上の紐付き脚側行進の実施は不要）犬を伴い訓練審査員の元へと進み、足跡追及作業終了を報告すると共に発見された全物品を提示する。

屈折部

受験犬は屈折部において安定した、説得力のある作業を行う必要がある。屈折部にて円を描く確認行動は誤行動と見なされ減点される。なお、足跡コースを離脱すること無く実施される確認行動は認められる。屈折部通過後、必要とされる高い集中力にて鼻を低く保持しながら同一追及速度にて追及作業が継続されなければならない。屈折設定範囲においても指導手は犬との規定距離保持に努める必要がある。犬が安定して屈折作業を完了した後に指導手は足跡を離れることが認められる。

犬を褒める行為

全 FCI-IFH 試験階梯において犬が物品指示作業中に短時間の褒める行為が認められる。

物品加え上げや物品指示前あるいは実行後に行うことも可能とする。犬による足跡追及作業再開前に指導手が探索リードを取り上げる際の犬に対する褒める行為は認められない。

足跡追及作業における「中止」及び各種「失格」言い渡し

受験犬が足跡上を離脱し指導手が離脱を阻止した場合、訓練審査員は指導手に対し犬の後を追うよう指示しなければならない。指導手が訓練審査員指示に従わない場合、足跡追及作業は「中止」される必要がある。各試験階梯規程が定める作業設定時間以内に犬が足跡終着地点に到達しなかった場合も足跡追及作業は訓練審査員によって「中止」される。なお、犬が最終直線上にて作業を行っていた場合は例外とする。中止が言い渡されるまでの作業が評価される。犬が足跡上にて追求作業を中止した場合（作業を行わず長時間同地点にて静止する、頭部の高い保持姿勢への変更、指導手元へ戻る等）、作業持ち時間が十分に残っている、または犬が足跡上を離脱していなくても、訓練審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。足跡追及作業中、野生動物の登場により犬の狩猟本能が優勢となり動物を追う行動をとった場合、指導手は「伏臥を促す声符」を発し、犬による野生動物の追尾を阻止することを試みることが認められる。訓練審査員指示にて指導手は「招呼を促す声符」を用いて犬を招呼し、足跡追及作業再開を促す。再開に至らない場合、「作業中止」とする。

足跡追及作業における「中止」

足跡追及作業中止が言い渡された場合、それまでに獲得された全得点は有効とみなされ、訓練資格証明に記入される。

足跡追及作業中止を引き起こす事例

- 足跡開始地点において、または物品指示作業実施後に犬が第三声符使用によって足跡追及作業を実行しない場合。
- 犬が搜索ロープ一本分以上の距離を足跡から離脱する、または指導手に対する訓練審査員による犬を追うよう出された指示が無視された場合。
- 犬が誘惑足跡を 10m 以上追った場合
- 犬が搜索持ち時間内にて足跡コース終着地点に到達していない場合。例外：犬が既に最終直線上にて作業を実行している場合
- 野生動物登場による誘惑により足跡追及作業再開に至らない場合

「失格」の定義

失格言い渡し時点までに、既に実施済み他試験種目にて獲得された得点を含め、全得点が無効と見なされる。訓練資格証明書類（訓練手帳）には得点も評価も記入されない。失格理由は担当訓練審査員によって訓練資格証明書類（訓練手帳）に記入される必要がある

失格言い渡し理由	訓練資格証明書類記載内容
犬が咥え上げた物品を引き渡さない フリー搜索実施時に犬が足跡から 10m 以上離脱し、 三声符使用にて指導手元に戻らない	「不従順」による失格
稟性テスト時に中立的な態度が見られない	「稟性的な原因」による失格

指導手によるスポーツマン・シップ違反（例 各種モチベーション向上品と／や餌の携帯） 指導手の FCI-IGP 規程、動物愛護法や倫理違反使用禁止されている訓練補助器具の使用の試みや使用	「スポーツマン・シップ違反」による失格
---	---------------------

足跡追及作業の評価方法

評価実施に当たり「優先」及び「二次的要素」の区別される必要がある。足跡追及作業の本質に比重を置く評価を行うため、優先要素には重点が置かれるべきである。

優先評価要素

力強さ、作業に対する自信、集中力、直接的且つ自信に満ちた指示作業

二次的評価要素

指導手と犬の間隔、物品指示作業実行時の伏臥実行速度

採点評価基準

採点、評価は足跡コース開始地点識別目印から開始される。各直線部全長、追及会場特性、気象条件と試験階梯に応じ評価が実施される。犬が足跡追及作業を行う範囲（受験チーム周辺半径 10 以内）への訓練審査員や同行者の立ち入りは認められない。

発見に至った物品に対し犬が指示作業を行った後、指導手は訓練審査員指示なしで犬に近づくことができる。訓練審査員は犬によって指示された物品の位置を確認するため指導手と共に犬の元へ向かうことが認められる。訓練審査員の接近に伴い犬の作業は影響を受けてはならない。訓練審査員は指示された物品を確認した後、足跡追及作業再開の妨げとならぬよう、犬による足跡追及作業再開前にその場を離れる必要がある。

全足跡追及作業中、訓練審査員や印跡者は犬による作業の妨げとなってはならない。訓練審査員は犬または指導手の観察のみならず、会場特性、気象状況、想定可能な誘惑や足跡印跡経過時間も評価実施に当たり考慮しなければならない。訓練審査員は犬の作業に影響を及ぼす各種要素とそれら影響の強弱に応じ、評価に反映する必要がある。

下記要素が考慮される評価が実施されるべきである。

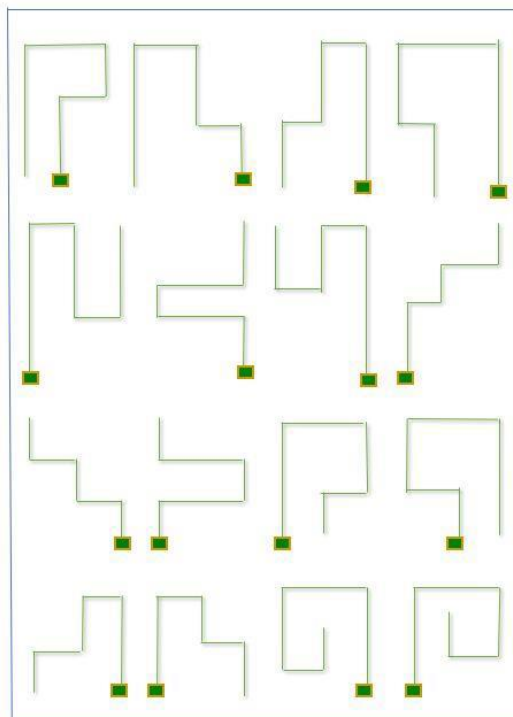
- 足跡に対し低い鼻の保持が見られる安定した集中度が見られる意欲的な作業態度、各屈折地点と物品指示前後の安定した搜索速度
- 犬の訓練到達水準
- ネガティブな表現態度（回避行動、特に物品指示時の各種不安定な態度、自信不足）は減点とする。
- 指導手と犬のチームワーク
- 足跡追及コースの難度
- 足跡追及会場の地表特性（既存植物密生度、地質、地表特性変化、動物の糞等）
- 野生動物による誘惑
- 気象条件 風、暑さ、寒さ、雨、雪等
- 急激な天候状況の変化

訓練審査員は犬が作業中に示す作業意欲、信頼、作業気質、安定度や不安定度、ストレスや回避態度等を評価する必要がある。足跡追及作業開始直後から鼻の低い保持にて集中力が見られる足跡追及作業を実施し、第一直線上模範的な作業を行った場合、訓練審査員が「犬は「足跡」を明確に識別するためより時間を掛けて作業を実施すべきであった」と公評時コメントしてはならない。

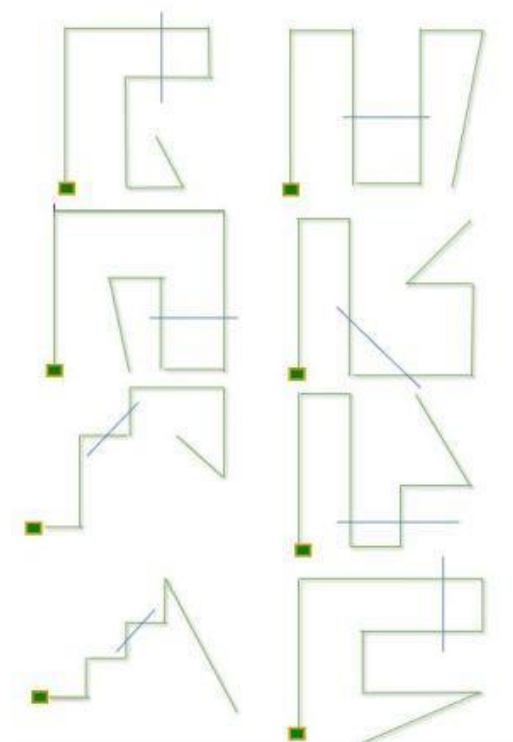
評価ガイドライン

- 犬が足跡コース開始地点識別目印に到達する前に「足跡追及を促す声符」を使用した場合や声符を使用しなかった場合、「1点減点」とする。
犬が足跡コース開始地点識別目印に到達する前に指導手による「足跡追及を促す」声符使用にて作業実地が促されることなく、既に犬に足跡追及作業態度が見られる場合、減点対象とならない。
- 物品の誤指示により犬が足跡追及作業を一時中断し、指導手が犬の元へ進まず、探索リードの末端地点にて「足跡追及を促す声符」を追加使用した場合、「減点1点」とする。
- 物品の誤指示により犬が足跡追及作業を一時中断し、指導手が犬の元へ進んだ場合、「減点2点」とする。
- 指導手が足跡追及作業開始を促すに当たり指符を使用した場合、「減点2点」とする。
- 過度な集中力散漫さによる他行動、排尿や排便行為は「減点8点」とする。
- 屈折部における円を描く行動、指導手による頻繁な励まし、足跡追及や物品指示作業中の探索リードを介したまたは言葉による補助行為は相応の減点を招く。

FCI 国際足跡追及単種目試験 第一試験階梯 (FCI-IFH 1)
各種足跡コース例

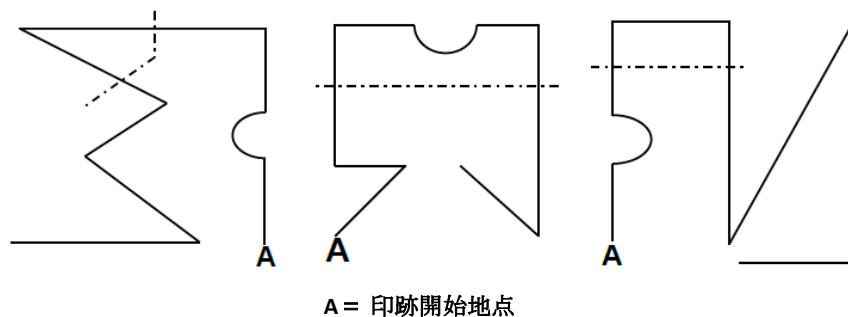


FCI 国際足跡追及単種目試験 第二試験階梯 (FCI-IFH 2)
各種足跡コース例



FCI 国際足跡追及単種目試験 第三試験階梯 (FCI-IFH 3)

各種足跡コース例 各足跡コース・パターンの反転した印跡も可能とする。



屈折部印跡実施要領図

右屈折

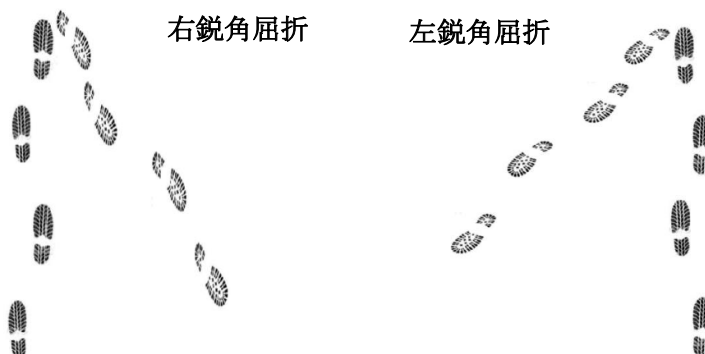
左屈折



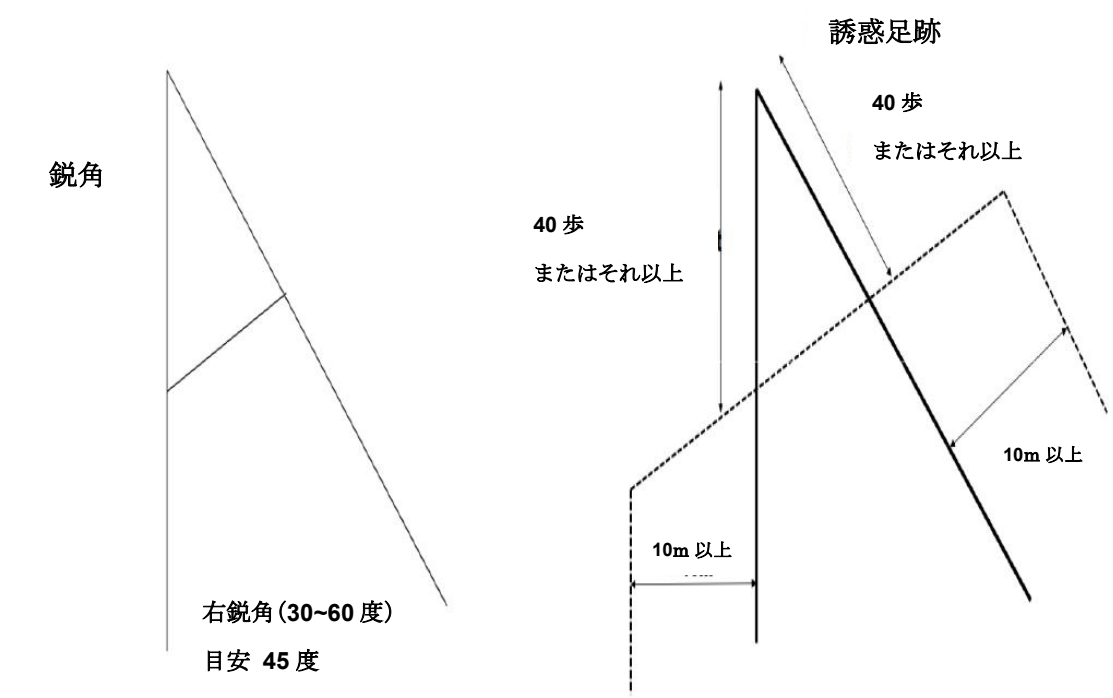
鋭角屈折印跡実施要領図

右鋭角屈折

左鋭角屈折



足跡コース鋭角屈折部と誘惑足跡設定解説図



印跡時の物品配置実施要領図

植生が高い場合、足跡内への配置も認められる。



FCI 物品搜索探知試験 第一から第三階梯試験 (FCI-StöPr 1~3)

試験内容要求設定及び難度は試験階梯毎に異なり、あがる。

試験階梯	物品探知会場面積	物品	配点	設定作業時間
第一 試験階梯	20×30m	指導手私物品 2 個 外寸法 10×3×0.5 cm 材質 複数素材 配置位置 会場左右半分に各 1 個	20 / 20	最大 10 分間
第二 試験階梯	20×40m	他者物品 4 個 外寸法 10×3×0.5 cm 材質 複数素材 配置位置 会場左右半分に各 2 個	10/10/ 10/10	最大 12 分間
第三	30×50m	他者物品 4 個		

第一試験階梯において搜索範囲の左面と右面に各一物品が配置される必要がある。物品配置後の待機時間は設定されていない。配置直後の試験開始は可能とする。

FCI 物品搜索探知試験 第二及び第三階梯試験（FCI-StöPr 2、3）実施要領

指導手は紐付き状態にある犬を伴い訓練審査員に対し指導手及び犬名、受験階梯及び犬の物品指示方法を伝える。

物品搜索探知作業の開始方法

搜索範囲の各境界線と想像上の中央線は、訓練審査員によって指導手に伝えられる。

基本姿勢にて指導手は犬のリードを脱着する。リードは指導手によって携帯される必要がある。リードはポケット等視野外にて携帯するか、リード装着金具が犬の対面側に位置するよう「たすき掛け」で携帯させるべきである。いかなる強制行為も減点とする。指導手は搜索範囲を分断する会場中央線上を歩行する。犬が指示した物品を拾い上げる際のみ中央線を短時間離れる事が認められる。受験犬が物品を持来する場合、指導手は想像上の中央線上に留まる必要がある。この場合、犬の作業再開は中央線上から促される。声指符の使用が認められる。声符「失くした」と「搜索を促す声符」の兼用が認められる。搜索探知作業中、犬による「鼻の高い保持」は誤行動と見なされない。搜索探知作業範囲は、犬によって複数回に渡って搜索されることが認められる。

物品指示作業（物品に対する犬の態度）

発見に至った物品は犬によって接触されること無く、明確に指示、咥え上げまたは持来される必要がある。物品指示作業は「停座」、「立止」、「伏臥姿勢」または、前記いずれかの姿勢において交互に実行されることが認められる。犬が物品を咥え上げる場合、停座または立止姿勢に移るか、物品を持来することが認められる。伏臥姿勢実行や物品を咥えての前進行動再開は禁止されている。犬が物品を指示または咥え上げた後に指導手は訓練審査員に対し犬の物品発見を合図する。審査員許可にて指導手は犬の元へと進み、物品を拾い上げまたは犬からの取り上げ後に物品を持ち上げる事により訓練審査員に発見を示す。この場合、指導手は犬に対していずれかの側面から近づく必要があり、けして犬と対面状態で静止してはならない。物品を高く持ち上げた後に犬を短く褒める事は認められる。訓練審査員は物品を確認した旨を指導手に伝える。その後、指導手は犬と共に想像上の会場中央線に戻り、「搜索を促す」一声符または指符にて搜索実施方向を示し搜索探知作業の再開を促す。物品に対する指示または咥え上げ実行位置は指定されないが、発見された物品は直接両前肢付近最大20cm 範囲内に位置する必要がある。物品指示、咥え上げまたは持来を促す声符使用は禁止されており、使用された場合該当物品は採点対象外とする。物品が持来される場合、指導手は想像上の会場中央線上に留まる必要があり、物品を取り上げた後に会場中央線上より犬の搜索再開を促さなければならない。全物品発見後、指導手は受験犬の首輪にリードを装着し、訓練審査員の元まで進み、犬によって発見された全物品を提示し、搜索作業終了報告を行う。全物品発見に至らなくとも搜索持ち時間終了の段階で訓練審査員は作業終了を指示する。作業終了申告は基本姿勢にて実施される必要がある。

全試験階梯共通評価基準項目

- 犬の操作性（指導手の声指符に対する服従性） 20 点
- 作業意欲（意志及び作業意欲） 20 点
- 持久力（物品発見に至るまでの搜索探知意欲の継続性） 10 点
- 指導手態度（搜索範囲の区分方法及び搜索状況把握、犬の誘導方法） 10 点
- 各物品の発見（確実な指示、啜え上げまたは持来作業実行） 40 点

得点評価比例表

獲得可能最高 合計得点数	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
100 点	100～96 点	95～90 点	89～80 点	79～70 点	69～0 点

「FCI 物品搜索探知試験、第一から第三試験階梯（FCI-StöPr 1-3）」における獲得可能最高合計得点数は 100 点とする。試験合格には最低 70 点獲得を必須とする。

優先評価要素

- － 安定性のある、落ち着いた、迅速な、自信に満ちた、ストレスのない自主的な搜索態度
- － 声指符に対する素早い反応
- － 持久力および目的意識が見られる犬の作業
- － 左右へ向けた奥行きある深い搜索

二次的評価要素

- － 搜索実行速度
- － 物品指示、啜え上げまたは持来後の指導手による犬の搜索会場中央線上へ指導方法

誤行動と見なされない行動

鼻の高い保持による搜索実行

搜索範囲を多少越える行為

作業誤実行例並びに減点

- － 物品指示作業中の犬による物品接触行為の減点幅は「1～3 点」とする。
- － 啜え上げまたは持来中の物品を落とす行為の減点幅は「1～3 点」とする。
- － 物品指示実行地点からの早期離脱の減点幅は「1～3 点」とする。
- － 指導手による想像上の会場中央線からの離脱の減点幅は「2～5 点」とする。
- － 野鼠捕獲、排尿排便行為等に対する減点幅は「2～8 点」とする。
- － 極度の散漫さによる他行動実行、搜索作業中の作業の力強さ、集中力または意志不足の減点幅は「2～8 点」とする。

その他評価ガイドライン

- － 指導手の重度補助行為（伏臥姿勢または持来を促す声符使用）によって指示または持来された物品は評価対象外とする。
- － 犬が物品の引き渡しを拒絶した場合、「不従順による失格」が言い渡される。

FCI 国際持久力試験 (FCI-IAD)

一般規程

当試験の設定目的

FCI 国際持久力試験は、受験犬が受験後著しい疲労を見せることなく、一定の身体的努力が可能であるという事の実証を目的とする。犬の体格構成上、当試験により課せられる身体的努力の要求達成は、特に心臓や肺の内臓や四肢に負荷を掛ける運動や、性格と不屈の精神が試される方法によってのみ確認可能である。試験要求設定を、犬がそれ程苦勞せずに克服する力を備える場合、十分な健全性と必要と見なされる素質を備える証として捉えられるべきである。

一般事項

試験開始前に個体識別確認が実施される必要がある。

試験開催に当たり適用される規則は他設定試験同様、FCI 加盟国内統括傘団体が独自設定する該当規則が有効と見なされる。受験事実は訓練手帳または血統書に記載される。試験結果は成績一覧に反映される必要がある。

当試験開催申請に当たり主催者は、夏季においては FCI 国際持久力試験開催を早朝または夕方の時間帯に実施することを確約する。試験開催時の外気温は摂氏 22 度を超えるべきではない。FCI 国際持久力試験受験は任意とする。受験により指導手または受験犬が身体的な損害を被った場合、主催団体と担当訓練審査員に損害賠償責任は一切生じない。

受験条件

最低受験年齢は 16 ヶ月とする。訓練審査員 1 名による審査実施される、「一日開催試験」における最低受験数は 4 頭、最大受験数は 20 頭とする。受験頭数 20 頭を越えた場合、訓練審査員の追加起用が必要となる。安全理由上、一指導手は一頭とのみ受験することが認められる。

受験犬は必要となる十分な健全性と体力を事前に身に着けた上、受験する必要がある。病弱、体力不足、発情犬、受胎犬または授乳中の犬による受験は禁止とする。

試験開始時、指導手は担当訓練審査員に対し作業開始申告を行う。審訓練査員には犬の健康状態を確認する義務が生じる。疲労が見られるまたは作業意欲が見られない犬による受験継続は認められない。試験中、犬に重度の疲労や受験による他影響が見られる場合、試験は中止される。

判断権は訓練審査員にあり、決定は絶対とする。

評価方法

得点や評価は実施されない。可否のみ発表される。

試験会場

試験は可能な限り様々な地表性質を有す道路や小道で実施されるべきである。使用対象となるのはアスファルト、舗装及び無舗装道路や小道。

FCI 国際持久力試験実施距離及び実施速度

平均時速 12 から 15km にて、全長 20km の距離に渡って実施される。

実施要領

受験犬は道路交通法に則り紐付き状態で、指導手が搭乗する自転車側面にて通常の「軽速歩」にて歩行する必要がある。慌て過ぎた歩行は避けられるべきである。前進速度に合わせた歩容調整を犬が出来るよう、リードは適切な長さで保持される必要がある。リード固定装置（例「シュプレンガー社製」）を用いた自転車へのリードの固定は認められる。犬が多少前方に出る行為は誤行動と見なされないが、常時遅れが生じる場合は誤行動と見なされる。8 キロ地点にて 15 分間の小休止が取られる必要がある。休憩中、訓練審査員は犬に過度な疲労が見られないかを観察する。重度疲労が見受けられる犬の試験継続は認められない。休息後、さらに 7km に及ぶ作業が継続実施され、その後再度 20 分間の休息が設けられる。この休息時間中受験犬は、服従が求められない自由運動が可能な状況設定が必須となる。続く 5 km に及ぶ次作業開催直前に訓練審査員は、再度犬の疲労度合いと四肢のパット負傷の有無に付いて確認する。重度疲労が見られるまたはパット負傷が確認可能な犬の受験継続は認められない。

全歩行距離を終えた受験犬には、更に 15 分間に及ぶ休息時間が与えられる。この場合、受験犬は服従が求められない自由運動が可能となる環境が提供される必要がある。訓練審査員は再度受験犬の疲労度合いとパット負傷の有無を確認する。

訓練審査員と試験実行委員長は試験中、自転車または車両にて同行すべきである。受験犬に関する観察事項を書き留める必要がある。試験要求を満たさない犬を想定し、車両への搭載と移送が可能となるよう、試験主催者提供車両による受験犬の同行が必要となる。

重度の疲労が見られる、または最低時速 12km ペースを持続することが出来ず、大幅に設定時間を超過する受験犬は「不合格」とする。